

## 三井物産株式会社取締役会議録

三井物産株式会社「取締役会議録」について

### 一

一九〇九年（明治四二）一〇月一一日、三井合名会社、東神倉庫株式会社が設立され、同時に三井物産、三井銀行が株式会社化され、ここに三井合名会社を投資・統轄機關とする三井物産事業の新たな組織体制が成立した。新たに設立された三井物産株式会社は、一一月一日三井物産合名会社から業務を引き継ぎ、営業を開始した。今回掲載する三井物産株式会社「取締役会議録」第一号～第三号（ただし、第一号表紙には「取締会議録」と書かれている）は、株式会社設立の当日に開かれた第一回取締役会から第八三回取締役会（一九一〇年八月一六日）までの議案・報告などを記載したものである。すでに第四号（一九一〇年八月一一二月）～第二〇号（一九二〇年六月一九二一年一月）は、三井文庫で閲覧に供している。この第四号～第二〇号

が第一次大戦前に三井家同族会事務局から旧三井文庫に移管されていたのに対し、今回紹介する第一号～第三号の所在は長く不明のままであった。その存在が三井本館ビル地下において確認されたのは現三井文庫設立後であり、一九七二年七月旧三井物産株式会社から三井文庫に移管されたのである。各冊とも半紙判野紙の「東京 三井物産株式会社」用箋に毛筆で墨書きされている。筆記のはとんどは庶務課主任田中文藏（のち庶務課長、文書課長）が行い、これに各重役がひとつずつ取締役会毎に捺印あるいは自署している（ただし、第一回～第四回取締役会は省略されている）。以下、これらの「取締役会議録」利用の際に留意すべき事項を述べたい。

この取締役会構成員は株式会社設立時、次のようにであった。

社長 三井八郎次郎（三井合名業務執行社員）  
常務取締役 飯田 義一（三井銀行取締役）

渡辺専次郎 ロンドン駐在

岩原 謙三

山本条太郎

福井菊三郎

早川千吉郎 (東神倉庫監査役)

朝吹 英二 (三井銀行常務取締役)

小室 三吉 (三井合名参事、三井銀行監査役)

監査役 三井得右衛門 (三井合名監査役)

同 同 同 团 球磨 (三井合名参事、三井銀行取締役)

監査役 朝吹 健 (三井銀行取締役、東神倉庫取締役)

同 同 同 林 健 (三井銀行取締役)

監査役 朝吹 健 (三井銀行取締役)

た「常務取締役事務分掌内規」では左のように規定された。

常務取締役事務分掌内規

一、取締役会規程第四条ニ基キ本店在勤常務取締役ノ事務分掌

方左ノ通り定ム

一、三井常務取締役並飯田常務取締役

人事、金融、調査、其他他ノ常務取締役ノ所掌ニ属セサ

ル事項

一、岩原常務取締役

生糸、羽二重、樟脑、陸海軍用務、機械、鐵道、砂糖、

セメント、輸入雑品

一、山本常務取締役

石炭、船舶、官蔴、木材、棉花糸布、燐寸、保險

一、福井常務取締役

輸出入米、豆、豆粕、油並種類、燐礦石、其他ノ肥料、

硫黃、金物類、麦、麦粉、輸出雑品

一、取締役会ニ提出スヘキ議案ハ當該常務取締役ニ於テ之ヲ立

案スル事

一、常務取締役ハ毎日午前十一時会合ノ上事務上ノ打合ヲ為ス

事

この後、業務委員・協議委員制への移行に伴い一九一一年一月二〇日第二〇〇三回取締役会決議によつて「業務委員事務分掌」が定められた。この特徴は、業務が正・副二人の委員によつて分掌され、しかも從来は三井八郎次郎、飯田の分掌となつた「常務取締役事務分掌内規」では左のように規定された。

常務取締役事務分掌内規

一、取締役会規程第四条ニ基キ本店在勤常務取締役ノ事務分掌

方左ノ通り定ム

## 三井物産株式会社取締役会議録

ていた人事、金融、調査の業務が岩原、山本、福井の三業務委員の管轄事項となつたことである。

### 業務委員事務分掌

正 副

岩原 山本 機械、鐵道、金物、砂糖、樟腦、陸海軍、輸入  
雜品、調查、計算、歐洲本邦一般事項

山本 福井 石炭、船舶、木材、保險、庶務、金融、支那南洋一般事項

福井 岩原 肥料、米、雜穀、棉花糸布、生糸、羽二重、輸出雜品、人事、米國印度一般事項

さらに、一九一三年二月二八日第二回取締役会決議によつて次のように正・副の位置が交替した。  
業務委員事務分掌

正 副

山本 岩原 機械、鐵道、金物、砂糖、樟腦、陸海軍、輸入  
雜品、調查、計算、歐洲本邦一般事項

福井 山本 石炭、船舶、木材、保險、庶務、金融、支那南洋一般事項

岩原 福井 肥料、米、雜穀、棉花糸布、生糸、羽二重、輸出雜品、人事、米國印度一般事項

業務委員の分掌は一年交替であったようであるが、シーメンス事件発生の影響で「業務委員分担ハ二月二十八日ニテ交代ヲ要スル処、岩原取締役モ不在ニ付、当分現在ノ儘続行スル事」

(一九一四三月二〇日第三四五回取締役会)となり、その後、常務取締役制復活にともない、一九一四年一二月には次のようになお、シーメンス事件発生後この時点における代表取締役社長は三井源右衛門、代表取締役は三井養之助、常務取締役は渡辺專次郎、福井菊三郎、藤瀬政次郎、小田柿捨次郎、取締役は團琢磨、早川千吉郎、監査役は三井得右衛門、小室三吉、間島与喜である。

福井 人事、計算、調查、金融、庶務、石炭、生糸羽二重、米國本邦一般事項

藤瀬 棉花糸布、機械鐵道、金物、砂糖樟腦、海陸軍、輸入雜品、支那歐州一般事項

小田柿 船舶、保險、肥料、米雜穀、木材、輸出雜品、諸官省海陸軍以外、南洋印度一般事項

以上が、一九〇九レ一九二一年の期間で現在判明している本店在勤の常務取締役・業務委員の事務分掌である。このほかロンドン駐在の渡辺に対しても、一九一四年までロンドン支店関連業務の分掌が委ねられていた。また三井合名との関連でいえば、朝吹が三井合名の意向を伝達する役割を担つたようである。一九一二年一月朝吹退任後は取締役に就任した団がこれを引継いだと思われる。

つぎに、取締役会の開催日数との関連で「協議会」の位置に

ついて簡単にふれておきたい。株式会社設立以来、取締役会は火曜日、金曜日の週二日を定例としたが、業務委員・協議委員制への移行の一環として一九一一年一〇月一三日、定例日を金曜日のみの週一回に削減した。「協議会」の議事録である「取締役会協議簿」（後述）が一〇月一四日に起筆され、しかも週二回ないし三回開かれていることから推測すれば、従来取締役会においてなされた協議事項の多くが「協議会」に委ねられたものと考えられる（後述、岩原の発言をも参照）。つまり、今後の研究をまたなければならないが、「協議会」で業務遂行に関する実質的な意志が決定されたのではないかという推定が成り立つ。もっとも、この冊子に記された最後の日時は一九一四年（大正三年）三月四日である。この日付から推測すると、岩原業務委員が六日、金剛事件について取調をうけ一日に拘留され、さらに四月二十五日飯田・岩原・山本の三名が辞職したために「協議会」開催の実質的な意味が失なわれ、「協議会」が短命のうちに廃止されたのではないかと思われる。ちなみに、常務取締役制への復帰以前の一九一四年五月から取締役会定例日は再び火曜日、金曜日の週二回へともどるのである。

## 一一

ここで、「取締役会議録」に関連する諸資料の保存状況について述べたい。総じて、三井物産株式会社の設立から一九一三年

年関東大震災までの時期について三井物産の業務遂行をめぐる意志決定をうかがい知ることのできる資料は、震災のためにほとんど消失したと思われる。とりわけ、三井物産が議案の認可を決裁を求めた三井合名会社側の現存資料は皆無に等しい。そのため、合名側の意志は「取締役会議録」によって知る他に術はない。三井物産が合名の認可を求める議案については「取締役会議録」の議案の下に仮決議と記され、合名決裁の結果は一九一四年三月二〇日までの期間（これ以降の記載方法は後述）、通例欄外に朱書で、「本決議」「決議」「可決」「決」「更ニ研究」「否決」「廃案」「撤回」などと書き加えられている。しかし、判明するのは決裁の最終的な結果だけであって、各議案の具体的な内容やそれに対する合名側の具体的な決裁の理由は、附属資料が残されていないためにほとんど判明しない。これは三井物産取締役会のみで決裁でできる議案についても同様である。ただし、一九一三年一二月までは、社長名で支店・部・出張所、出張員などに出された「指令」（三井文庫所蔵史料・物産八八）が残っているので議案の内容についてはある程度まで捉えることができる。

つぎに、取締役会での意志決定を知る資料はいうまでもなく「取締役会議録」である。議案の内容については右に述べたような状態であるが、シーメンス事件発生以前においては各常務取締役・業務委員の報告が詳細に記載されており重要な意志決定・業務活動を知ることができます。なお、一時期取締役会の下

## 三井物産株式会社取締役会議録

に設置されていたと考えられる「協議会」の協議は「取締役協議簿」（三井文庫所蔵史料 物産一九五）に題目のみ記載されている。この「協議会」は社長、業務委員三名、協議委員飯田の計五名によって構成され（そのうち三井養之助が加わる）、田中文藏が記録を担当した。なお業務委員岩原は第二回支店長諮問会の席上、「御承知ノ如ク我社組織変更以来幹部ニ於テハ壇断或ハ独断的ノ遣リ口ヲ為シ得ス、故ニ各店ノ申立事項ノ如キモ之ヲ一応取締役ノ協議会ニ於テ協議ヲ重子、尚未取締役会ニ提出シ其決議ヲ経テ更ニ三井合名会社ニ回附シ其評決ヲ得ル」（傍点引用者）と述べ、「協議会」の位置を明らかにしている。

取締役会に提出されない案件の本部決裁は「会議録綴」で知ることができる。この一連の綴は「会議案」「会議書」「会議書綴」などと表書きが冊子により変化するものの、内容は同一である。株式会社化以降で三井文庫が所蔵しているものは一九一四年一二月までの綴計九冊（物産一六八～物産一七六）である。この冊子には議題を記入して持回りで廻議に付した「三井物産株式会社廻議」用箋あるいは「廻議用紙」（三井物産合名会社時に作成の用紙）と、それらの附属資料が綴じこんである。社長、飯田、山本、小室の四人によって決裁された株式会社設立当初を除けば、通常、社長、本店在勤の常務取締役四名に廻議されて案件が処理されている（一九一一年一〇月以降は通常、社長および業務委員と協議委員飯田に廻議、一九一四年七月以降は常務取締役以上で廻議）。

「支店長会議録」などを除けば、各レベルにおける意志決定を知る基本的な資料は上掲のものに限られ、支店長あるいは部長どまりでの具体的な決裁を記したまとまった資料は残されていない。いちおう、これらの諸点を確認し、つぎにこの意志決定、決裁の範囲を限定づけた各機関・各役職の職務権限を今度は逆に下級から上級へ順に検討しよう。まず、支店長、部長、出張所長、主張員首席の権限は、取締役会議案第一〇〇号「支店長職務権限規程」（一九一〇年五月五日達第一三号）によつて定められた。この規程は一九一九年、一九二二年に改正され、規程の条項はより詳細になる。ここでは一九一〇年制定の規程を左にかげておく。

### 支店長職務権限規程

第一条 部長、支店長ハ当会社ノ規則達令ニ遵ヒ普通ノ店務ヲ處理スヘシ

第二条 前条ノ趣旨ニ則リ左記ノ事項ニ就テハ予メ案ヲ具シテ本部ニ伺出テ許可ヲ受クルコトヲ要ス

一、新ナル商品ノ取扱又ハ從來取引関係ナキ他邦國ノ新ナル取扱先ト商売ヲ開始シ又ハ在来ノ商売ヲ廢止スル事

二、商品ノ売越買越

三、引当ナキ大口ノ為替ノ先約並大口ノ約定品ニ対シ為替ノ取極ヲ為サ、ル事

四、引当ナキ大口ノ運賃ノ先約並大口ノ約定品ニ対シ運賃ノ取極ヲ為サ、ル事

- 五、当然保険ヲ附スヘキモノニ特種ノ理由ニ依リ保険ヲ附セサル事
- 六、代理店又ハ一手販売ノ引受、期限中ノ解約、満期継続又ハ重要ナル条項ノ変更
- 七、買約定品ニ対シ巨額又ハ不相当ノ前貸金ヲ為シ又ハ販売委託ヲ受ケタル商品ニ対シ巨額又ハ不相当ノ内貸金ヲナン若クハ又買附委託ヲ受ケタル商品ニ対シ巨額又ハ不相当ノ立替金ヲ為ス事
- 八、不動産等ヲ抵当トシテ融通ヲ与フル契約ノ締結、満期継続並重要ナル条項ノ変更
- 九、前二項以外ニ於テ商売上ノ必要ニ依リ貸金ヲ為ス事
- 十、延払方法ニ依ル巨額ノ注文引受
- 十一、重要ナル契約並長期ニ亘ル契約ノ締結、期限中ノ解約、満期継続並重要ナル条項ノ変更
- 十二、不動産、船舶、有価証券其他重ナル財産ノ得喪
- 十三、信用程度ノ取極並其変更
- 十四、訴訟
- 十五、部長支店長ノ旅行海外ニ在テハ五日以上ニ亘ル場合又ハ視察其他普通ノ店務以外ノ用務ヲ以テ店員ヲ旅行セシムル事
- 十六、店限使用人（小供小使ヲ除ク）ノ雇入解僱
- 十七、寄附金ヲ為ス事
- 十八、其他總テ異例又ハ重要ナル事項

#### 第三条

店務執行上必要ナル一廉五百円未満ノ費額支出ハ部長、支店長ニ於テ之ヲ決行スルコトヲ得

但会社財産ノ保存上必要ナル修繕費ニ付テハ本文極度

ヲ千円トス

#### 第四条

出張所長、出張員首席ニハ本規程ヲ準用ス

この規程で支店長、部長などの執行しうる権限は第三条にみられる程度である。規程の基調は、第二条の本部要許可事項、すなわち支店長、部長などが決裁できない事項によつて構成されているといつてよい。ただし、「大口ノ」「重要ナル」「不相当ノ」「巨額」の、「異例」など解釈に幅の生じる表現が使用されている点は注意を要する。というのも、一九一八年六月第六回支店長会議において藤瀬常務取締役は「然ルニ今尚時トシテ規則達令ニ悖リ、専擅事ヲ処スルカ如キコトナキニシモ非ナルハ深ク遺憾トスル所ナリ、蓋シ規則達令ニ違反シ専擅事ヲ処スルカ如キコトアリトセハ、仮令其結果商務ヲ進展シ、巨利ヲ獲得スルコトアリトスルモ、所謂渢ヲ揮テ馬稷ヲ斬ルノ拳ニ出テサルヘカラサルコトアルヘシ、諸君ハ常ニ思ヲ茲ニ致シ、不知識ノ間過誤ニ陥ル勿ランコトヲ期セラルヘシ」と訓示しているのである。現実には規程を超えて支店長、部長などが業務活動を積極的におこなう場合がしばしば生じたと考えられる。では、支店長、部長などが決裁できない事項はどのように処理されていったのであらうか。本部ではこれらの下級からの案

## 三井物産株式会社取締役会議録

した。廻議に付すべき事項を規定した文書は一九〇九年一二月二八日第一九回取締役会に第四六号議案として提出された「社長並常務取締役ニ於テ処理シ得ヘキ事項」である。「本件ハ決議事項トセス、此心得ヲ以テ實際上ノ習慣ヲ作ル事」とされた。現在のところ、この心得は未見である。この心得が取締役会仮決議、合名認可を経て規程にもらえるのは一九一四年七月二一日達第四一号「三井物産株式会社取締役会規程」をまたなければならない。この規程第三条は次の如くである。

- 第三条 会社ノ業務ハ取締役会ノ決議ヲ経タル後常務取締役之ヲ執行ス、但左記ノ事項ハ取締役会ノ決議ヲ経ルヲ要セス常務取締役之ヲ専行スルコトヲ得
- 一、月給五拾円未満並日給使用人ノ雇入、解僱、増給、懲罰等
  - 二、支配人、支店長、部長、本部課長、出張所長以外ノ転勤
  - 三、使用人ノ出張
  - 四、使用人ノ臨時手当、役宅料、役手当支給
  - 五、船員ノ雇入、解僱其他進退酬謝及諸給与
  - 六、金高五万円未満ノ商品ノ売越買越
  - 七、業務上当然起ルヘキ契約ノ締結、解約、条項ノ変更並委任状ノ発行
  - 八、業務上必要ナル金融並為替ニ関スル事
  - 九、手形並小切手ノ発行、裏書、引受

十一、債権ノ請求、受領及債権保全ニ關スル一切ノ事

十二、債務並諸経費ノ支払

十三、不動産賃借

十四、会社財産ノ必要ナル修繕

十五、重要ナラサル規定ノ制定並改廃

十六、金高千円未満ノ寄附

十七、其他会社日常ノ事務

一七項目にわたつて常務取締役の專断範囲が規定されている。残る事項が取締役会に提出されるのであるが、ここでも取締役会どまりの決裁に属するものと合名の認可を仰ぐものとに区分される。おそらく合名からこの区分に関して何らかの指示が文書あるいは口頭でなされていたと思われるが、それを示す資料は未見である。したがつて、実際に取締役会に提出された議案がどう処理されたかを検討することによって合名の指示を逆に推定する操作を施さなければならぬ。

### 三

すでに、森川英正は『財閥の經營史的研究』(東洋経済新報社、一九八〇年)において「取締役会議録」に着目し、そこに記載された議案の検討を通じて三井合名と三井物産本店との間の権限関係を明らかにしようとして試みている。この視角が三井財閥、ひいては日本における財閥資本の統轄・支配の特質を明ら

かにする上で有効性を持つことは否定できない。だが残念ながら、森川の実証は結論を急ぐあまりか、いくつかの重要な事実誤認を犯しており、現実よりも過大に三井合名」「本社」認可事項の範囲を評価するものとなっている。そこで改めて同じ視角によって取締役会議案の検討を行いたい。

一九〇九年～一九二一年に提出された議案を第一期一九〇九年一〇月～一九一〇年八月、第二期一九一〇年八月～一九一四年三月、第三期一九一四年四月～一九二一年一月に区分する。なお、第一期の「取締役会議録」は森川の参照できなかった未公開資料である。したがって、森川がこの未公開資料を参照できたと仮定すれば森川の実証の仕方に変化が生じるとも思われるが、後述する実証上の混乱は第一期の冊子未利用のために生じたのではないということをあらかじめ指摘しておきたい。

第一期における特徴は、①支店長、出張所長など上級役職者の任命、更迭、②取引先信程度額および製糸資金前貸金などの短期的貸付、③「店内検査規則」、本店本部・機械部の職務章程＝規程など、一部の主要な規程の制定・改正は合名の決裁を要しなかったことである。また④一九一〇年六月頃、從来月給五〇円以上～一〇〇円未満の使用者の雇入・解傭・増給・懲罰などが取締役会どまりの決裁事項であったのが、月給五〇円以上～一〇〇円未満へと範囲が拡大し、合名の認可を仰ぐ範囲は月給二〇〇円以上に限定された。

ところが第二期では合名要認可の範囲が拡大される。すなわ

ち①および②の製糸資金前貸、③の主な規則・規程類の制定・改正はいずれも合名の認可が必要となる。だがこの合名権限の拡大傾向を阻止することになるシーメンスー金剛事件（一九一四年）が発生する。

第三期はこのシーメンス事件によって画される。この事件が三井物産、三井合名に与えた影響は重大である。先に述べたように業務委員・協議委員制から常務取締役制への復帰（一九一四年七月二一日）、常務取締役の事務分掌を一人ずつとしたこと、常務取締役の専断規定の明確化（一九一四年七月二一日）、三井合名における理事長制の発足（一九一四年八月五日）など組織改革があつた。これら一連の改革の一つの狙いは、会社業務の責任が直接三井同族、三井合名に及ばぬよう回路を遮断することであった。この意図は「取締役会議録」の記載のされ方にもあらわれている。従来、墨筆で「仮決議」と記入され、欄外に朱筆で「決議」「可決」などと追記されていた合名決裁議案は第三四七回取締役会（一九一四年四月一〇日）以降、合名決裁後に議案の下に朱筆で「決議」と記入され、また常務取締役（業務委員）の報告はほとんど記載されなくなる。だが、第二期から第三期への変化はこれらの点にとどまらない。各議案の処理のされ方を逐一検討すると、実は三井合名と三井物産との権限関係、三井物産内部での権限関係が大きく変化することを確認できる。まず①一手販売契約締結議案は、長期のかつ巨額の固定貸付を伴うなどの特別な議案を除けば先の第三

## 三井物産株式会社取締役会議録

四七回取締役会以降原則として三井合名の認可が不要となると思われる。なお、第一期、第二期について若干の説明を加えておくと、一手販売契約締結事項がすべて取締役会審議あるいは合名認可を必要としたわけではない。この点は、三井物産株式会社「事業報告書」(各期)などの資料と「取締役会議録」とを比較検討すれば容易に確認できる。(2)第三七五回取締役会(一九一四年七月二八日)を最後として、取引先信用程度の設定に関する議案は姿を消す。この案件は常務取締役による決裁へと移動したと推定される。(3)支部・部の規程の制定・改正は第四〇六回取締役会(一九一四年一月一〇日)より取締役会どまりの決裁となる。(4)さらに、第七〇四回取締役会(一九一八年三月二九日)以降は、合名認可を必要とせずにすべての売越買越限度額設定議案が取締役会どまりで決裁されるに至る。なお、この点についても若干の説明が必要である。第三期になると、「金高五万円未満ノ商品ノ売越買越」は常務取締役の専断に委ねることが規程にもられるし、金高の上限がどこに設定されていたかの確定はできないものの第一期においても取締役会どまりで売越買越議案が決裁されている例もある。後者については資料未公開のため森川が知りえなかつた事実であるが、前者は「現行達令類集」(三井文庫所蔵史料 物産九〇—五)を参照すれば一目瞭然に理解されることである。そして前者に注目するならば、一九一八年三月以前の売越買越案件の決裁権限が三井合名、三井物産取締役会、常務取締役(あるいは業務委

員)に金高などによって分割されていたという認識に達することができる。この金高などによる決裁権限の重層的分割という認識は、売越買越案件に限らず他の案件(たとえば特別手当、固定資産、寄付金、前貸金などの案件)を考察する際にも重要なである。しかるに、森川にはこの認識が稀薄なため前掲書の論証は混乱したものとなつたのである。たとえば、森川は「一九一〇年八月~一九二一年一月の期間において『前貸貸付も一貫して三井合名の決裁事項であった』(二四九頁)とし、その論拠として一九二〇年八月二四日第九二五回取締役会提出議案「石炭部同蔵内鉱業株式会社へ金武百円貸金ノ件」をあげている。読者は二〇〇円の貸金にも合名認可が必要なのかと思うのが普通であるし、森川も同じ考え方なのである。しかし、この議案は「石炭部同蔵内鉱業株式会社へ金武百萬円貸金ノ件」が正確な記述であり、なにも二〇〇円の貸金について合名の認可を要したのではない。

だが、実は森川の実証上の致命的な誤りはこれらの点にあるのではない。森川が、買持、売越買越、先売先買をそれぞれ別のものとして指定し、考査しているところにこそ資料操作上最大の誤りがある。というのは、買持=買越=先買、売越=先売、したがって売越買越=先売先買という等式が成立するからである。これらの用語の相互関連は「取締役会議録」記載の議案と「指令」(三井文庫所蔵史料 物産八八)などを対比することによって知ることができる。たとえば、森川が引用している

議案で「買持」と表記されている個所が「指令」では「買越」あるいは「先賣」と記されていること、「指令」ではある商品の「買持」「買越」を三井物産本部が支部・部などに認可する場合に但書として「右商品ノ先賣ヲ認可スルハ……」などと記され、また「売越」を認可する場合に但書で「但本文先賣ヲ認可スルハ……」と記されていること、前掲「支店長職務権限規程」（一九一〇年制定）には支店長などが本部の認可を求めなければならぬ事項として単に「商品ノ売越買越」と規定されており、買持、先賣先買について言及されていないことなど、枚挙にいとまがない。したがって先に指摘した等式が成立することは明らかであり、森川の錯謬も明白である。

さて以上森川の所説に関連せながら第一期から第三期まで簡単に議案の検討を試みたが、最後に改めて第一期～第三期全体を通じる変化を確認しておきたい。総じて、この期間においては「本社」＝三井合名の認可を必要とする事項は大幅に減少したといえる。だが、この減少がただちに三井物産に対する権限の縮小を意味するとは考へがたい。三井合名は人事、投融資、経営組織などに関わるものの中、最も重要な案件のみを掌握することによって三井物産を統轄するようになるのである。それを最もよく裏づける案件は、支店長、部長、出張所長など上級役職者の任命・更迭である。この案件は第一期においては取締役会どまりで決裁されていたが、第二期に入ると合名決裁事項となり、全体として三井合名から三井物産取締役会へ

の権限委譲のみられる第三期においてもこの案件は依然合名決裁事項として残されている。このように一方では三井合名の決裁事項が新たに追加されているのである。したがって、合名の権限が全体として縮小したと結論づけるとすれば、それは早計のそしりを免れまい。むしろ、まずは三井合名による三井物産に対する統轄の方式が変化したと考える方が妥当であると思われるが、これは今後の検討をまたなければならない。

なお、本史料の原稿作成および校合は鈴木が行った。

（鈴木邦夫）

#### 凡例

- 一、用字は原則として通用の字体を使用した。
- 一、読みやすくするため、適宜に読点、並列点を加えた。
- 一、朱書は「」でくくり、右肩あるいは上に（朱書）と注記し、欄外の場合には（欄外朱書）とした。なお、墨書の場合には、單に（欄外）とした。
- 一、印判はその位置に○印をつけて（印）と注記し、自署はその位置に（自署）と注記した。
- 一、抹消個所で墨で消された文字には左傍に×を、朱で消された文字には同じく○をつけた。

三井物産株式会社取締役会議録

(表紙)

(朱書)

「第一号」

自明治四十二年十月十一日  
至明治四十三年二月十五日

三井物産  
株式会社 取締役会議録

(原寸 縦 272mm, 横 195mm)

第三回 明治四十二年十月二十八日

第五号 出張所長任命ノ件

第六号 営業規則再議ノ件

第七号 取締役会規程制定ノ件

第四回 明治四十二年十一月二日

第八号 近藤達二郎依頼解傭之件

第九号 小田良治事務嘱託ヲ解ク件

第十号 山口俊太郎依頼解傭ノ件

第十一号 常務取締役福井菊三郎報酬取極ノ件

第十二号 The Bombay Cotton Trade Association Ltd ノ株

第十三号 支店長ニ交付スル委任状ノ件

第十四号 花蓮商売廢止ノ件

(欄外朱書)「六日本決議」

第十五号 使用人登用規則改正ノ件

件

第十六号 横浜支店并横浜船積取扱所共用事務所新築費増額ノ  
(欄外朱書)「六日本決議」

(朱書)  
「本日ノ会議ニ於テ取締役会定日金曜日午前十一時開会ヲ午後  
二時開会ニ変更」

第四号 取締役小室三吉氏ニ当分ノ内、常務助勢依頼ノ件  
(朱書)  
「仮決議  
合名<sup>ハ</sup>同」  
合名<sup>ハ</sup>同」

三井物産株式会社取締役会議録

第一回 明治四十二年十月十一日

第一号 社長並常務取締役互選ノ件

第二号 取締役会議定日取極ノ件

第二回 明治四十二年十月二十日

第三号 営業規則制定ノ件

第四号 取締役小室三吉氏ニ当分ノ内、常務助勢依頼ノ件  
(朱書)  
「仮決議  
合名<sup>ハ</sup>同」  
合名<sup>ハ</sup>同」

(朱書)  
「決議」

(朱書)  
「仮決議  
合名<sup>ハ</sup>同」

(朱書)  
「合名<sup>ハ</sup>同」

(朱書)  
「同」

(朱書)  
「同」

(朱書)  
「同」

(朱書)  
「同」

(朱書)  
「同」

(朱書)  
「宿題<sup>ハ</sup>トス」

(朱書)  
「同」

第五回 明治四十二年十一月九日

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

山本条太郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

議案

第十七号

名古屋支店長岡野悌一豊田式織機株式会社取締役ニ

就任認可之件

(朱書)

第十八号  
倉庫売渡契約ノ件

神戸支店花蓮倉庫、米穀肥料部網浜倉庫ニ

店六番倉庫并神宮司倉庫ヲ東神倉庫株式会社へ売

渡ニ付契約ノ件

(朱書)十一月十二日合名会社ニテ承認ノ旨報告アリ

(朱書)十一月十二日合名会社ニテ承認ノ旨報告アリ

札幌出張所廢止、小樽出張所設置ノ件

(朱書)十一月十二日合名会社ニテ承認ノ旨報告アリ

札幌出張所廢止、小樽出張所設置ノ件

(朱書)十一月十二日合名会社ニテ承認ノ旨報告アリ

定款変更ノ件

定款第三条支店ノ表示中「札幌区」トアルヲ「小

樽区」ト変更ノ事

報告

(朱書)十一月十二日合名会社ニテ承認ノ旨報告アリ

報告

380

第六回 明治四十二年十一月十二日

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

山本条太郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

議案

第二十一号

舞鶴出張所長更任ノ件

舞鶴出張所長河島元楠ニ本店勤務ヲ命シ、次席

高橋諒一ニ所長ヲ代理セシム

報告

一朝吹取締役ヨリ営業規則並取締役会規程ハ合名会社ニ於テ修正ヲ加ヘタルニ付、修正ノ通改訂サレテハ如何、更ニ審議アリタシトノ事 外ニ第十七号議案否決ノ「并第十八、十九、廿号議案可決之事

# 三井物産株式会社取締役会議録

一 飯田常務取締役 ヨリ

一 孟賣支店金箱取引先 Hussonai Kumroodin 二対シ、金箱

引取遅延代金支払請求訴訟提起ノ一

一 打狗浚渫船ニ関スル台灣總督府土木局長ト交渉顛末

一 肥料共同購買契約ヲ台灣總督府ト締結之件

一 台灣阿片煙膏元壳捌引受之件

以上

第七回 明治四十二年十一月十七日

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

議案  
第二十二号 営業規則再議ノ件  
(朱書)  
〔但株主臨時総会へ提出ノ事〕  
(決議)

報告

一 江戸丸事件

当社石炭積麗船江戸丸香港出帆ノ際、病死ノ支那人足ヲ海中  
へ投棄之件

一 濱洲石炭人夫ストライキノ件

一 舞鶴出張所河島元楠消費事件  
相談

一大阪銀行物産共同俱楽部設備之件

(朱書)  
〔銀行物産熟議ノ上提案ノ事〕

一 合名会社用度ニ関スル件

(朱書)  
〔宿直ハ從来ノ通、合名会社用度ニ於テ取扱ヒ貫ヒ度希望〕

以上

第八回 明治四十二年十一月二十四日 (水曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

取締役 三井八郎次郎〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

議案  
第二十二号 営業規則再議ノ件  
(朱書)  
〔但株主臨時総会へ提出ノ事〕  
(決議)

打合

一 石炭共同販売所問題

小樽店称呼之件 (第弐十三号)

小樽出張所ヲ小樽支店ト改称スル事

一 神戸支店ヘ豆油武万函ノ先買ヲ認可スル事 (第弐十四号)

一倫敦在勤常務取締役渡辺專次郎日英博覽會嘱託受任方之件

(第弐十五号)

一報告

一舞鶴ニ於ケル河島元楠不始末之一条

第九回 明治四十二年十一月二十六日(金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

" 山本条太郎〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

早川 千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

議案 第二十八号 口ノ津所在俱楽部管理人住宅譲渡之件 決議

第二十九号 大阪ニ銀行物産兩支店共同ノ俱楽部設置ノ件 決議

第三十号 愛宕山丸定期、獎励検査ニ付、修繕費文出之件 決議

第三十一号 三井社長并三井取締役年俸取極之件 決議

外ニ取締役会規程再議ノ件ハ宿題トナル

決議

一報告

一仮領ニユーカレドニヤヘ金田石炭四千屯売約之件

一阿片烟膏元莞捌引受之件

一爾靈山丸買手アル件

一江戸丸事件

一議案

第二十六号 口ノ津郵便局建物売却之件

決議

第二十七号 小樽支店敷地購入之件

決議

第十回 明治四十二年十一月三十日(火曜)

出席者

社長 三井八郎次郎〇(印)

常務取締役 飯田 義一〇(印)

取締役 三井養之助〇(印)

早川 千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

議案 第二十八号 口ノ津所在俱楽部管理人住宅譲渡之件 決議

第二十九号 大阪ニ銀行物産兩支店共同ノ俱楽部設置ノ件 決議

第三十号 愛宕山丸定期、獎励検査ニ付、修繕費文出之件 決議

第三十一号 三井社長并三井取締役年俸取極之件 決議

決議

一東京人造肥料株式会社ニ於テ根津製油株式会社買収之件

一横浜羽二重同業組合ヨリ羽二重商標切取問題ニ関シ交渉之件

一蒙洲石炭人夫同盟罷工ニ付 同地鉄道用石炭若干屯引合中之

件

一ダイヤモンド燐寸会社之件

第十一回 明治四十二年十二月三日（金曜）

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)

常務取締役 飯田 義一〇(印)

山本条太郎○(印)

取締役 三井養之助○(印)

早川千吉郎○(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

取締役 早川千吉郎○(印)  
 取締役 朝吹英二〇(印)  
 監査役 団琢磨○(印)  
 監査役 林健○(印)

第三十三号 藤原銀次郎ニ小樽支店長任命之件

第三十四号 札幌出張所勤務者ヘ辞令ヲ用ヒス、凡テ小樽支店

勤務トスル件 決議

第三十五号 香野藏治ヨリ差入ノ抵当地所一部壳却之件

決議

第三十六号 三池支店ニ於テ枕木製造家松倉親敬氏ト枕木取

扱并資金融通ニ関スル契約之件 決議

第三十七号 清国萍郷炭坑ニ骸炭製造機械壳込并借款之件

(欄外朱書)「十二月二十一日本決議」

大倉組トノ関係ハ常務取締役ノ交渉ニ一任ス

第三十八号 元札幌出張所長心得中山秀之外三名懲罰之件

(欄外朱書)「十二月八日本決議」

大倉組トノ関係ハ常務取締役ノ交渉ニ一任ス

一江戸丸ノ件、解決之事

一横浜羽二重同業組合抗議一条

一杵島炭坑之件

一議案

第三十二号 取締役会規程再議之件

第三条修正

決議

第三十五回 取締役会規程再議之件

第三十二条 取締役会規程再議之件

第三条修正

決議

一報告事項

一江戸丸ノ件、解決之事

一横浜羽二重同業組合抗議一条

一杵島炭坑之件

第十二回 明治四十二年十二月七日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

第十三回 明治四十二年十二月九日（木曜）臨時会

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)

常務取締役 飯田 義一(印)

山本条太郎○(印)

取締役 三井養之助○(印)

早川千吉郎○(印)

朝吹 英二○(印)

小室 三吉○(印)

監査役 林 健○(印)

常務取締役 飯田 義一(印)

山本条太郎○(印)

取締役 三井養之助○(印)

早川千吉郎○(印)

監査役 団 琢磨○(印)

常務取締役 飯田 義一(印)

山本条太郎○(印)

取締役 三井養之助○(印)

早川千吉郎○(印)

監査役 団 琢磨○(印)

常務取締役 飯田 義一(印)

山本条太郎○(印)

第四十号 本支店間貸借利率低下之件

第四十一号 第四大島丸特別検査ニ付、修繕費支出之件

常務取締役 飯田 義一(印)

出席者

第十六回 明治四十二年十二月十七日(金曜)

出席者

横浜正金銀行ノ当社ニ与フル信用限度ニ関スル件

一相談

萍郷炭坑トノ取引ニ関シ、大倉組并中村製鐵所長官ト交渉ノ件

早川千吉郎○(印)

朝吹 英二○(印)

小室 三吉○(印)

監査役 团 琢磨○(印)

健○(印)

決議

第十四回 明治四十二年十二月十日(金曜)

出席者

第一相談事項

一日日本製布株式会社之件

第十五回 明治四十二年十二月十四日(火曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一(印)

山本条太郎○(印)

取締役 三井養之助○(印)

早川千吉郎○(印)

監査役 团 琢磨○(印)

朝吹 英二○(印)

小室 三吉○(印)

常務取締役 飯田 義一(印)

山本条太郎○(印)

取締役 三井養之助○(印)

早川千吉郎○(印)

監査役 团 琢磨○(印)

朝吹 英二○(印)

小室 三吉○(印)

常務取締役 飯田 義一(印)

山本条太郎○(印)

取締役 三井養之助○(印)

早川千吉郎○(印)

監査役 团 琢磨○(印)

朝吹 英二○(印)

小室 三吉○(印)

常務取締役 飯田 義一(印)

出席者

決議

外ニ使用人採用規則并試験規則ハ宿題

## 三井物産株式会社取締役会議録

取締役	山本条太郎(自署)
"	岩原謙三〇(印)
"	三井養之助〇(印)
"	早川千吉郎〇(印)
"	朝吹英二〇(印)
"	小室三吉〇(印)
監査役團	琢磨〇(印)
"	林健〇(印)
出席者	飯田義一〇(印)
"	岩原謙三〇(印)
"	山本条太郎(自署)
"	福井菊三郎〇(印)
"	三井養之助〇(印)
"	早川千吉郎〇(印)
朝吹	英二〇(印)
取締役	青田乾太郎(罷役)
出席者	忽那トノ取引ハ中止スルコトス
第一議案	横浜羽二重商標切取問題之件
一相談	第四十二号
明治四十二年十二月二十一日(土曜)	青田乾太郎(罷役)依願解僕之件
第十七回	決議

監査役団	小室 三吉○(印)
" 林 健○(印)	琢磨○(印)
次ニ出張所長ヲ命スル事	決議
現出張所長津田弘視ニ本店勤務ヲ命シ、永島雄	第四十三号 桑港出張所長更任ノ件
事	一相談
一、撫順炭内地壳ヲ三菱ヘ托スル件ハ当社同意スル事	一、台湾浚渫船検査無事結了ノ事
一、北海道炭礦汽船ヨリ同社石炭海外販売委托ハ体克謝絶スル	一、ロノ津肥料法違反事件控訴之事
ル朝吹取締役報告	但、向後此種ノ契約ニ就テハ事急迫セサルノ前、予シメ協議
アリ度事	モノ、如シ、此点調査ヲ要ス
清国政府ノ方針ハ利権回収熱ノ為メ從来トハ非常ニ変更セル	第十八回 明治四十二年十二月二十四日（金曜）
出席者	報告

常務取締役 飯田 義一(印)  
 岩原 謙三(印)  
 山本条太郎(自署)  
 福井菊三郎(印)  
 早川千吉郎(印)  
 三井養之助(印)  
 取締役  
 朝吹 英二(印)  
 小室 三吉(印)  
 監査役団  
 朝吹 英二(印)  
 小室 三吉(印)  
 琢磨(印)  
 林 健(印)  
 一議案  
 岩原常務取締役ヨリ芝浦製作所トG.E.社トノ共同事業ニ閑  
 ン紐育ニ於ケル交渉ノ顛末報告アリタリ  
 第十九回 明治四十二年十二月二十八日(火曜)  
 出席者  
 常務取締役 飯田 義一(印)  
 岩原 謙三(印)  
 山本条太郎(印)  
 福井菊三郎(印)  
 三井養之助(印)  
 取締役  
 朝吹 英二(印)  
 小室 三吉(印)  
 琢磨(印)  
 林 健(印)  
 一報告  
 大孤山丸定期検査修繕費六千円支出之件ハ常務取  
 締役ニ於テ実行差支ナシ、向後モ同断タル事  
 慣ヲ作ル事トス  
 一、岩原常務取締役ヨリ英國バブコック・ウイルコックスカ力資  
 本八十万円ヲ以テ日本ニ工場ヲ設クルニ付、三井ニ於テ十萬  
 円出資方交渉ノ事、但製品一手販売ヲ三井ニ托スル事  
 但 海軍注文品除外  
 一、福井常務取締役ヨリ U.S. Steel カ他日橋梁并建築材仕上

三井物産株式会社取締役会議録

工場ヲ日本ニ設クルノ計画ヲ為スコトアルヘキ件及ヒアメリ  
カソロコモチーブ社ニ於テ関税改正ノ結果、原料ト製品ノ税  
率大差アルトキハ、日本ニ先ツ自働車ノ製作工場ヲ設ケ進ン  
テハ機関車ノ製造ニ手ヲ染メ度意向アル事ニ付、報告アリタ  
リ

一、飯田常務取締役ヨリ羽二重切取問題ハ

一、物産会社ニ於テハ切取羽二重ハ購入セス

二、忽那ニモ説諭、切取ハ廃ス

三、但三月積迄先約アリ、此分ハ是迄通り実行スルヲニ致  
度

ト申出、組合ヨリハ組長交代二月十五日ナレハ同日迄ハ差支  
ナントノ申入アリ、之ヲ三月一杯迄猶予之事交渉中ニテ不日  
無事落着スルナラム云々報告アリ

第二回 明治四十三年一月七日（金曜）

出席者

出席者	當務取締役 飯田 義一(印)
	岩原 謙三(印)
	山本条太郎(印)
	福井菊三郎(印)
取締役	三井養之助(印)
	早川千吉郎(印)
朝吹	英二(印)

監査役 小室 三吉(印)  
三井得右衛門(印)  
団琢磨(印)  
林 健(印)

一議案

第四十六号 株式譲渡承認之件 決議

第四十七号 自働車一台購入之件 決議

第四十八号 小蒸汽船宗谷丸売却之件 決議

第四十九号 店内検査規則制定之件 決議

先ツ此規則ヲ実行シ見、不便アルトキハ其節改  
正スル事、石炭材木ノ数量調査ノ如キハ目分量  
ニテ検査ヲ許サ、ルヘカラズ

一打合事項

岩原常務取締役ヨリ米国ニ於ケル会社支店登記之事ニ付、報  
告アリ、其要領ハ

紐育ニテハ支店登記税拾壹弗、桑港ハ壹千弗ニ止ルモ、

オクラホマニ於テハ壹万弗ヲ要ス、此税ヲ免カル、ニハ

一、藁谷英夫個人ノ營業トスルカ

二、然ラサレハ別ニ綿ノ買入ノ為メ新タニ仮令ハ資本

五万弗ト云フカ如キ会社ヲ設立セサルヘカラズ

然ルニ、別ニ会社ヲ設立スルハ妥当ヲ得サルニ付、只今ノ考  
ニテハ藁谷個人營業トスルノ外ナカラズ、尚此点ニ就テハ藁  
谷ニ於テ取調ノ上詳細報告シ来ルヘキニ付、其上ニテ更ニ御

協議ヲ仰クコト、スヘシ

一報告

山本常務取締役ヨリ萍郷トノ契約ハ当社提案ノ通、仮契約調印済トナリタル旨、報告アリ

第二十一回 明治四十三年一月十一日（火曜日）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇（印）

岩原 謙三〇（印）

山本条太郎〇（印）

福井菊三郎〇（印）

三井義之助〇（印）

早川千吉郎〇（印）

朝吹 英二〇（印）

小室 三吉〇（印）

三井得右衛門〇（印）

國 琢磨〇（印）

林 健〇（印）

蓋シ、タヽノ遣リ口ハ自カラ機場ヘ生糸ヲ供給シ相当ノ資金ヲ融通シ、其製品ヲ引受ケ販売セントスルモノニテ、貸金取立ヲ出来サルトキハ自カラ機場ヲ引受ケテ經營セントスルニ在リ、是レ実ニ印度ニ於テ紡績会社ニ対シ成功セル故智ヲ製用セルモノナレトモ極メテ大胆冒險ノ仕方ト云ワサルヘカラズ

一本年ノ大豆商売ハ有力ナル外商等ノ劇烈ナル競争アリ、直段ヲ買煽り買附困難ナレハ、一方歐州ヨリハ先約ヲ希望シ来ルモ、危険ノ為メ先売ハ出来サル現状ナリ、我社満州並哈爾賓店ニ於テハ當用口ヲ買入レ船積ニ差支ナカラシムル様努メ居レリ

一孟賣支店金箔取引先 Hussonali Kumroodin ニ対スル金箔引取遲延ニ対スル訴訟ハ先方ヨリ示談ヲ申込、代金、延滞日歩、諸掛、其他訴訟費用全部ヲ支払ヒ、荷物ヲ引取り、一件

報告

一孟賣支店金箔取引先 Hussonali Kumroodin ニ対スル金箔引取遲延ニ対スル訴訟ハ先方ヨリ示談ヲ申込、代金、延滞日歩、諸掛、其他訴訟費用全部ヲ支払ヒ、荷物ヲ引取り、一件落着シタル旨、通報アリタリ

一宗谷丸ハ愈南滿洲鐵道株式会社へ大連渡參万四千円ニ壳渡ノ事ニ相談行届キタリ

一原富太郎ハ紐育ニ於テ、タヽ、商會ト提携シ生糸商売ヲ開始シ、非常ニ見込商売ヲ為シ居レリ、第二ノ生糸合名ヲ實現スルヤモ難計

三井物産株式会社取締役会議録

向後最モ見込アルハ枕木ナレトモ其原材タル檜カ払底シ來リタリ

一 山本常務取締役ヨリ

本日、セールフレーザー商会ノセール氏來訪、伊太利ニ三百萬本ノ枕木入用ナリ、此鉄道ハ紐育ノシンヂケートカ之カ建設ヲ引受ケタルモノナリト、目下藤原小樽支店長ト注文引受方ニ付打合中ナリ

北海道ノ枕木生産見込ハ一ヶ年四百万本、此内当社ノ製造見込武百五十万本ナリ

北海道厅ノ山林払下方針ハ近頃大分寛トナリ十五ヶ年約定ヲ為スコトヲ得、而シテ毎年ノ切出高ヲ定ムルモ三ヶ年ハ融通シ得、但代金ハ年度割ニ依リ払込マサルヘカラズ  
当社北海道ノ古材、残リハ板、角ニテ武十五万石ノミ、枕木ハ皆無ナリ、而シテ古材ノ残リ分ハ大部松材ナリ  
一大倉組ヨリ当社ト萍鄉炭坑コーケス製造機械壳込契約成立ヲ聞込ミ書面ヲ以テ抗議ヲ申込ミ来リタリ、本件ノ折衝ハ山本常務取締役ニ一任スル事、但終局ハ強硬ノ態度ヲ取ル考フ以テ円満ニ交渉ヲ進メ見ル事

一 濟州ノストライキ未タ止熑セサル為メ、其後更ニ当社ニ於テ

石炭四、五万屯太平洋岸等へ売約セリ

一 撫順炭内地販売ヲ三菱ニ托スルコトハ未タ満鉄ニ於テ決定ヲ

躊躇シ居レリ

一 撫順粉炭ヲ以テコークスヲ取ラスニ安母尼亞并瓦斯ノミテ製

造スル事ニ付、目下調査中ニ属ス、蓋シコーケスヲ造ラサレハ安母尼亞三倍、瓦斯八倍ヲ得、而シテ粉炭ヲ坑口ニテ屯壠円五十錢ニテ払下ヲ得レハ瓦斯ノ生産高ノ三分ノ一丈ヲ利用スル計算トスルモ、安母尼亞トニテ一屯ノ石炭ヨリ三円武十錢ノ生産物ヲ得ル勘定ナリ、故ニ粉炭五十万屯ヲ壹円五十錢ニテ五十ヶ年間ノ約束ヲ為シ吳ル、レハ此仕事ハ大ニ有望ナルヘシ、殊ニ撫順奉天間ハ二十哩ニ過キサレハ瓦斯ヲ以テ電力ヲ起シ奉天迄送電スルコトヲ得ル見込アリ

一 又、若松製鐵所ノ地所ヲ無料ニテ貸下ヲ得、コーケオーベンヲ据付ケ、其副産物ヲ十ヶ年間無料ニテ下附ヲ得レハ、十ヶ年後コーケオーベンノ建設費ヲ無料ニテ製鐵所ニ与フルヲ得ヘシ

此計算ハアンモニヤヲ百十円ト見レハ五年八ヶ月ニテ原資ヲ消却シ得ル勘定ナリ、即チコーケオーベン六十台トスレハ此建設ニ百武十万円ヲ要シ、一ヶ年安母尼亞産額武千五百屯ナリ、原資金利子七分ト見ルモ五年八ヶ月ニテ消却シ尽シ、其後ハ利益トナル、但安母尼亞カ百十円ノ直段ヲ維持スルヤ否ヤカ一問題ナリトス

第二十二回 明治四十三年一月十四日（金曜）

出席者○（早川千吉郎印）

常務取締役 岩原 謙三〇（印）

山本条太郎（自署）

一 報告

一、福井常務取締役ヨリ左ノ報告ヲ為ス  
一、福井常務取締役ヨリ左ノ報告ヲ為ス  
一、大豆浦汐積ニテ約定分ラ大連積ニ変更方、倫敦支店ヘ交渉シタルニ倫敦支店ニ於テハ本件ハ跡ニテ買手ト相談スヘキニ依リ、兎ニ角大連ニテ積込ムヘシ、但大連積ニ從來付シタル桜印ハ之ヲ付セサル事トセリトノ事ナリ、併シ當方ニ於テ浦汐積ヲ大連積ニ変更スル為メ直増ヲ交渉セントスルハ豆ノ相場カ上リタルカ為メニ非ス、品質優良ニシテ從来トテモ意志乃至武志割高ニ壳レタルモノ也、故ニ大連積ニ変更スル以上ハ直増ヲ請求スルハ當然ナリトノ考ナリ又バラ積トスレハ利方ナリ、満船積ノ経験ハ未タ之ナキモ、四百屯程壳送リタル結果ニ依レハ<sup>不利益ナリ</sup>2%ノ欠斤アルモ尚一屯ニ付壹円四十九錢方利益ナリ、故ニバラ積ヲ實行シタシ、但バラ積トスレハ積高多クナル故、直段騰キノ際ハ不利ナレハバラ積トスル為メ積高ノ増ス部分丈ハ特別ノ直段

ニテ壳渡シ度希望ニテ倫敦支店ト交渉中ナリ

福井菊三郎(印)  
取締役 三井養之助(印)  
朝吹英二(印)  
小室三吉(印)  
監査役 三井得右衛門(印)  
團林琢磨(印)  
健(印)

一、岩原常務取締役ヨリ左ノ報告ヲ為ス  
東京電氣会社トゼ子ラルトノ約束中、東京電氣ハランプ外ニ百キロワット以下ノ電氣機械ヲ作ル權アリ、而シテ芝浦トG.E.トノ交渉中、百キロワット以下ノ電氣機械ノ製造權ハ東電ニ与ヘアルモ之ヲ取次ス事ニ努ムルトノアンダースタンディングアリタリ、且下ゲアリー氏東電ニ交渉中ナルカ、藤岡市助氏ヨリ岩原ヘ個人トシテノ話ニ依レハ此百キロ以下ノ電氣機械製造權ヲ得ル為メニハ四十万円ノ株金ヲ八十万円ニ増資スルノ際、ペント料トシテ壱割五分ノ株ヲ G.E.ニ与ヘタリ、且ロビンソン氏ヲ雇入、又 G.E.工場ニ居リタル日本人技師三名ヲモ雇ヒタリ、是丈ノ儀性ヲ払ヒ居ル事ナレハ放棄ニハ全然同意シ得ス、只百キロ以下ノ製造權ヲ何年カ芝浦へ譲渡ス事ハ差支ナカラシカ、併シ東電ニ於テモ百キロ以下ヲ製造スルヤモ知レスト、G.E.ハ若シ之ヲ承諾セサレハ芝浦ノ株式十万円ヲ持タサス、又芝浦ニテランプヲ造ラスヤモ知レスト強迫スルモ、東電ハ承服セサル模様ナリ

芝浦ト G.E.トノ約定ニハ東電カ百キロ以下ノ製造權ヲ放棄セサルモ合同ヲ実行セサルヘカラズ  
百キロ以下ヲ芝浦デ製造セサルコトハ出来ズ何トナレハ昨年下半季ノ芝浦ノ売上高ヲ見ルニ  
電氣機械五十三万円ノ内、百キロ以下ノ分并スイツチボ  
一ト四十万円ナリ

三井物産株式会社取締役会議録

ハ目下三菱ノ方交渉中ナルカ無論同意スヘシトノヲ、工場ハ  
美馬ニ外国人所有ノモノアリ、之ヲ二十万円ニテ買入レ得ヘ  
キ見込アリ、汽車積ニハ不便ナルモ船積ニハ至便ナリ

会社ハ百万円ノ資本トシ、内五十万円払込、武十万円工場買

入代金、武十万円新機械、十万円流通資本トスル計画、三井

三菱ノ引受株金十万円宛ノ見込、配当ハ武割五分乃至三割ハ

大丈夫ナルヘシトノヲ

製品ハ表面当社ニ一手販売ヲ托スルヲ公表セサルモ、事実

ハ当社ニ托ス、但買先ノ関係上自カラ売込マサルヘカラサル

分ハ薄利ノ分故、三井ノ口錢ハ $\frac{1}{2}\%$ ニ致眞度旨申出居レリ

最初此工場設立ノ場合ニハ芝浦ニテ将来機械ハ作ラストノコ

トヲ約束セリトノヲナリシモ之ヲ撤回セリ

福井常務取締役曰ク  
一、落葉松ノ枕木ハ南満鉄道ニ於テ鴨綠江ノ分、十万カ武十万

円試用ノ結果、向後採用ノ事ニ決セリ、曩ニ宮崎某韓國鐵道

ヘ十万本ヲ売約セシカ、其レハ樺太ノ落葉松ヲ以テ供給セン

トスルノ計画ナルコトヲ探知シタルニ依リ、樺太へ人ヲ出し

同地ニテハ年二拾万本ノ供給力アルコトヲ発見シタルヲ以

テ、同地ニ勢力アル大家七平ト手ヲ握リ十万本約定、宮崎ノ

買入ヲ妨害シツ、アリ、或ハ宮崎ノ方不渡トナルナラン、樺

山本常務取締役曰ク

一、落葉松ノ枕木ハ南満鉄道ニ於テ鴨綠江ノ分、十万カ武十万

円試用ノ結果、向後採用ノ事ニ決セリ、曩ニ宮崎某韓國鐵道

ヘ十万本ヲ売約セシカ、其レハ樺太ノ落葉松ヲ以テ供給セン

トスルノ計画ナルコトヲ探知シタルニ依リ、樺太へ人ヲ出し

同地ニテハ年二拾万本ノ供給力アルコトヲ発見シタルヲ以

テ、同地ニ勢力アル大家七平ト手ヲ握リ十万本約定、宮崎ノ

買入ヲ妨害シツ、アリ、或ハ宮崎ノ方不渡トナルナラン、樺

一、苦小牧・鶴川間輕便鐵道ハ當社之ヲ所有シ王子ニ共用セシ  
メタルモ、現在木材運搬ノ割合ハ王子武十五万石、當社五万  
石ニ過キス、故ニ此度前山久吉氏ト内談、原価ヲ以テ王子ヘ  
壳渡シ當社之ヲ共用スルコト、シ運賃ハ實費計算ト為ス事ト  
シ同意ヲ得タリ、一應御内意ヲ承リタシ

一、萍鄉炭坑ニ対シ借款機械壳込ノ件ニ関シ、大倉組ヨリ更ニ  
抗議ヲ申込ミ來リタルニ付、右ハ漢陽鐵廠へ長期借款ヲ為  
シ、其附帶条件トシテ機械壳込契約ヲ締結セルモノナリヤモ難計  
旨ヲ回答セリ

第二十三回 明治四十三年一月十八日（火曜）

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)

常務取締役 飯田 義一○(印)

岩原 謙三○(印)

山本条太郎(自署)

福井菊三郎○(印)

太ニテハ一本五十錢ニテ買入得ヘシ  
一、其後ノ枕木約定高ハ

津浦鐵道 十六万五千本  
檜四割タモ四割  
雜木武割

蘆漢鐵道 武十萬本

外ニ南滿鐵道ヘ三十万本引合中

取締役 三井養之助○(印)

早川千吉郎○(印)

朝吹 英二○(印)

小室 三吉○(印)

林 琢磨○(印)

健○(印)

監査役 団 林 健○(印)

監査役 団 林 健○(印)

監査役 団 林 健○(印)

監査役 团 林 健○(印)

第五十三号 大阪商船株式会社安東県代理店引受方交渉致度件  
(欄外朱書)

「当社ヨリ運動セス先方ヨリ依頼アレハ引受差支ナシトシ

仮決議

「当社ヨリ運動セス先方ヨリ依頼アレハ引受差支ナシトシ

仮決議

第五十四号 飯田義一、友野欽一両名日本燐寸製造株式会社取  
(欄外朱書) 締役ニ再選ニ付、就任認可之件

仮決議

第五十五回 飯田義一、友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第五十六号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第五十七号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第五十八号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第五十九号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第六十号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第六十一号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第六十二号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第六十三号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第六十四号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第六十五号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第六十六号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第六十七号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第六十八号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第六十九号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第七十号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

第七十一号 友野可決、飯田辞任補充、大阪ノ藤野亀之助又ハ神戸ノ

武村貞一郎ヲ以テスル事」

## 三井物産株式会社取締役会議録

一、米国ニ於テハ大豆一ヅツセル（六十封度）ニ付、四十五仙ノ重税ヲ課スル為、未タ輸入セラレサルモ、若シ大豆ヲ輸入シ之ヲ以テ油ト粕ト造リ、之ヲ外国ニ輸出スルトキハ全額ノ戻税ヲ下附セラル、ノ望ナキニ非ス、於是乎「ニュー・オーレア・アンス」ノ「サウザーン、コントン、ミル、コンペニー」ハ見本トシテ五十屯ノ大豆ヲ当社ヘ注文シ当社ハ倫敦ヨリ五十屯ヲ送ラシメ現ニ「ニュー・オーレア・アンス」へ到達セリ、前記会社ハ愈々油ト粕ニ作リ歐州ヘ輸出シ戻税ヲ得ラル、事ヲ確メタル上、統々注文ヲ發スヘキ筈ナリ、而シテ此戻税ノ事ハ米国大蔵省ノ官吏ノ一人ト内協定済ナレトモ右ノ方法ニ依リ実地ニ之ヲ試験スル筈ナリ

過日神戸米肥部ヨリ大連渡六磅十二志ニテ六千屯ノオツフアヲ為シタルモ、未タ返事ナシ、惟フニ未タ試験未済ナル為メナラン、該社ハ滿州大豆ヲ五月頃棉実ノ無クナル時ヨリ之ヲ使用セントノ計画ナリ

一、スタンダート・オイル社ハ滿州大豆油ノ見込アルコトヲ看取シ其分身ナル「スワン」社ヲ以テ豆油商売ニ付、三井ト提携方ヲ申出テタリ、自分在米中スワン社支配人ト交渉シタルニ、若シ三井提携ヲ諾スレハ仕入ハ三井ニ一任スヘク綿実ノ產額豊饒ナル年柄ニテモ一ヶ年壱万屯ハ購入シ得ヘシ、今年ノ如キハ若シ豆油ノ相場サヘ相当ノ所ニ居レハ二万屯ニテモ三万屯ニテモ購入シ得ヘシト、何故ニ豆油ノ商売上他ニ優ルノ点アリヤト問ヒタルニ、自身ノ石油タンク船アル故、之ニ

バラ積トスレハ便利ナリ、バラ積行ハレサレハ罐ヲ原価ニテ供給スヘシ、左スレハ他ノ油屋トノ競争ニ勝ヲ占メ得ヘント蓋シ、油ノ商売カ銅ノ商売ノ如ク倫敦ニ於ケル三ヶ月先キノ公定相場ニ依リ取引シ得ルカ如キモノナレハ可ナルモ、豆油ハ銅ノ如ク相場立タサルニ付、時ノ相場ニテ買入レ之ヲスワソ社カ引受クルナレハ可ナレトモ、此事ハ同社支配人未タ承諾セザル故、スワン社ノミト取引スルコトヲ得ス、併シファーストブレフアレンスヲ与フルコトヲ申出テ置キタリ、紐育支店ニテハ石鹼屋其他ヘ豆油ノ売込ヲ努メ現ニ凡ソ壹万函ヲ売却セリ、豆油ハ食料用ニアラサレハ無税ナリ

朝吹取締役ヨリ左ノ報告アリ

一、四十二年下半季決算並貸借対照表公告ハ見合ノ事ニ更ニ提案方申入アリ

一、日本鱗寸取締役ハ友野欽一就任差支ナシ、飯田義一ハ辞任、代リハ大阪ノ藤野龜之助又ハ神戸武村貞一郎ノ内ヲ以テ之ニ充ツル

一、大阪商船安東県代理店ハ当社ヨリ運動セス、先方ヨリ依頼アレハ引受テ差支ナシ

一、取締役ノ内、滿州方面視察希望之事

第五十五号 決算并定時株主総会見合之件

決議

本件ハ監査役ヨリ法律上、決算並貸借対照表ノ公告必要ナルヘキ旨注意アリタレトモ、営業開

始前ナレハ其必要ナカルヘシト可決、監査役モ

黙認ス

一議案

第五十六号 漆山雅喜雇入ノ件  
(欄外朱書)「決議」

仮決議

一、協議  
一、飯田常務取締役ヨリ

社船漸次老朽ニ及ヒ売却ヲ利トスルモノアリ、然ルニ目下英國ニ於テハ造船割安ナレトモ目下鉄ノ直段騰貴ノ傾向アルニ依リ造船スルトスレハ速ニ着手ヲ利トシ一日ヲ遅フスレハ一日ノ損アリ、但造船スルニハ資本固定ス、但ヴィツカース社其他ヘ交渉スレハ延押ヲ承諾スルヤモ難計、若シ此事成功セハ八千屯形二艘、三千屯形二艘ヲ作り度モ、一時ニ二艘ヲ作ルモ如何ニ付、先ツ一艘宛作リタシ、代金ハ大形船約六十万円／六十五万円、小形船三十五万円、計百万円位ノモノナラム、引合ヲ始ムル前、一応御意見承リタシ

一、山本常務取締役曰ク

大形船ニテ船底ニ水バラストアル船ハ水ヲ抜キテ三池築港ニ入レハ風ノ為ニ繫船壁ニ吹キ付ケラル、恐アリ、水バラズトノ儘、入港スレハ石炭積込了リテ尚バラストノ水抜キ切レスルカ如キ不便アリ、故ニデクソンカンチリバー型ノ新式船（甲板両側ニバラストタンクアルモノ）ヲ作ルコト三池築港ノ積込力ニ適応セシムルノ必要アリ

一、朝吹取締役曰ク

資金ノ事ハ別問題トシ先ツ以テ造船ノ必要已ムヘカラサル理由ヲ具シテ提案スル事ニ致シタシ

一報告

岩原常務取締役曰ク

一京都水道ノ注文ハ電氣機械ハ全部当社へ落札、此金額約三十万円

一水道鉄管ハ入札ノ結果、久保田某最低価ナリ、即チ貳十吋物三井ノ六十万ニ対シ、久保田五十八万、貳十吋以上三井五十万久保田四十九万ナリ、但久保田ハ信用十分ナラズ、且一

監査役  
團  
林  
健(自署)

常務取締役  
飯田 義一(印)  
岩原 謙三(印)  
山本条太郎(印)  
福井菊三郎(印)  
早川千吉郎(印)  
朝吹 英二(印)

取締役

三井養之助(印)  
三井得右衛門(印)  
琢磨(印)

小室 三吉(印)

## 三井物産株式会社取締役会議録

方仏国ニテ外資募集ノ関係アリ、市当局ハ仏国ヘ注文ヲ希望スルモ大蔵省ヨリハ可成内地品ヲ使用スヘキ旨ノ内訓アリ、

夫此未タ決定ニ至ラス

一セメント七万樽ハ小野田物ニテ当社ヘ落札ス

右ニテ一段落ナリ、当社立場トシテハ鉄管ハ久保田ニ材料タ

ル銑鉄ヲ供給スルコト得策ナリ

一、山本常務取締役曰ク

一撫順石炭ヲ坑所ヨリ採掘セルモノヲ密閉シテ独立ヘ送り試

験シタルニ安母尼亞ノ割合非常ニ多シ、三池ノ三倍以上ナ

リ、夕張24%、三池1%内外ナルニ撫順ハ普通ノ方法ニテ

2.8%、ゼ子レータートリートメントヲ用ユレハ5%位ニモ

当ル、仮リニ百屯ノ石炭ニテ四屯ノ安母尼亞ヲ得ルトスル

モ屯百武十円ナレハ四屯ニテ四百八十円ナリ、此石炭代撫

順ニテ壹円武十五錢ニ供給ヲ得レハ非常ニ利益トナル、目

下満鉄大塚理事ト交渉中ナリ

一撫順炭ヲ天津方面ニ売込ノ結果、開平炭坑ハ非常ノ影響ヲ

蒙レリ、今回満鉄ハ天津ニ石炭置場ヲ買入レ撫順炭ヲ積上

ケタル為メ益開平炭坑ハ打撃ヲ蒙リ、屯七、八弗ニテ売却

セルモノヲ五弗五十仙ニ値下セル有様ナリ、為メニ開平炭

坑ノ当事者タル子サン氏モ大ニ因迫シ妥協案ヲ目下帰朝中

ノ安川天津支店長ニ交渉シ來リタリ、其要旨ハ安川帰朝中

ニ妥協方案ヲ講究シテ帰津サレタント云フニ在リ

一濠州ノストライキモ愈止熄ニ近キタルモノ、如シ、此義倫

敦ヨリ打電アリタリ

一亜然丁ヘ枕木ノ引合成立セントシツ、アリ、且下先方ヨリ

人ヲ出ス筈ニテ既ニ倫敦迄出掛ケ居レリ、直段ハ本邦ヲ

O・B一本壱円ト申入レタルニ直段ノ点ハ承諾シ居レリ

一飯田常務取締役曰ク

日本製布会社之件ニ付、同社ノ嘱託井上静雄氏上京、其報告

ニ曰ク

此際五十万円金ヲ出シ貰へハ其金ヲ二度ノ払込ニテ八月迄

ニ返済ス、其外更ニ百万円ノ金ヲ運転資金トシテ借入レ之

ニ対シ現在ノ泉尾伏見両工場以外ニ、三条、四条ノ工場

ヲモ書入レスヘシ、而シテ無担保債権ハ半分現金ニテ支払

ヒ半分ハ無担保社債トス、營業ノ方ハ内輪ニ見積ルモ三十

五万円ノ利益アリ、当リ前ニ行ケハ六十五万円ノ利益アル

勘定ナリ

大浦、大森両氏ハ日比谷氏ニ依頼セシメン意見ナレトモ、

京都ノ大株主ハ日比谷氏ニ依頼スレハ安田氏カ銀行ノ世話

ヲ為スカ如ク本家ヲ取ラル、恐アリトシ、三井家ノ助勢ヲ

希望セリ、從テ日比谷氏ニ依頼スルコトハ行ハレ難カラン、

現重役ハ御指図次第何時ニテモ退任スト云ヒ居レリ

現在ノ儘ニテハ毎月職工ノ離散ヲ防ク為メ経費十万円宛ヲ

要ス、故ニ之カ整理ニ助勢スルトスレハ早キヲ利トス

右ハ如何可致哉御意見承リ度シ

此際百五十万円融通スルトセハ是迄ノ約手ト合計武百万円ト

ナル、其内五十万円ハ八月迄ニ返ル勘定ナリ、当方ノ考ニテ

ハ鐘紡ニ於テ此工場ヲ借受ケ操業スルトシ、業務ノ經營ハ井

上静雄氏之ニ当リ、技術上ノ事ハ高辻奈良造氏之ニ当ルトシ

テハ如何ト考フ

一山本常務取締役曰ク

工場ノ值打ハ潰直段トスルモ三百五十万円ノ価値アリ

一飯田常務取締役曰ク

井上氏ノ意見ニテハ仕事ハ案外容易ニシテ明後年ヨリハ配当

ヲ多少共出来得ヘシトノ事ナリ

武藤山治氏ハ他人ノ工場ニテ稽古旁經營シ見度考ナルカ如シ

一朝吹取締役曰ク

株金ノ払込ニ依リ三井ノ貸金百万円ヲ返却スル事ハ實行シ得

ラルヘキヤ否ヤ大ニ疑ハシ、然ルトキハ式百万円ノ資金固定

ノ姿トナル、從テ此仕事ハ大ニ考慮ヲ要スヘシ

一飯田常務取締役曰ク

現金ニテ貸渡ヲ要スルハ四十七万円ナレトモ、此内七万円ハ

返ルヘキモノナリ、跡ノ百万円ハ原料ヲ約手ニテ融通スル訳

ニテ現金ニテ貸渡スニハ非ス

一福井常務取締役曰ク

当社ヘ原料一手供給并製品一手販売権ヲ与ヘ、且株金ノ払込

アルトキハ速ニ当社ヘ支払フ約束ヲ為ストスレハ此取引ハ案

外面白キ仕事ト考フ、如何ナル会社ト取引スルトシテモ若干

ノ信用ハ与フル次第ナレハ此会社ノ營業力順当ニ行クモノト

スレハ百万円位ノ信用ヲ取引上ニ与フルハ敢テ危険ニ非ス

一朝吹取締役曰ク

現存ノ原料半製品等五十万円アリトスレハ之ニ対シ五十万円  
貸渡シ、其五十万円ニテ債権者ニ支払ヲ為シ担保商品ヲ受出  
シ之ヲ売却シ、其現金ニテ當方貸渡ノ五十万円ヲ支払ハシメ

同時ニ不用不動産ヲ売却シ其代金式十万円ト二月二十八日ニ  
払込ム三十七万円トニテ在来ノ五十万円ノ融通金ヲ支払ヘハ  
跡百万円迄融通ヲ與フルコト、シテハ如何、其法ニ依ル方安  
全也

## 第二十七回 明治四十三年二月一日（火曜）

出席者

社長

三井八郎次郎○(印)

常務取締役

岩原謙三○(印)

取締役

山本条太郎○(印)

取締役

福井菊三郎○(印)

取締役

三井養之助○(印)

取締役

早川千吉郎○(印)

監査役

三井得右衛門○(印)

監査役

琢磨○(印)

林健（自署）

# 三井物産株式会社取締役会議録

一、京城出張所建築費其外増加支出之件（第五十七号）決議

一、清国福州鋸木廠製品一手販売引受之件（第五十八号）決議

一、製鐵所製造硫酸安母尼亞買約之件（第五十九号）決議

一、牛莊出張所へ許可シタル綿糸布先賃數量変更之件

（第六十号） 決議

一報告

山本常務取締役ヨリ

一、紐育支店ノ來状ニ依レハモルガン氏ハ此度合衆国有煙炭坑

ノトラストヲ形造ルコトニ計画中ナリト

福井常務取締役曰ク

昨年米國ノ銅產額ハ十四億封度ニシテ一昨年ニ比シ三億封度  
ノ増加ナリ

山本常務取締役ヨリ

商船学校ノ練習船（四千屯）ヲ日英博覽会へ出品積送等ノ名

義ニテ歐州へ仕立ツルコトニ交渉中ナリ、此事成功セハ三千  
屯程荷物ヲ無責ニテ送り得ヘク四万五千円程ノ利益ナリ、内

壱万円商船学校ノ俱樂部ニ寄附セント申出居ルモ予算ノ剩余  
アル故、寄附ヲ要セストノ事ナリ、通信省サヘ承諾スレハ此  
事実行ヲ見ルニ至ルヘシ

第二十八回 明治四十三年二月四日○（金曜）  
出席者

常務取締役 飯田 義一○(印)

岩原 謙三○(印)

山本条太郎○(印)

福井菊三郎○(印)

手ニ引受ケスヘシト答ヘ置キタリ

目下採木公司ノ營業狀態ハ五割位ノ利益アリ、即チ筏流人ヘ  
金ヲ貸渡シ此利息三割、外ニ手数料其他ノ収入ニテ、十万円  
貸セハ十五万円ニテ返ル姿ナリ、貸倒レハ少ク昨年ハ十三人  
ニ貸渡シ二人逃亡セルモ尚三割七分ニ当リタリト、利子割高  
ナルハ清商カ同様ノ方法ニテ貸金ヲ為シ居ル故、採木公司カ  
利子ヲ低下スレハ清商ノ貸金ニ差響フ来スカ故ナリ

現在ノ採木公司資本ハ日本政府百五十万円、支那政府百五十  
万円、合計三百萬円ナレトモ、其内實際金ヲ使用セルハ三十  
万ノ三十五万位ナリ、支那側ハ香上銀行ヨリ七分ノ利子ニテ

融通セルニ依リ昨年ハ七分式厘ノ配当ヲ為シ香上利子支払ニ  
差支ナカラシメタリト、材木ノ出高ハ百四十万連ナリシト  
最初日清ノ協約ニ於テハ一ヶ年後民業ニ移ス筈ナリシモ、外  
務省ハ之ヲ延期セリ、我々ハ外務省ニ対シ之ヲ民業ニ移スヘ  
ク而シテ政府ニ於テ六分ノ利子ヲ保証スヘク、其代リ株式ノ  
譲渡ハ政府ノ承認ヲ経ルコト、為スヘシト申入レ居レリ

鴨綠江採木公司橋口理事長來訪、日本人數名組合ヒ材木ノ販  
売引受方申出アリ、三井モ之ニ加入スルナレハ販売ヲ托スル  
モ可ナリト、乍去此組合ヲ計画セルモノハ信用ナキ人物、組  
合ニ加入スルコトハ難出來、併シ三井ニ托セラル、ナレハ一

取締役 三井養之助(印)

早川千吉郎(印)

朝吹 英二(印)

小室 三吉(印)

監査役 林 健(自署)

一報告

福井常務取締役ヨリ

一、北満州防穀令中ニハ小麦ヲ含ム處、当社ニテ買附アル品壹万弐千屯アリ、内近日グレミアンニテ積出ス分ヲ除キ残リ九千屯程ハ既ニ売約済ノモノニ付、此分ハ二月二十五日即チ防穀令実施後モ自由ニ搬出ヲ許サレ度貰、北京政府へ交渉中ナリ不日何分ノ結果判明スルナラン

岩原常務取締役ヨリ

一、独瑞ニ工場ヲ有シ、ステームエンジン并パンプ及ステーム

タービンヲ造ルサルザーノ代理店ハ一昨年十一月九日、三ヶ

年ノ期間ニテ契約シタルカ、其結果トシテ日本ヘ代理人ヲ派

遣シ三友俱楽部ニ事務室ヲ構へ当社ニ寄り働くキ来リタルカ物

産会社ハ他ニ色々ノ関係アリ、即チステームエンジンハマス

グレープノ代理店ヲ引受け居リ、又米国ノマツキントンユ

ト密接ノ関係アリ、ステームタービンハ G. E. トノ関係ア

リ、夫此サルザーノ為メニノミ尽ス能ハス、依テサルザーハ此際奇麗ニ解約方交渉シ来リ、当社モ之ヲ承諾シタリ

一 埃國ビエナニ工場ヲ有スルボーラーブラザースノトウールス

チールハ一ヶ年間代理店契約アリ、此度満期ニ付、左ノ改正ヲ以テ一ヶ年継続セリ

一当社口銭七分五厘ヲ式分五厘ニ改正ス

一南滿鉄道先年大注文以後ノ注文引受高如左

昨年下半季 百弐十七万円

今季 百弐十三万円

目下引合中 六十八万五千円

右ノ外、未タ引合ヲ始タル迄ニハ至ラサルモ当社ヘ結局注文

来ルヘキモノハ沙河口修繕工場ノ機械約百五十万円

一、先年南滿ヨリ当社ヘ注文アリタル大注文品ノ到着遲延ニ依

ル延滞償金ハ約定通リニ計算スレハ七十八万円ニ上ルヘキ

處、大連出張所ニ於テ双方尽力種々理由ヲ附シテ歎願シタル

結果、此度全部免除トナリタリ

一、安奉線橋桁五十七万円余ノ引合ハ英米製造家ノ競争トナリ

リ、米国製高価ナリシモ当社ハ U. S. Steel トノ関係上、英

国製造家ノ直段ヲ通知シテ警告ヲ与ヘ再度値引セシメタル結

果、低価トナリタルモ南滿ノ都合ニテ取極後レタル為メ米国

製造家ノ方ハオソフアーフ取消シ來リ、為メニ英國製造家ノ手ニ落チタリ、但当社ノ取扱ナリ

一、北京度支部印刷局ノ建築ニ付引合アリ、予算費額五十弐万兩ナリ、三日内ニ取極モ要スルトノコニテ電信往復ノ末、先ソ以テ壱万両ヲ請書ト同時に差出スヘン

三井物産株式会社取締役会議録

一、総金額ニハ変更ヲ許サ、ルモ

(1) 材料ノ変更

(2) 代金支払方法

(3) 保証金額

(4) 成判期限

ノ四者ハ技師派遣取調ノ上、協定スルコトヲ得

此協定調ハサレハ壹万両ハ取下ヶ得ト云フニ在リ

当方ハ図面并仕様書ヲ見シテ契約スルコトハ出来サルモ、

兎ニ角請書ヲ差出シ置キ、技師派遣ノ上、見込ナケレハ見合

ハスヘク見込アレハ引受クルコト、シ、不取敢請書ヲ差出サ

シメ置キ、横河工務所へ相談ノ上、工学士中村伝治氏ヲ派遣

シタリ

一木製アルコールノ新製法

アルコールニ二種アリ、エチールアルコール、メチールアルコール是ナリ、從来ノ製造法ニ依ルメチールアルコールハ生産費高価ナルノミナラズフーゼル油ヲ含ム

目下エチールアルコールノ産額ハ十億ガロンニシテ米国ノ產額壹億三千万ガロンナリ  
然ルニ此度ノ新製法ニ依ル木屑ヨリ取ルアルコールハ非常ニ割安ニ造リ得、其比較如左

原料一ガロン 精製後ノ原価

穀物ニテ製造スル法 二十四仙

糖密

三十二仙 三十二仙

出席者  
社長 三井八郎次郎〇(印)  
常務取締役 飯田義一〇(印)

木屑

備考 在来ノ木製アルコール 四十一仙

新製法ハ鋸屑、小片、背板、鉋屑、細小木、細枝何ニテモ作ルコトヲ得

製造法ハ木屑ヲ糖化シ発酵作用ヲ起サシメ、エチールアルコ

ールト為スモノニシテ試験ノ結果、毫モ穀物製品ニ劣ラスト

云フ

一議案

一鉄路ニ於テ木材置場用地買入ノ件(第六十一号) 仮決議

〔鉄外未書〕〔決議〕  
若松出張所社宅用地購入ノ件(第六十二号)

決議

一特別預金規則制定之件(第六十三号) 決議

一相談 山本常務取締役ヨリ

炭価下落ノ為メ坑主困却ニ付、物産会社ニ於テクードエゼントタルコトヲ希望ス、依テ之ニ処スル案トシテ鉱山連中ヲ集メテ討議ノ末、左ノ方法ヲ実行シテハ如何ト考フ

九州ノ豊前塊井筑前一等炭ヲ仮勘定ニテ打切買取り、半季ノ末ニ於テ手数料ヲ控除シタル残額ノ損益ヲ取扱数量ニ依リ坑主ニ分割スルコト是ナリ

第二十九回 明治四十三年二月八日(火曜)

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎〇(印)

福井菊三郎〇(印)

取締役

三井義之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

三井得右衛門〇(印)

田 琢磨〇(印)

林 健(自署)

一議案

一桜井信四郎解傭之件 (第六十四号) 決議

一杉浦進太郎復役之件 (第六十五号) 決議

一太平洋燐鉱石会社トノ契約更改之件 (第六十六号) 決議

一報告

一、大豆ハ最初豊作ノ予想ナリシモ事実ハ豊作ニ非ス、却テ凶作ナリシ為メ相場暴騰ヲ來シタル次第ナリ

一、福井當務取締役曰ク

米國大統領トラスト征伐ノ為メ株券ノ下落ヲ來シタルカ、今

朝ノ電信ニ依レハ尚下落ノ傾向アリト云フ、U.S Steel ノ

普通株七十八ポイント、G.E. 株百五十ポイントナリ、U.S

Steel 優先株ハ百武十ポイント

一山本常務取締役曰ク

過日木材會議ヲ開キ從来ノ同商壳損失ノ原因ヲ検討シ改善方

法ヲ議シタリ、其要領ハ

是迄ハ凡テ木材ハ委託販売ノ方法ニ依リタルモ、委託ノ方法

ニテハ壳捌遲延勝トナリ、又ハ荷受店ニ於テ壳方ニ十分力カ

入ラサルノ嫌アリ、依テ向後ハ積出地ノ氣候ノ關係上、或ル

時期ニ積出シ置カサレハ翌年迄沿岸ニ積込置カサルヘカラス

ト云フカ如キ場合ノ外、委託ハ為サス、凡テ c.i.f 又ハ f.o.b

ニテ壳リ販売店ニ責任ヲ持タシムルコトセリ

右ノ如ク定ムルニ就テハ色々議論アリ、販売店ニ於テハ注意

ノ際、尺角二十間以上ノ如キ松角等ヲ電信、手紙ニテ申送ル

モ、到底詳細ノ事迄打合付カサルニ依リ、實物到達ノ上、如

何様ニモ苦情付クヘク、從テ委託ノ場合ト同一ノ結果ヲ來ス

ヘントノ説モアリタレトモ、仕入店ニ於テハ既ニ古材ヲ大半

始末シ残リ少ク、新規ノ仕入分ハ前年ヨリ大ニ減縮シ角材式

十五万、枕木万本位ヲ仕入ル、計画ヲ立テタルノミナレ

ハ打切ラ承諾セサレハ委託セストモ差支ナシト云フカ如キ意

気込ニテ終ニ打切ニ纏リタル次第也、其他細目ノ打合モアリ

タレトモ大眼目ハ右ノ如シ

次ニ立木ノ仕入ニ就テハ王子製紙会社ノ事件ニテ御承知ノ

通、政府ノ立木払下ハ少シク間違ヘ八カ間敷法律問題ヲ發

生シ、太甚危險ナリ、然ルニ一面土地ト共ニ立木ヲ有スル私

人ノ所有物尚少ナシトセス、之ヲ土地ト共ニ買入ル、トキハ

# 三井物産株式会社取締役会議録

危険ノ恐ナリ、且直段モ案外極安ナルコトアリ、只土地ト共ニ買入ル、トキハ立木伐採後ノ土地ノ処分ニ困却スルニ依リ伐採ニ従ヒ地所ヲ売ルカ、又ハ合名会社等ニ於テ植林用ニ利用シ貴フカ、又ハ土地利用ノ為メ別ニ一會社ヲ組織シ其經營ニ移スカ何レカノ策ヲ取ラサルヘカラズ、最後ノ會社設立案ニ依ルトセハ政府ノ立木払下ノ如キモ其會社ヲ表面利用セリ、万ノ場合、當社カ刑事訴追ヲ受クルカ如キ危険モ避クルコトヲ得ヘシ

## 独逸ガートナー問題

エミューガートナーノ息来朝、曩ニガートナーノ歐州大陸ニ於ケル木材代理店ヲ突然倫敦支店ニ於テ解除シタル事及在來ノ未決問題ニ對シ九十五万馬克ノ賠償ヲ請求シ、且當社木材代金壹万四千磅未払一条ニ關シ倫敦支店ト交渉中ニ屬セシモ容易ニ解決セザル為メ來朝セリトノ事ニテ來社、色々交渉アリタリ、當方ニ於テハ法律上ノ手段ニ依ラス之ヲ円満ニ解決センコトヲ欲シ再三其意ヲ倫敦支店ヘ電信シタルモ、倫敦支店ニ於テハガートナーノ人柄到底事ヲ共ニスヘキ人物ニアラサルノミナラズ、今日之ト断絶セサレハ他日再ビ紛争ヲ惹起スルコト、ナルヘキニ依リ、此際断乎タル処分ヲ為スヲ得策トスル旨回答シ来リタルニ依リ、一方ガートナーニ對シテハ本件ハ從来倫敦支店ヘ一任シアリ、當方ニ於テハ事情ノ詳ワ悉クサ、ルニ依リ倫敦支店トノ折衝ニ移スヘシ、乍去當方ノ真意ハ円満ノ解決ヲ望ムノ意ヲホノメカシガートナーヲ返

シ、同時ニ倫敦支店ニ對シガートナーニ對シテ壹万四千磅ノ木材代金支払方請求ノ訴訟ヲ提起スルノ委任状ヲ送附セリ、此事ヲ在独ガートナーノ父ヨリ其息ヘ電信シ来リタル為メガートナーノ息ハ大ニ不満ノ意ヲ申出テ來ケリ

獨逸ニ於ケル訴訟ノ進行ハ如何ニ可相成不明ナレトモ倫、漢囑託弁護士ノ意見ニテハ當社ノ立場十分有利ナリトノコトナリ

一、樺太ノ木材業ニ関シ平岡長官ヨリ聞ク所ニ依レバ、新殖民地經營ノ為メ如何ナル条件モ聞入レラルヘキ模様ナリ、本年中大泊ヨリ農原ヲ経、モーカヘ敷設セラルヘキ鉄道約二十四、五里ニシテ、其沿線兩端ノ平地ノ森林ハ之ヲ百年間三百萬尺メ程輪伐スルコトヲ得ヘク材種ノトゞ松、エゾ松、落葉松等ナリ、鐵道運賃ハ一哩八厘位ニテ是亦割安ナルノミナラズ、政府ノ方針前記ノ如シトスレハ樺太ノ木材業ハ大ニ調査ノ価値アリト考フ、依テ山林ニ經験アルモノ両三人ヲ派遣シ下調ヲ為サシメタル上、藤原ヲ差出シ長官ト交渉セシメ度希望ナリ

第三回 明治四十三年二月十五日（火曜）

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)  
常務取締役 飯田 義一〇(印)  
岩原 謙三〇(印)

山本条太郎○(印)

福井菊三郎(自署)

取締役 三井養之助○(印)

朝吹 英二○(印)

小室 三吉○(印)

監査役 三井得右衛門○(印)

○(草川千吉郎印)  
琢磨○(印)

### 一報告

福井常務取締役ヨリ

長春方面ノ大豆カ東清鐵道ニ依リ浦沕方面ニ出シルハ北滿洲ノ不作ト雪ノ為メ出廻リ不足ノ為メ、長春方面ニテ買入レノモノヲ浦沕ヘ廻ハシ約定口荷渡ニ差支ナカラシメントスル反対商等ノ策略ノ結果ナリ、若シ東清カ特別割引ヲ為スカ如キ事アリテハ南滿鐵道並当社等ノ商売上、大關係アル事故、双方共十分取調ヲ為ス筈ナリ

サミニユールハ浦沕積ノバロンバルフォア到着セルモ荷物ナキ

為メ倫敦ニ於テ壹千五百磅ノ弁金ヲ支払ヒ解約セリ

当社ノ大豆壳越高ハ目下式十一万八千担(約壹万三千七百屯)、之ニ対シ豆粕ノ買越高七万五千担(約五千屯)ナリ

### 一議案

一漢口出張所穀類精選工場建設之件(六十七号) 決議

(工場ノ利益ヲ以テ原価償却スル心組ヲ以テシ度

トノ朝吹取締役ノ意見出テタリ、但之ハ条件トセ

ス、其主義ヲ以テスル事ニ決ス)

一松尾鶴太郎ニ機械部長心得嘱託之件(第六十八号)

決議

一簞輪焉三郎外二名ニ臨時賞支給之件(第六十九号)

(社長ヨリ包金ニテ支給之事)

一台北支店長斎藤吉十郎ヘ臨時賞之件(第七十号)

一會社組織改正委員ヘ臨時賞之件(第七十一号)

岩原常務取締役ヨリ

バブコックウイルコックス水管式ボイラー製造工場ヲ横浜在ニ建設ノ件ニ就テハ、其後同社ニテ三菱ニ交渉セルモ三菱ハ容易ニ決セス、神戸工場ニ於テ試作ノ上、決定致度トノ事ナリ、斯クテハ永引クニ付、三菱ノ相談ハ後日ニ譲リ、先ツハテ三井ト共同ニテ致度、其条件ハ

資本百万、内五十万払込

三井ニテ十万乃至十五万ノ株ヲ引受ケシム

製品ノ一手販売ハ三井ニ托ス、但三井カ他ノ製品取扱ヲ妨

ケス

大体三井ノ意向ヲ聞キタル上、本国ヘ申送リ度トノ考ナリ、

関稅改正ノ上ハ、ボイラーノ輸入稅三割乃至三割五分ニモ当然アリ、日本ニ工場ヲ起ス方、非常ニ有利ナリ云々

右ハ當社ニ於テ二十万円乃至三十万円引受方申込ムコト可能尚プロスペクタスヲ取調ヘ取締役会ニ提案スヘキコトトナル

### 一議案

三井物産株式会社取締役会議録

(朱書)	〔表紙〕
樺太ノ山林ハ平岡長官ノ談ニ依レハ如何ナル条件ニテモ經營 セシムヘシトノ事ナレハ、何レ調査員ヲ派遣スヘキモ、之ヲ 長ク放置スレハ他人ノ着目スル所トナルヘキニ付、速ニ鉄道 線路ノ両側運搬ノ便利アリ且樹種ノ可ナルモノヲ選ヒ、三十 ヶ年計画位ニテ払下ノ出願ヲ致度モノナリ	〔第弐号〕
自明治四十三年二月十八日 至明治四十三年四月二十九日	三井物産株式会社
取締役会議録	

(原寸 縦 264mm, 横 192mm)

一告小牧鶴川間輕便鉄道売却之件（第七十二号）  
〔相談〕  
〔備外朱書〕「決議」

山本常務取締役曰ク

樺太ノ山林ハ平岡長官ノ談ニ依レハ如何ナル条件ニテモ經營  
セシムヘシトノ事ナレハ、何レ調査員ヲ派遣スヘキモ、之ヲ  
長ク放置スレハ他人ノ着目スル所トナルヘキニ付、速ニ鉄道  
線路ノ両側運搬ノ便利アリ且樹種ノ可ナルモノヲ選ヒ、三十  
ヶ年計画位ニテ払下ノ出願ヲ致度モノナリ

三井物産株式会社取締役会議録

〔米書〕  
〔第十一号〕

第三十一回 明治四十三年二月十八日（金曜）

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)  
常務取締役 飯田義一○(印)  
岩原謙三○(印)  
山本条太郎○(印)  
福井菊三郎○(印)

取締役 三井養之助○(印)  
朝吹英二○(印)  
早川千吉郎○(印)  
小室三吉○(印)  
琢磨○(印)  
林健(自署)

監査役団

監査役団

報告

一福井常務取締役ヨリ

一大豆ハ產地相四円ニシテ之ヲ倫敦ノ相場ニスレハ八磅十六  
志ニ当ル、然ルニ倫敦ニテハ八磅壱志位ニテ買戻ヲ為シ得  
ル趣ナレハ、場合ニ依リ一、二艘分買戻ヲ為サンカトモ考  
フ、然ルトキハ船ヲ千磅位ノ解約金ヲ支払ヒ解雇セサルヘ  
カラズ、此事ハ當社ノ面目上太甚面白カラサルニ依リ石炭  
又ハ木材積取船ニ利用方研究中ナリ

一、小麦ハ滿州ニテ買附分丈、防穀令ニ拘ラズ搬出ヲ許可ス  
ヘキ旨、日露両国ヨリ清國政府ニ交渉中ナレトモ未タ確報

ヲ得ス

聞ク所ニ依レハ露清間ノ條約ニ依レハ米ノ外、防穀令ヲ布  
クヲ得スト、果シテ然ラハ此條約ニ日本モ均霑シ得ヘント

考フ

一山本常務取締役ヨリ

一荒井泰治氏カ撫順炭ノ松下方ヲ満鉄ニ出願シタリト聞ク、  
大ニ注意ヲ要ス

一朝吹取締役ヨリ

一バブコツクウイルコツクスノ持株ハ可成之ヲ少クシ、且其  
株金ハ製品一手販売ヨリ受クル手数料ヲ以テ之ヲ償却スル  
コト、致度、合名会社側ノ希望也

一議案

一内国旅費規則改正ノ件（第七十三号）

宿題トス

〔補外〕  
〔撤回〕  
一在職積立金利率改正ノ件（第七十四号）

決議

一日米情報会醸出金之件（第七十五号）

決議

一報告

一岩原常務取締役ヨリ

一当社ノ機械商売ハ素ヨリ未タ完全ノ域ニ達セス、将来益其  
改善ヲ計リ以テ其拡張ヲ期スヘキハ勿論ナレトモ近時反対  
商ニ比シ其取扱高ニ於テ遙ニ上位ニ在リ、今本年一月三十

東京紡績	紡績機械	五七〇、〇〇〇円	英國	右ノ内、一口三十万円以上ノモノ如左
台灣製糖	製糖機械	九〇四、〇〇〇	米國	
南滿鐵道	運炭並選炭機械	三六〇、〇〇〇	英國	
同	浚渫船	三〇〇、〇〇〇	英國	
林本源製糖	製糖機械	六六三、〇〇〇	獨國	
台灣總督府	浚渫船	五一五、〇〇〇	獨國	
京都水道ノ機械	三十五万円、安奉線ノ材料六十弐万円等ハ			
其後ノ注文確定分ナリ				
當社ハ U.S. Steel 幷 Ame Loco ハ代理店ヲ引受ケ居ル結果 果、軌条并機関車商賣ニ就テハ一頭地ヲ擢ンシ、又 G.E. ノ代理店ヲ引受ケ居ル結果、電氣機械類ノ商賣ニ於テモ、 ウエスチングハウスマ、アルゲマイ子、シーメンス等ヲ凌駕 シ居レリ、但高田ノ鉱山機械并暖房装置ニ於ケルヒーリン グノモンド瓦斯エンジン及ストロンノ同エンジンニ於ケル カ如キ専門的ノ取扱品ニ就テハ未タ彼等ノ墨ヲ摩スルニ至 ラズ、乍去取扱高総数ヨリ云へハ高田ノ如キ非常ニ當社ヨ リハ下位ニ在リ、鎮守府ノ入札等ニ於テモ高田ハ常ニ失敗				

三井物産株式会社取締役会議録

シ居レリ、同社ノ遣リ口ハ極メテ眞面目ナリ、之ニ反シ大倉ハ時々空飛ノ直段ヲ出スノ実アリ

機械商売ノ競争者ハ

日本人側ニ於テハ高田、大倉、米井等ナリ

外国人側ニ於テハセールフレーザー、アメリカントレー

デング、ジャーデンマジソン、サミュール等ナリ

本邦機械商売ノ趨勢ヲ見ルニ輸入商ハ敢テ増加セサルモ、

輓近外國製造家カ本邦ニ店舗ヲ有シ直接売込ヲ計ラントスル者、漸次増加セリ、ホーン、アルフレッド・ハルバート、マンニングマツクスウェルノマーシントウールニ於ケル、サルザーノエンジンニ於ケルカ如キ皆然リ、乍去彼等カ直接売込ニ就テハ少ナカラサル困難アルニ依リ、一兩年実驗ノ末ハ三井ノ如キ有力者ニ寄ラントスルノ傾アリ

第三十二回 明治四十三年二月二十二日（火曜）

出席者

社長	三井八郎次郎○(印)
常務取締役	飯田義一○(印)
岩原謙三○(印)	
山本条太郎(自署)	
福井菊三郎(自署)	
取締役	三井養之助○(印)
"	早川千吉郎○(印)

朝吹 英二○(印)  
小室 三吉○(印)  
三井得右衛門○(印)  
琢磨○(印)  
林 健(自署)

一報告 福井常務取締役曰ク

一大豆ハ其後倫敦ニテ左ノ通、買戻ヲ為セリ

大連 三四月積 六千屯 八磅六片 三円六十五錢 運賃28/6

浦沢 一二二月積 武千五百屯 七磅十九錢三片 三円五十五錢

目下ノ相場ハ大連ハ支那正月後四円ニ生シ四円三錢トナレ  
リ、浦沢ハ三円七十錢見当

一大豆ハ差引九万四千九百八十担買越ナレトモ、大連ノ方ハ六  
万五千担不足、浦沢十六万担過剩ナリ、而シテ浦沢積ハ雪ノ  
為メ運搬不便等ノ為メ之ヲ以テ直チニ大連積ニ充シル能ハ  
ス、故ニ大連積ヲ今一般解約致度考也

一防穀令ハ黒龍江方面ノ分ハ奉天ヨリノ報告ニ依レハ、既ニ買  
付済ノ分ハ其証明サヘアレハ積出差支ナキコト、ナリタリ  
長春ハ道台トサミュールト結托シ居ルヤノ疑アリ、其關係上  
防穀令ニ同意セズ

安東県ハ防穀令ヲ布カソコトヲ欲シテ我政府ニ同意ヲ求メ来  
リタルモ我政府之ヲ承諾セス、故ニ成立ニ至ラズ  
一燐礦石直引ノ事ハ倫敦ニ於テ尚交渉中ニ属ス、即チ前報ヨリ

尚<sup>18</sup>片丈余分ニ值引交渉中ナリ、此事成立スレハ十萬円利益

トナル、但此交渉成否ニ拘ラス各肥料会社ニ対シ若干值引ヲ

為スコトニ付、當該掛ト相談中ナリ

### 一米國輸出入高

昨年 輸出 十七億武千七百万弗

輸入 十四億七千五百万弗

差引輸出超過武億五千武百万弗

一昨々年 輸出超過六億三千六百万弗

一昨々年 // 五億弗

前表ノ如キ結果ナルカ為メ米國ニ於テハ貿易ノ趨勢不利ナ

リト唱ヘ居レリ

### 一團監査役ヨリ

#### 米國鉱產額如左

一々昨年 三億九千四百万屯

一昨年 三億三千武百万屯

無煙炭 七千六百万屯

有煙炭 七千四百万屯

銑 鉄 減少 壱千万弗

銑 鉄 五千六百万オンス

銑 鉄 五千武百万オンス

銑 鉄 八億六千八百万ポンド

銑 鉄 九億四千武百万ポンド

### 一報告 岩原常務取締役ヨリ

一北京度支部印刷局ノ建築ハ度支部ヨリ請負フヘキ代金ハ五十

武万兩ニシテ横河出張技師ノ調ハ四十五万八千兩ナリ、是ナ

レハ横河カ自身引受ケテ差支ナキ勘定ナリト、故ニ此内ニハ

5%位ノ口錢ハ少クトモ見込アルナラン、沢山ノ調ニ依レハ

此ヨリ尚十万兩安値ナリ

仮リニ四十五万八千兩トシ、外ニ中費武万兩ヲ要ストスルモ、

四十八万兩ナレハ開キ四万兩アリ、尤モ利息ノ見積モ要スル

モ兎ニ角此仕事ハ引受クヘキモノト考フ

却説引受クルトシテ、横河ヘ一任スルカ又ハ當社カ之ヲ經營

シ横河ヲ使ヒテ分合ヒフ与フルカ否ヤニ在リ

一日本ニハ英米獨ノ塩ノ輸入アルニ依リ、當社營業部ニ於テ試

ノ為メ埃及塩ヲ取寄せ見本小包ニテ到着シタルニ、本邦ニ塩

專賣法アル為メ郵便局ハ之ヲ渡サス、依テ浜口專賣局長ニ

面会、大藏省ニ寄贈スルニ付、見本トシテ受納セラレ度事ヲ

交渉シタルニ、詮議ノ上、回答スヘシトノコナリ

### 一大連大棧橋附近軍用地区上ニ煉瓦倉庫建設之件（第七十六号）

一議案  
決議

金

四百三十七万オーンス  
四百五十七万オーンス

三井物産株式会社取締役会議録

其節、局長ノ談ニ目下外国塩ノ輸入ヲ免許シアルハ、米塩・日支貿易、英塩・フレーザー、独塩・オットライマースノミ、他人ニハ許可セス、又三国以外ノ塩ハ輸入ヲ許サス、此

外ニ埃及又ハ南米等ノ塩ノ輸入ヲ許スノ考ナク、他ハ絶対ニ禁止ノ方針ナリト

昨年樺太行ノ為メ外国塩商内成立高ハ武千五百屯ナリシカ、

本年ハ既ニ新潟ニ於テ五千五百屯、函館ニ於テ壹万屯成約アリタリト、右ハ佐渡夷港ニ於テ外国船ヨリ日本船ニ積替ユルモノニテ所謂通過貿易ナリ、日本ノ塩ノ輸入税ハ百斤壱円四十八錢ニシテ樺太ハ免稅ナリ、而シテ八十斤俵九十九錢ニテ手合出来居レリ、昨年日本ノ塩產額ハ武億万斤、輸入ハ以前

二千万斤内外ナリシモ昨年ハ五、六百万斤ニ止リシト云フ

一山本常務取締役ヨリ  
鉄道院石炭入札ハ他ハ皆妥協出来タルモ、藏内次郎作ノ峯地

ノミハ自由行動ヲ取ルコトナリタリ  
一、枕木ハ其後南京ヘ十万本、米国ヘ十万本(£.0.9九十三  
錢替) 売約セリ

一議案  
一報告  
一報告  
福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一北海道支部印刷局建築請負之件(第七十七号)  
一報告  
一報告  
上

一、荷物取扱ノ際、凡一割ヲ數量ニテ増渡シスル事  
二、強過磷酸使用者ニ対シ一屯壱円以内ノ獎勵金ヲ与フル事  
強過磷酸使用ヲ獎勵スル為メニハ或ハ三井カ新聞ニ広

山本常務取締役ヨリ

一北海道ニ於ケル山林払下出願ニ就キ三井ノ名義ノミヲ用ユルトキハ、世人ハ三井カ北海道ノ山林ヲ独占スルカ如キ疑ノ眼

第三十三回 明治四十三年二月二十五日(金曜)

出席者

社長

三井八郎次郎(印)

常務取締役

飯田義一(印)

監査役

福井菊三郎(自署)

監査役

三井養之助(印)

監査役

早川千吉郎(印)

監査役

朝吹英二(印)

監査役

小室三吉(印)

監査役

三井得右衛門(印)

監査役

林健(印)

ヲ以テ注視スルノ嫌アリ、依テ他ノ個人名義モ利用致度事

一、荷物取扱ノ際、凡一割ヲ數量ニテ増渡シスル事  
二、強過磷酸使用者ニ対シ一屯壱円以内ノ獎勵金ヲ与フル事  
強過磷酸使用ヲ獎勵スル為メニハ或ハ三井カ新聞ニ広

告スルカ、又ハ遊説員ヲ派遣スルカ其辺ノ方法ハ尙研究中也

#### 右割引法ノ基礎ヲ概説スレハ

近頃他ノ競争者カ一番安ク売込ミタルハフロリダ産燐礦石ヲ横浜着インボイス面渡十七円五十銭ニテ売リタルモノ是ナリ、当社ニテ為念細育支店へ出電問合ワセタルニ十八円以下ニテハ出来ヌ趣ナリ、左スレハ右十七円五十銭ハ偶安運賃ノ船ヲ見付ケタル等ノ原因ヨリ特別安値ニテ手合ワセシタルモノト見ルヘク運賃ハ多分拾七志ニテ算出セルモノナラン、是迄ノ運賃ハフロリダ／本邦間武十三志見當ナリ、船舶部ニテハ二十四志ヲクオートン居レリ、仮リニ此運賃十七志ヲ土台トシフロリダ産横浜 c.i.f. 十七円五十銭ト仮定シ、之ニ対照スヘキ太洋島燐礦石ハ80%ニテ￥25.80ニ相当ス、然ルニ前述ノ如ク既約品￥28.00一割引スルトセハ此割引￥2.80外ニ強過磷酸使用ニ対スル獎励金ヲ實際・50ニ当ルモノトシ計三円三十銭ノ割引トナル訳ナレハ80%ノ太洋島物一屯2470=

当ル事トナル、斯ル勘定ナレハ右ノ値引方法ハ肥料会社ニ於テ大々満足ヲ以テ迎ヘラルヘキモノト考フ

フロリダ産ハ65%ニシテアルミナ3%迄ハ容赦スル条件ナレハ仮リニ25%ノアルミナアルモノトイ、同品ハ其倍数ノ燐分ヲ消スモノナレハ差引60%トナル、之ニ対シ太洋島産ハ80%ヲベースストスルモ事実ハ86%/87%アリ、且アルミナヲ含マス、故ニ横浜東京間燐礦石一屯ノ運賃諸掛高円

十五銭ヲ要スルニ依リ60%物ニ対スル1.15ト86%物ニ対スル1.15トハ其間後者カ諸掛ヲセーブル事勘少ナラサル也若シ又運賃カ通常相場ニ復スルモノトシ安値十七志ト高値武十三志ト平均二十志ニ在ルモノトスレハ太洋島產80%ニ付、27.69ニ当ル、又前述フロリダ十七円五十銭ハ欠斤等モ凡テ籠リタル直段ナレハ是等ノ費用 525トナレトモ、仮リニ之ヲ計算外ニ置クモ80%ノ太洋島產ハ25.60ニ当ルヘキコト、ナル

又素人の計算ヲ取ルトキハフロリタ17.50ト運賃ヲ二十志トセルモノトヲ平均シ太洋島產80%物 25.53ニ当ル計算ナリ倫敦ニテ値引カ當方希望ノ通り成効スルトスレハ一屯壹円六十錢程ノ値引トナル、燐礦石会社重役ノ内デツケンソン氏一人ハ當社ニ対シ好意ヲ表スルモ他ノ重役ハ契約ハ契約通り実行スヘシト論スル人モアリ、併シ倫敦來報ニ依レハ大抵當方希望通り成効スルナラン、當社ノ肥料会社ニ対スル割引ハ倫敦ヨリ受クル値引ヨリ多額ナレトモ

一、一方ニ於テハ取高ヲ多カラシメテ現約定ヲ可成速ニ完結セシメ

二、値引ヲ為シタル好意ニ対シ肥料会社ヲシテ値引シタル高ニ相当スルモノハ跡約定ヲ義理合上當社ト取結ハシメン策ナリ  
一 大豆ハ前報後大連積販賣大屯八磅ニテ買戻ヲ為セリ、今日迄ノ買戻總計壹万五百屯ナリ

第三十四回 明治四十三年三月一日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

山本条太郎(自署) 岩原 謙三〇(印)

福井菊三郎(自署)

早川千吉郎〇(印)

三井養之助〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

亮 詹 团 琢磨〇(印)

林 健〇(印)

監 査 役 团 琢磨〇(印)

小室 三吉〇(印)

監 査 役 团 琢磨〇(印)

三井物産株式会社取締役会議録

今日迄三井其他反対商等ノ解約セシ總高ハ六万屯ナリ、此結果積取船モ減スヘク自然相場ハ下向クヘキ見込ナリト、倫敦並米肥部ノ意見ナリ

ジヤーデンハ四、五、六月積モノ、尚一、二艘解約試中ナリ

ト  
二月五日附倫敦渡辺常務取締役ヨリノ來状ニ依レハ、反対商

ハ一月十五日積一艘毫万五千磅ヲ払ヒテ解約セルモノアリ、

其窮状想見スルニ余リアルノミナラズ、此解約ノ為メ大ニ信

用ヲ失墜セルモ当社ハ解約等ノ事ナキ為メ信用益隆々タリト

一飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

奉天ニ於テ泰興順ヨリ買入ノ期餅飛子ヲ永興海、聚順東へ転

売セルニ、期限前泰興順倒産シ不渡トナリタル為メ、永、聚

ヨリ当社ニ対シ現品引渡ヲ請求シ来リ、当社ハ飛子ノ売買ナ

レハ飛子ノ引渡ニ依リ責仕ヲ免脱セルモノナリト主張シ、遂

ニ奉天日本人商業會議所ノ判定ヲ仰キ、會議所ハ当社ノ主張

ヲ理ナシト判定セリ、然ルニ当社之ニ服セス、結局領事ノ裁

判ヲ仰クニ至ルヘキヤ難計

一議案

一「オクラハマ」ニ於ケル米綿買附業務ヲ行ハシムル為メ

Waragai & Co. ト称スル組合設立之件（第七十八号）

（備外朱書）「更ニ研究」

一バブコツク、ウイルコツクス水管式ボイラー製造工場ヲ日本

ニ建設スルニ付、投資ノ件（第七十九号）

同断

仮決議

福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一満州大豆產額ハ南滿一割減、北滿三割減ノ予報ナリシカ、其

後ノ報告ニ依レハ大体收穫高ニ異変ナキモ耕地ノ広リタル等

ノ為メ最近ノ予報ニ依レハ

南北兩滿產額予想 千九百七十三万担

一昨年ノ実収ハ 二千四百武十三万担

差引昨年ハ四百五十万担ノ減収

需要ノ趨勢ハ歐州向四十五万屯、南清需要前年ニ比シニ割減、日本ノ需要大豆二割減、粕四割減ト見テ、合計貳千五万担ノ予想ナレハ、差引参拾貳万担ノ不足トナルヘキ訛ナリ

歐州ヘノ約定高ハ解約并船ノ解雇等ヲ調査シタル結果

反対商ノ積出済并積出スヘキ高合計

三十万屯

三井約定高十貳万六千五百屯ノ内、解約高合計壹万三千屯

(前報後、貳千五百屯更ニ解約) ヲ差引

十一万三千五百屯

合計四十一万三千五百屯

トナルヘキ勘定ナレハ、前頭予想ヨリハ需要約四万屯減少スヘキ故、不足分ハ大抵都合付クヘキ勘定トナル也

当社ニテハ尚四、五月積六千屯程地元ニテ高値ニ売行ケハ倫敦ノ方、解約致度考ニテ折角倫敦支店ト交渉中ナリ

一燃礦石ハ當方申出ノ $\frac{3}{8}$ 片以外ニ尚 $\frac{1}{2}$ 片值引ノ事ハ不幸先方承諾セサリシカ、愈 $\frac{3}{8}$ 片值引ヲ承諾致来リタリ、即チ  
一、貳十五万屯ニ対シ一ユニツトニ付、 $\frac{3}{8}$ 片值引ノ(此金約三十万円トナル)

一、九月迄ニ翌年度ノ所要分五万屯ヲ約定セサレハ三ヶ月前ノ予告ヲ以テ一手販売契約ヲ解除シ得ル事

前記ノ通決定之旨、倫敦支店ヨリ確報アリタリ就テハ肥料会社ニ対シ

一、一割数量ニテ増渡ヲ為ス

一、其代リ右値引ノ高ニ對シテハ、夫丈大洋島産ヲ向後新規約定スヘキ、萬一他ノ磷礦石購入ノ不得已必要アルトキハ第一ニ當社ヘ優先權ヲ与フヘキ

此提案ハ人造肥料鶴原氏モ尤モノ案ナリトシテ之ヲ諒セラレタルモ、重役會議ノ評決ヲ要スルニ付、來十日重役会ヲ開キ評決ヲ得タル上、回答スヘシトノ「ナリ」此割増方法ニテ愈割引スレハ貳十五万屯ニ対シ値引高大約七十五万円見当トナルヘキ見込ナリ

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一オクラハマヲ Waragai & Co トスル事ニ就テハ其組合ハ無限責任ナレハ折角三井カ有限責任会社トナリタルニ拘ラズ、オクラハマニ於テハ無限責任ヲ負フヘキ姿トナリ面白カラズ

又今一ハ Waragai & Co トスルハ藝谷カ内地在勤トナリ、又ハ退社ノ場合ニ支障ヲ來スベシ、從テ寧ロ日本ニオクラハマ綿買入ノ為メ一株式会社ヲ組織シテハ如何トノ説アリ併シ、外ノ一案ハオクラハマニオクラハマコットンコンパニート称スル組合ヲ作ルコトはナリ、此案ハ組合ナレハ無限責任ナレトモ實質ハ今日ト同一ナリ、此方法ニ付、今一考慮ヲ煩ハス事

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

# 三井物産株式会社取締役会議録

炭八万屯ヲ買取ルコト、ナリ、其運搬費當社ニ引受ケタ

リ

一長崎煉炭会社へ東京無煙炭八万屯／＼老万五千屯売約セリ、

此条件トシテホンダヘ東京炭ハ三井ノ手ヲ経スシテハ売  
ラサルサルコトヲ約束セリ

一製鉄所ハコーケス原料トシテ本溪湖四千屯試買セリ、其結

果満洲コーケスヨリモ優等ナリト、多分跡八千屯成約スル  
ナラン

一統監府ハ撫順炭ヲ鐵道ニ使用シ居リ

大ニ九州炭ノ売込ヲ努メタレトモ成効セス、本年モ撫順ニ

確定セリ

一濱州ストライキノ結果、九州上等炭売切レトナリタルニ依  
リ爪哇方面へ供給スヘキ石炭不足シタルニ依リ、田川夕張

ノオブショソニアリ、其口ニ引当ツル為メタ張老万屯／＼武

万屯迄引合中ナリ

一鐵道院ハ今明日中ニ定マルナラン、藏内ニハ武万屯遣リテ

纏ルナラン、北海道へハ直江津ヲ与ヘ隅田川ヲ取ルコト、  
ナリタリ

一宮崎ハ香港ニテ十五万円余ノ損失ヲ蒙リ遂ニ之ヲ引上ケタ  
リ

一滿鉄ハ独逸ヘ百五十屯撫順炭ヲ試験ノ為メ送附方依頼シ來  
リタルモ數量多キニ過クルノ感アリ、コツペー社へ為闇合  
中ナリ

一ガートナー目下北海道ニ在リ、小樽木材ト特約ヲ結ヒタ  
リト云フ

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一、九州軌道ノパワーハウスノ注文品式十一万円余ハシーム  
ンストノ競争ノ結果、當社ニ注文引受確定セリ、尚此外ニ  
カーノモーター等ノ注文アルナラン

一、制動器（トランスマッター）ヲ我海軍へ売込ノ為メ、フ  
ザナル人來朝、試験ヲ舞鶴ニテ挙行ノ結果、一大成効  
ヲ奏セリ、我海軍ニテハ愈之ヲ購入スルナラム、當社ハ其  
取扱ヲ引受ケ居レリ

第三十五回 明治四十三年三月四日（金曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇（印）

岩原 謙三〇（印）

山本条太郎〇（印）

福井菊三郎〇（印）

早川千吉郎〇（印）

朝吹 英二〇（印）

小室 三吉〇（印）

三井得右衛門〇（印）

琢磨〇（印）

監査役

取締役

団

林 健○(印)

発シタル例アル為、先方高張リタルモ自念

一議案

一台北大稻埕建昌街地所売却之件（第八十一号） 決議

一台北艋舺新起街地所建物売却之件（第八十二号） 決議

福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

本月二日迄ノ大豆積出高如左

大連積出 一七二、五六〇五  
屯

浦汐積出 五一、二九一

計 二三三、八五一、五

内訳

三井 八一、八〇六

サミニール 五一、九四八

イースト・  
アシアチック 二一五、二四八

ジャーデン 一五、九六五

レニソン 一〇、二三二、五

其他ハ壹万以下ノモノ九軒

一飯田常務取締役ヨリ

入ノ交渉ヲ致度旨、相談アリ  
(因ニ曰ク) 前年三十円ニオツフアーシタルモ五十円ナラ  
テハ壳ラヌトノコトニテ不調トナレリ、蓋シ  
自念ノ所有地ヲ安川トノ競争上四十九円余奮

一飯田常務取締役ヨリ

一朝吹取締役  
一時的ニ Waragai & Co. ヲ作り、然ル後オクラホマカ永  
久的ノ仕事トナルヤ、将タテキサス州ノダラスカ可ナルヤ  
ヲ研究シ永久的ニナルヘキ場所ニ公然株式会社ノ登記ヲ為  
スコニ致シタシ

一岩原常務取締役

暫時ノ事ナレハ現在ノ儘トシ、研究ノ上根本的ニ所決スヘキ  
事トシタシ

第三十六回 明治四十三年三月八日（火曜）

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)  
常務取締役 飯田 義一○(印)

常務取締役 岩原 謙三○(印)

常務取締役 山本条太郎○(印)

常務取締役 福井菊三郎（自署）

# 三井物産株式会社取締役会議録

取締役 三井養之助○(印)

早川千吉郎○(印)

ユリエス・スミス○(印)

小室 三吉○(印)

監査役団 琢磨○(印)

健○(印)

林 健○(印)

一議案

一若松戸畑電話交換所設置ニ付、寄付金之件（第八十三号）

決議

一里昂ニ対スル生糸商売モ慇意着手スヘキ機運ニ向ヒ来リタレ

ハ生糸取扱者ヲ簡派セサルヘカラズト考フ

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一度支部印刷局建築一条ハ未タ条件ニ付、交渉中ニ属ス、安

川天津支店長ハ余リ利益ナキ仕事ニテ、場合ニ依リ損失ヲ

醸スヤ難計ニ付、余リ引受ヲ望マサル意考ナルカ如シ、併

シ当方ハ損失ナキ限り可成引受度意向ナリ

一本年度台湾糖ハ悉皆賣尽シノ姿トナリ、台湾製糖ハ僅ニ奄

一万三千担ヲ余スノミ、其賣高内訳ハ

分密糖 六十万担

赤糖 十六万四千担

壳直段平均八十武円八十武錢ニシテ現今ノ相場ハ十三円二

十錢迄売上ケタリ

大日本製糖ノ原料トシテ使用セル台湾糖ハ四十万担ニシ

テ、内十六万担余ハ台灣製糖会社ノ製品ナリ

四十三年度產額 百八十武万担

四十四年度產額 貳百六十三万担

外ニ目下建設中ノ林本源、高砂、新高ノ三軒ニテ

四十八万担出スヘキ見込ナレハ、之ヲ合スレハ

三百十一万担余トナルヘシ、從テ此内百五十万担

位ハ大日本製糖外二会社ノ原料ニ使用セサレハ捌

一飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一羽二重産地取扱ノ為メ福井出張員在来一人ヲ三人位ニ増ス

事并金沢ニモ一名派遣スル計画中ナリ

一福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

倫敦ニ於テ大豆ノ成分ニ付、取調ヘタル所ニ依レハ、大豆ハ

蛋白質非常ニ多ク45%アリ、故ニ油ヲ取リタル粕ニ蛋白含有  
量多ク家畜ノ食料ニハ強キニ過ク、故ニ綿実粕ヲ半分宛交セ

テ家畜ノ食料ニ供ス

油ハ大豆<sup>8</sup> 18、リンシード<sup>26</sup> 27

蛋白ハ大豆<sup>45</sup>、リンシード<sup>29</sup>、コツトンシート<sup>埃及、印度</sup> 23、19

本年豆ノ高価ハ投機商カ約定取引ノ為メ高価ニテモ之ヲ買附  
ケ約定口ニ引当テサルヘカラサルニ依レリ

第三十七回 明治四十三年三月十一日（金曜）

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)

常務取締役 飯田義一○(印)

岩原謙三○(印)

山本条太郎○(印)

福井菊三郎○(印)

取締役 早川千吉郎○(印)

小室三吉○(印)

監査役 三井得右衛門○(印)

口銭 武分五厘

機械ヲ今日注文スレハ十二月ヨリ明年三月迄ニ入着ス故、

約一ヶ年丈金融ヲ与フル事トナルナリ

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ  
爾靈山丸薩摩國秋目浦海岸ニテ乗セ上ケタリ、場所ハ安全ノ  
處ニシテ損傷モ少ク甲板迄浸水シ居ルモ救助ノ見込アル旨、  
船舶部ヨリ來報アリタリ

一福井常務取締役ヨリ

大豆

反対商 積出高 十八万七百七十六屯

可積出高 十武万五千屯

物産 積出高 三十万六千七百七十六屯

計 九万三千三百三十四屯

一樺太ニ於テ山林払下并定期航路保護金下渡出願之件

（第八十五号）宿題

一報告

一塩水港製糖ヨリ第三工場用六百五十屯ノ製糖機械ヲ延払方

法ニテ買入方交渉アリ

抵当 第二工場

金高 六十万円

利子 六分

返済 四十五年七月

三井物産株式会社取締役会議録

可積出高 武万四千屯

計

拾壹万五千三百三十四屯

合計

四拾武万武千百十屯

一 山本常務取締役ヨリ

北海道天塩ニ於テ山林誤伐ニ付、一問題起レリ、但シ右ハ検事ヨリ検舉セラレタルニ非ス、北海道厅カ自カラ調査ニ着手シタルモノニテ、其結果当社関係ニ於テ左記ノ二件ヲ発生セリ

一、クマウス地方ニ於テ当社下受人カ道厅ノ毎木調査丈相済シ未タ払下許可ナキ前、伐採ニ着手シ技手ノ発見スル所トナリタリ

一 岩原常務取締役ヨリ  
王子製紙会社ニ対シ当社ハ機械代等武百十萬円ノ貸金アリ、而シテ苦小牧ノ工場ハ既ニ六百八十万円ヲ投シ、尚向後機械代等ニ百六十八万円ヲ要ス、故ニ前記武百十萬円ノ内、百万円ヲ支払ヒ差引残百十萬円ト前記新設備費百六十八万円ト二口計武百七十八万円ノ現金支払ハ延期致遣度旨ノ交渉アリ、又外芝浦ヨリノ借金四十万円ヲ合ヘレハ約三百万円余ノ負債トナル目下考慮中ニ属ス此際ニ処スル道ハ工場財团ヲ組織シテ社債ヲ募集シ、之ヲ以テ右等ノ借入金ヲ返済スルノ案、是ナリ

第三十八回 明治四十三年三月十五日（火曜）

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)  
常務取締役 飯田 義一○(印)

岩原 謙三○(印)

山本条太郎 欠席

福井菊三郎（自署）

取締役 小室 三吉○(印)

監査役 三井得右衛門 欠席

琢磨○(印)

林團 健○(印)

如上ノ次第ニ下請人ニ惡意ナキ故、大抵無事事済トナルヘク、又当社ハ何レニシテモ直接局ニ当ラサルモノ故、下請人ヨリ念証ヲ取り、万一賠償責任等ヲ生スルトキハ下請人之ヲ負担スヘキコトヲ約束セシメ居レリ

一議案

一故進藤字三郎遺族ニ手当支給之件（第八十五号）決議

一報告

一岩原常務取締役ヨリ報告

安奉線橋桁材料ハ曩ニ英國ヘ注文トナリタルカ 軌条貳万屯  
(約百五十万円)ハ満鉄ノ考ニテハ製鐵所ヘ注文スルニ在リ  
シカ、当社ヘ期限ト直段ノ点ニ於テ米国品ヲ以テ競争シ運動  
ノ結果、U.S. Steel ノ直段ヲ取リタルモ、果シテ製鐵所ヨ  
リ非常ニ安値ナリシカ満鉄ハ尚注文ヲ呉レス、結局貳分五厘  
位安クスレハ注文ヲ呉レソウナリシニ依リ、大連ヨリ其旨紐  
育ヘ電信シ U.S. Steel ハ貳分五厘引下ケタルニ満鉄ハ尚注  
文ヲ為サス、遂ニ之ヲ以テ製鐵所ヲ叩シ其方ノ直段ヲ引下ケ  
シメテ製鐵所ヘ注文セリ

右ニ付、当社ヘ U.S. Steel ニ対シ非常ニ困難ナル位置ニ立

タサルヘカラサルニ至レリ

一福井常務取締役ヨリ報告

一大阪アルカリ会社ヘハ東京人造肥料ト同様ノ值引方法ヲ交  
渉中ナリ

一大阪硫曹ニハフロリダ産磷礦石ヲ当社トノ約ニ反シ買附ケ  
タル一条アルニ依リ、未タ值引問題ヲ持出サズ

一東京人造肥料ハ当社提案ニ全然同意シタリ

第三十九回 明治四十三年三月十八日（金曜）

出席者

デツキノ部屋廻ハ全部流失、二番艤一呎、三番艤六吋、マ

社長 三井八郎次郎○(印)  
常務取締役 飯田 義一○(印)  
岩原 謙三○(印)

山本条太郎(自署)  
福井菊三郎(自署)

監査役 三井得右衛門○(印)

取締役 朝吹 英二○(印)

小室 三吉○(印)

監査役 三井得右衛門○(印)

一議案  
一、若松出張所長任命之件（第八十六号）  
吉弘素郎ニ若松出張所長兼務ヲ命スル事 決議

一報告

山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一、爾靈山丸ハ山科工業所出張者ノ來電ニ依レハ、干潮ニ船  
首五間、船尾十五間、波打際ニ打上ケラレ居レリ、海底ニ

ハ径二、三呎ノ大ゴロタ石一面ニ在リ、険惡ノ地盤ナリ

損所ノ見ユル所ハ「フオアピーク」ト「チエンロツカ」

ニ三呎ノ穴ト、三番艤ノ下ニ穴アリ、其外ローリングチヨ

ツク下ゴロタ石一面ニ密着シ居レル為メ不明ナルモ船底ハ

# 三井物産株式会社取締役会議録

スト拾八吋程持上リ居レリ

干潮ノ時、船体ハ船首五、六間、船底現ハレ、船尾七呢ノ

ドラフトハ満潮ニテモ船尾ノデツキ三呢出ヲ居レリ、今後

ノ天候ニ依リテハ船体尚打上ルヘキ見込ナリ云々ト

一、鉄道院ノ石炭ハ当社分式拾壹万屯ト確定セリ、藏内次郎

作ハ壹万式千屯

一、米國御用船長崎入札ハ昨日挙行ノ処、当社ノ独占ナリシ

第四十回 明治四十三年三月二十二日（火曜）

## 出席者

常務取締役 飯田 義一〇（印）

岩原 謙三〇（印）

山本条太郎〇（印）

福井菊三郎（自署）

取締役

三井養之助〇（印）

朝吹 英二〇（印）

小室 三吉〇（印）

監査役

林 琢磨 欠席 健〇（印）

第四十一回 明治四十三年三月二十五日（金曜）

## 出席者

常務取締役 飯田 義一〇（印）

岩原 謙三〇（印）

山本条太郎〇（印）

取締役 福井菊三郎（自署）

三井養之助〇（印）

朝吹 英二〇（印）

小室 三吉〇（印）

監査役 団 琢磨〇（印）

一議案  
一砂川木挽工場附屬不用建物売却ノ件（第八十七号）

決議

一相談并報告

飯田常務取締役ヨリ左ノ相談アリ

一塩水港製糖第三工場用機械並建築材料ヲ左ノ条件ニテ注文  
引受ノ事、交渉整ヒタリ

一報告

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

代金六、七十万円 四十五年七月迄延払  
第二工場抵当 手数料式分原価諸掛ニ  
利子年六分 利率ノ変更ニ依リ年七分迄ニ増加スル  
コトアルヘシ

塩水港ノ製造力ハ第三工場迄ヲ合シ式千弐<sup>也余</sup>三百屯ナルヘシ

シ

塊相場ノ変動ヲ機敏ニ覺知スルコトハ極メテ必要ナレトモ、此売買ニ関係ナケレハ仲買ヨリ速ニ相場ヲ聞取ルノ道ナシ、故ニ多少之カ取扱ヲ為シ、以テ其相場ヲ早ク探知スルヲニ致度、現ニ先般印度ニ於テ銀ノ輸入税ヲ引上ケタル際ハ其二日モ前ニ倫敦銀市場ハ動搖セルモ倫敦店ハ之ヲ知ルヲ得ス、神戸ヨリ電信ニテ問合アリ、始メテ仲買ニ就き之ヲ聞取ルヲ得タル有様ナリト

当方ノ考ハ銀ノ売買ハ好マサル所ナレトモ相場ヲ速ニ知ルコトハ必要ノ事柄ナレハ、金額ヲ限リテ之ヲ許可致度、渡辺常務在英、決シテ危険ノ取扱ハ致サレサルベキニ依リ、其点ハ心配無シ、此取扱ノ為メ多少損失アルモ相場ヲ速ニ知ルノ利便ヲ以テ之ヲ償フコトヲ得ヘシ

一福井常務取締役曰ク、濱州ブローケンヒルノ銀ヲ幾分買入、之ヲ売ルコトニシテハ如何

一朝吹取締役曰ク、渡辺氏在英ノ際ハ安心ナレトモ、不在ノ時ニテモ取扱ハセサルヘカラサルヘシ、斯クテハ危険ニ非サルカ

一飯田常務取締役曰ク、金高ヲ制限セハ危険少ナシ、例へハ五千円トスレハ一割ノ変動アルモ五百円ノ損失ニ過キス僅少ナルニ依リ格別有益ノ報告ハ吳レサルヘシ

又銀塊相場ハ今日ノ如キ一週一回ノ電信位ニテハ何等得ル

所ナカルヘシ、銀ノ取扱者ハ毎日數回ノ電信ヲ受取り居レリ

一福井常務取締役曰ク、上海等ニテ為替ノカバーラ為ス為メ、倫敦ニテ銀塊ヲ売買シテハ如何

一山本常務取締役曰ク、是ハ余程緻密ノカルキユレーシヨンヲ要シ、正金銀行ノ如キモ年十二、三回之ヲ敢テスルノミ、可成之ヲ避ケ居レリ

一岩原常務取締役曰ク、倫敦ニ於テ少々許り買入ル、モ殆ント歯牙ニ掛ケラレサルヘシ

一朝吹取締役曰ク、先ツ之ハ見合ハセニ致シタシ

一山本常務取締役ヨリ左ノ相談アリ

一樺太ト横浜、神戸ノ連絡ヲ計ル為メ、航路ヲ開クノ計画アリ、我社ハ小樽ヨリ一回位ソ、船ヲ廻ハス必要アルニ依リ、年三万円位ノ保護金ヲ得テ此航路ヲ引受クルコトニ致シテハ如何、但定期ニ非ス、一ヶ月一回サヘ船ヲ航海センムルノミニ致ス考ナリ

一飯田常務取締役曰ク、之ハ船ヲ定期ニ航海セシムルニ非サレハ保護金ヲ得ル能ハサルニ非サルカ

一山本常務取締役曰ク、其点ハ自由ニ非サレハ引受ケサレハ可ナラム

一船ハ月ニ四千円位ニテ雇船出来得ヘキニ依リ、三万円ヲ得レハ其内式千五百円丈ハ助カル事トナル

一團監査役曰ク、他ノ船会社ノ嫉視ヲ受クルコトナキカ

三井物産株式会社取締役会議録

一 山本常務取締役曰ク、三万円位ニテハ他ノ船会社ハ之ヲ引受

受クルモノナカルヘキニ依リ斟酌ヲ要セスト考フ  
本件ハ合名会社ノ意向ヲ確メタル上、先方へ交渉ヲ開始スル事  
ト申合アリタリ

一 山本常務取締役曰ク

樺太ニ於テ山林ノ払下ヲ出願スルニ付、同時ニ石炭鉱区試掘  
ノ出願ヲ為シテハ如何

本件ハ合名会社鉱山部へ交渉、同意ヲ得テ出願スル事

一 山本常務取締役曰ク

天津ニ於テ撫順炭三万屯ヲ貯炭シ且貯炭場モ居留地ニ買入

レ、大ニ競争ノ態度ヲ示シタル為メ、開平炭坑ニ於テハ非常

ニ恐慌ヲ来タシ妥協ヲ希望セリ

第一案 何トカ此競争ヲ避クルノ道ヲ工夫スル

第二案 開平炭坑増株ノ上、三井ニ於テ三百万円ナリ五百

万円也株ヲ引受け貰ヒ開平炭取扱ヲ三井ニ托スル

事

第三案 開平粉炭ヲ本邦ヘ持來リ、コークスヲ製造スル事

右ニ対シ當方ハ何トカ回答ヲ要スルニ付、御研究ヲ煩ハシタ  
シ

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

此度紐育ニ於テ左記会社ノ製品販売ヲ引受けタリ

「Submarine Signal Co. Boston」ノ製品販売并貸渡ニ閑

スル日、韓、滿ノ一手取扱（ヲオグノ時等ニ於ケル通信

（ペーレン脱ガ）  
機械

一、ボルボリンオイルコンペニーノ礦油ノ日本一手販売引受  
(是ハ東京ニ於テ契約ス)

第四十二回 明治四十三年三月二十九日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

常務取締役 岩原 謙三〇(印)

常務取締役 山本条太郎(自署)

常務取締役 福井菊三郎(自署)

常務取締役 三井養之助〇(印)

常務取締役 朝吹 英二〇(印)

常務取締役 小室 三吉〇(印)

常務取締役 三井得右衛門〇(印)

監査役 林 健〇(印)

監査役 三井得右衛門〇(印)

議案

一 台北支店長社宅新築之件（第八十八号）

仮決議

（欄外朱書）「否決」

一 烏龍茶取扱数量增加之件（第八十九号）

仮決議

（朱書）「前年同様五千箱ニ止メ、其外ハ先約ヲ努ムル」

一 報告

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

△ 取締役 福井菊三郎○(自署)  
△ 取締役 早川千吉郎○(印)  
△ 取締役 小室 三吉○(印)  
△ 取締役 林 健○(印)

レルモ監督技師タル米國人カ材料ノ変更ヲ承諾セス、而シ  
テ材料変更ヲ承諾セサレハ五十二万両ニテハ引合ハサルニ  
依リ、工事費ヲ増加シ吳レサル以上ハ引受ノ望ナシ、故ニ  
横河ノ技師ハ一先引揚クルコト、為シタリ、目下度支部ハ  
独商瑞記ト交渉中ナルカ如シ

一福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一台灣ニテ磷酸肥料ヲ沢山使用スルニ付、東京人造肥料会社  
ノ製品一手販売引受ノ交渉中ナリ、何レ具体的ニ案ヲ立テ  
御評議ニ及フ考ナリ

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

此度ペルヲ以テペイプヲ作ル発明ヲ為セルモノナリ、苦小  
牧ニ於テ其工場ヲ起シ度ニ付、助力方ニ付相談アリ、其希望  
ハ王子製紙会社トペルヲ供給并水力電氣供給ニ付、直段ヲ予  
シメ協定致度点モ其一ナリ

米國ニ於テハ此ペルヲ以テ製シタルペイプヲ盛ニ使用シ居レ  
リ、本人ハ自家ノ発明ヲ為シ米國ニテモ既ニ特許ヲ得タリト  
云フ、発明者ハ村田某也

一報告

一東京大豆粕商聯合會へ加入並評議員就任之件（第九十号）  
決議

第四十三回 明治四十三年四月一日（金曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一○(印)

第四十四回 明治四十三年四月五日（火曜）

出席者

常務取締役 岩原 謙二○(印)

常務取締役 飯田 義一○(印)

# 三井物産株式会社取締役会議録

岩原 謙三〇(印)

山本条太郎(自署)

取締役 福井菊三郎(自署)

三井養之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

朝吹 英二〇(印)

小室 三吉〇(印)

監査役 林 健〇(印)

## 一議案

一社員待命規程制定之件（第九十一号）

仮決議

## 一報告

朝吹取締役ヨリ左ノ報告アリ

一烏龍茶ニ就テハ買付設備ヲ完成スルヲ第一義トス、大場永

成氏鑑定ニ堪能ナレハ好意上ニ非ス、契約ヲ結ヒ相当ノ手

数料ヲ支払フコト可ナラン、買附設備完成スレハ取扱数量

ハ武万函ヲ四万函トスルモ其点ハ異議ナシ、一体烏龍茶ノ

商売ハ将来多ク望ラ属スルニ足ラス、但總督府ハ熱心茶ノ

販路拡張ニ熱中シツ、アレハ總督府ト取引関係アル物産会

社トシテハ之カ取扱モ已ムヲ得サルモノアラン、故ニ買附

設備ヲ完成スルノ工夫ヲ為シ、然ル後、此件ヲ決定致度ト

ノ顧問ノ説ナリ

一福井常務取締役ヨリ

倫敦ノ來電ニ依レハ投機者ハ新物大豆十一／十二／一月積二

一 艇七磅十志ニテ売約シタリト

一 岩原常務取締役ヨリ

度支部印刷局建築ハ同部ニ於テ當方ノ希望スル代用品ヲ許容

セス、去リトテ又請負金額ノ増額（五万五千両）ヲモ承諾セ

サルニ付、不得已請負ヲ断念シ保証金壹万両ヲモ取下ケタリ

安奉線問題、曩ニ橋桁ヲ英國ヘ注文シタル事等ヨリ米国外務

省ハ本邦駐劄大使ニ訓令シ大使ハ一等書記官ヲ後藤通信大臣

ニ送リ抗議ヲ申込ミタルニ対シ、後藤男ハ鉄道院總裁トシテ

ハ南滿カ英國ヘ橋桁ヲ注文シタルハ南滿ノ都合ニ依リタルモ

ノト云フ丈ノコトナリ、併シ後藤個人トシテ之ヲ謂ヘハ右ハ

製造ノ粗雜ノミニ非ス、近頃滿州中立問題ト云ヒ又奉天總領

事クラウドノ報告ト云ヒ、日本人ノ人気ハアンチアメリカン

ニ傾ケリ、此人氣ノ大勢ハ後藤ノ如何トモスル能ハサル所、

惟フニ南滿ノ重役モ亦之ニ左右セラレタルモノナラン、故ニ

此大勢ヲ和グル事ニ就テハ尽力スル所アルヘシト

大使ハ此談ヲ聞キ大ニ驚キ米国外務省ヘ電信シタルモノ、如

シ

其後大使ハ長文ノ書状ヲ後藤男ニ送リ、日露戰爭中外債等ニ

就キ米國ノ日本ノ為メニ尽シタル事、其他ノ効能ヲ述ヘ、中

立問題ノ為メニ英國ヘ注文セラレタルハ意外トスル所云々ト

申出テ來リタリト云フ

一 飯田常務取締役ヨリ

横浜正金銀行ニ對スル信用取引額ヲ千五百万円トスルコトニ

付、交渉ノ成行ヲ報告アリタリ

第四十五回 明治四十三年四月八日（金曜）

山本条太郎○(印)  
福井菊三郎○(自署)

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)

取締役  
早川千吉郎○(印)  
朝吹英二○(印)  
小室三吉○(印)

常務取締役 飯田義一○(印)  
岩原謙三○(印)

監査役 三井得右衛門○(印)  
福井菊三郎(自署)

山本条太郎○(印)

取締役 三井養之助○(印)  
小室三吉○(印)  
監査役 林健○(印)

福井菊三郎(自署)

一報告

岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一軍事上ノ秘密ナランカ、此度當社ニ於テ我政府ヨリ空中飛

行機四台ノ注文ヲ受ケタリ、二台ハ独逸、二台ハ仏國ニ注  
文スル事、製造家四軒

一議案  
一平田初熊依願解傭之件（第九十弐号）  
（平田朱書「決」  
（安東縣出張所長中山兵馬同地商業會議所議員ニ就任認可之件  
（外生書「決」  
（第九十三号）  
一常務取締役福井菊三郎滿州弁哈爾賓、浦沙ヘ出張之件  
（第九十四号）  
一報告  
一福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一、U.S. Steel 社、昨年度ノ考課状ニ依レバ、昨年後半季  
鋼鐵業好景氣ノ為メ、昨年ニ比シ成績頗ル良好ニテ  
純収入ニ於テ  
即チ昨年度ハ  
純益ニ於テ  
剩余金ニ於テ  
総支出後ノ  
六四六、三八二、二五一弗  
四、九七八、九三一弗  
三九、六四三、七〇三弗  
六四六、三八二、二五一弗

第四十六回 明治四十三年四月十二日（火曜）

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)

常務取締役 飯田義一○(印)

岩原謙三○(印)

三井物産株式会社取締役会議録

純益 一三一、四九一、四一四弗  
ニシテ、財産減価消還基金ノ費用ヲ控除シタル上、普通株  
ノ配当ニ充ツヘキ額

五三、三〇五、五七三弗

即チ資本株五〇八、三〇一、五〇〇弗ニ対シ毛利四厘八毛  
(一昨年ハ四、〇三%)ニ相当セリ

一、西貢米左ノ通、新潟へ売約セリ

白米 五月積三千屯 百斤四円六十三錢替

新潟、直江津二港揚  
一倫敦支店ヨリノ來電ニ依レハ、独逸ニ於テハ此度大豆ヲ無

税トセリ(從来ハ百斤八十武銭ノ割)

一飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一三池ニ於ケル肥料取締法違犯事件ハ控訴審ニ於テ無罪ノ宣

告アリタリ

一議案

一南京博覽会へ寄附金之件(第九十五号)

決議

一報告

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一開平炭坑ノ社長ヨリ天津安川支店長ニ書ヲ送リ左ノ相談ア

リ  
一、満鉄ト妥協ノ工夫ナキカ

二、日本ニ於ケル開平炭ノ販売ヲ三井ニ托スルコトハ如

何

三、三井ト共同ニテ日本ニコーケス製造所ヲ起スノ如何  
右三案ニ対シ當方ノ考ヲ聞キ來リタリ、其茲ニ至リタル訳ハ  
當社ハ昨年滿鉄ニ勧メ天津ニ石炭置場ヲ買入レシメ、今日迄  
既ニ三万五千屯余ヲ送り出セリ、之ニ對スル開平ノ立場ハ目  
下一ヶ年百十万屯内外ノ出炭アリ、内六、七十萬屯ハ坑所附  
近并天津方面ニ売却スル高ニテ塊炭八弗五十仙位ノ高値ニ売  
レ行キ、上海・香港へハ棄湯トシテ安売スルモノナリ  
然ルニ撫順炭競争ノ結果、今日ハ右八弗五十仙モノ五弗五十  
仙迄引下ケ居レリ、如此ハ實ニ開平炭ノ本拠ヲ撫順炭ノ為メ  
ニ衝カレタルモノニシテ一大打撃ナリ  
右ニ就テハ安川先般上京中、當時滯京中ノ滿鉄中村并大塚兩  
氏ニ協議シタルカ、滿鉄重役ハ當方ノ主張ヲ容レ、此際妥協  
スルトキハ好条件ヲ得ル能ハサルニ依リ競争ヲ遣ル處迄遣リ  
タル上妥協スル方利益ナルヘシト決シ、今日迄進捗セルモノ  
ナリ  
然ルニ開平炭ノ五番坑并九番坑ヨリ出ツルモノハコーケス製  
造ニ恰適シ現ニ釜石ヘ七万屯、六円五十錢(粉炭)ニテ成約  
シ、又其コードスヘ古河、住友及若松製鐵所ヘ交渉中ニ屬セ  
ルカ如シ  
依テ案スルニ石炭トラストハ到底九州炭ノミニテハ其目的ヲ  
達シ得ス、開平アリ撫順アリ、後者ハ一ヶ年六十五万屯ノ上  
十五万屯出炭アリ、明年ハ百万屯、明後年ハ百五十五万屯ニ上  
ルヘシ、斯ル有様ナレハ開平ノ妥協案ヲ排斥スレハ彼ハ自由

行動ヲ取リ大ニ競争スルハ明ラカナレハ、寧口炭ノ性質モ異ナリ当社ニテ開平ヲ握リ妥協スル方得策ナルヘク、北清ニ於ケル撫順トノ競争ヲ避クル問題ハ別論トスルモノ日本ニ於ケルコーケス製造并開平炭壳リ方ヲ引受クルコト可然ト考フ、勿論右ハ我石炭ノ競争炭ナレトモ、其ハ三池炭ノ競争炭タル貝嶺、麻生ノ炭ヲ同時ニ取扱フト同一ナレハ、敢テ避クルニモ当ラサルヘシトモ考フ、併シ事重大問題ナルノミナラズ極メテコンプリケートセル問題ナレハ、未タ案ヲ出ス迄ニハ至ラス、篤ト御研究ヲ煩ハシタシ若シコーケス製造所ヲ立ツルトスレハ神戸又ハ大阪ニ於テン瓦斯ヲ瓦斯会社へ供給スルヲ一策ナランカ一石炭年度約定モ略決了シタリ、總取扱炭約四百万屯ニシテ、内売約済三百式十万屯、残八十万屯カ臨時売ニ属スルモノナリ撫順炭ノ取扱ハ實際上当社海外一手販売ナルカ如キ姿ナルモ、満鉄重役ハ当社ノ態度曖昧ナリトシ、愈熱心ニ販路拡張ニ尽スヤ否ヤラ照会シ来リ居レリ、当社ノ希望トシテハ依然引受置度考ナリ、日本内地売ハ一、二回三菱ニ遣ラセタルモ武円何十錢ト云フカ如キ非常ニ安値ノ勘定書ヲ送リタル為メ、満鉄ハ非常ニ激昂シ三菱ヲ止メ三井ニテ内地モ引受ケサルヤトノ交渉アリ、内地引受ハ余り好マシカラズ敬シテニ遠ケタルモノナルニ再ヒ右様ノ成行トナリ大ニ考慮ヲ要スヘキ事トナリタリ

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ  
濠州ニ於テ政府ヨリ三ヶ年間保護金ヲ得テトツブ製造会社起リ当社ハ其製品ノ一手販売（本邦）ヲ引受ケ東京モスリン会社ヘ売込ミ殆ント全製産額ヲ売込ミ居リタルカ、品質并色合ニ付苦情起リタルニ依リ同社總支配人ヒュース氏ニシトニ一出張員附島重保同伴來朝セシメ端善次郎氏ト折衝ノ上、弁金問題モ略妥協行届キ、製造家ニ於テ之ヲ負担スル事トナリタリ、然ルニヒュース氏ニ東京製絨技師ハラム氏其他當社ノ反対商ナル外國商館等當社ヲ中傷シタル結果、ヒュース氏ハ之カ為メ動カサレモスリン会社ニ赴キ三井ハ少クトモ一封度ニ付二片位ヲ利シ居レルナルヘク一ヶ年式十万円余ノ暴利ナリ、向後直接買入ヲ為セハ夫割安トナルヘシト説キタルモ端ハ、一手販売期間内ニ三井ノ手ヲ切ルハ不可ナリ、如此不徳義ノ遣リ方ヲ為ス人トハ直接引合ヲ為スヲ得スト排斥セラレ、不得已当社ニ対シ再ヒ差向キ約定ノ出来ヘキ十五万封度ノ引合方ヲ依頼シ来リ居レリ、本件ハ尚ヒユースト折衝、更ニ一ヶ年間ノ一手販売契約ヲ締結スル考ニテ折角配意中ナリ一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ  
ガートナーニ対スル訴訟ハ先ソ以テ先方反対ノ余地ナキ点ヨリ裁判ヲ受クルラ利ナリト考ヘ、委託荷売上代金未払分ニ對

三井物産株式会社取締役会議録

一議案

スル請求ヲ先ニシ裁判ヲ受ケタル処、判決ノ結果ガートナ  
ハ当社ニ対シ左ノ通文ヲ為スヘキ旨、宣告アリタリ

独貨 一七二、一九一馬克三五

右ニ対スル年五分ノ利子、即チ

一九〇九年十二月六日ヨリ一六三、二一五馬克四

○ニ対スル分 同 二十一日ヨリ八、九七五馬克九四ニ対ス

ル分

第四十七回 明治四十三年四月十五日（金曜）

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)

常務取締役 飯田義一○(印)

岩原謙三○(印)

山本条太郎 欠

福井菊三郎（自署）

三井養之助○(印)

朝吹英二○(印)

小室三吉○(印)

監査役 三井得右衛門○(印)

林健○(印)

一議案 ナシ

一相談

清國視察員派遣ニ關スル事

第四十九回 明治四十三年四月二十二日（金曜）

出席者

（社員待命規程再議ノ件  
（欄外朱書）「決議」  
第五条追加  
仮決議

（小室利吉滿洲重要物産組合長就任認可之件（第九十六号）  
（欄外朱書）「決議」  
仮決議

第四十八回 明治四十三年四月十九日（火曜）

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)

常務取締役 飯田義一○(印)

岩原謙三○(印)

山本条太郎 欠

福井菊三郎（自署）

三井養之助○(印)

朝吹英二○(印)

小室三吉○(印)

監査役 三井得右衛門○(印)

林健○(印)

社長	三井八郎次郎○(印)
常務取締役	飯田義一〇(印)
常務取締役	岩原謙三〇(印)
監査役	山本条太郎〇(印)
監査役	福井菊三郎(自署)
取締役	三井養之助〇(印)
取締役	朝吹英二〇(印)
林	小室三吉〇(印)
林	三井得右衛門〇(印)
一議案	（第九十九号）決議
一 〔 <small>支店長職務権限規定制定之件</small> 〕 〔 <small>外朱書</small> 〕 〔 <small>決議</small> 〕	（第九十七号）決議
一 〔 <small>株式会社戸畠鉄工所株式引受之件</small> 〕 〔 <small>外朱書</small> 〕 〔 <small>決議</small> 〕	（第九十八号）仮決議
一本店本部、機械部及営業部職務章程改定之件	（第九十九号）決議
出席者	（第九十九号）決議
第五十回 明治四十三年四月二十六日（火曜）	（第九十九号）決議

福井菊三郎(自署)	取締役	三井養之助(印)
朝吹 英二〇(印)	" "	"
小室 三吉〇(印)	" "	"
監査役 三井得右衛門〇(印)	" "	"
林 健〇(印)	" "	"
一議案	一報告	一無シ
一岩原常務取締役 ヨリ左ノ報告アリタリ	一倫敦支店來状 (三月三十一日附) Salmo Steam Fishing Co. ノ 塩鮭販売引受ノ件ニ付、福井常務取締役ヨリ報告アリタリ	一
ヒユースノ件ハ其後濱州ノ商業事務官サツタ一氏ノ仲介ニ依リ、サツタ一氏立会ノ上ヒユース氏ニ面会、一面同人ノ遣り口ノ不穏当ナリシコトヲ責メ、更ニ此際クレームヲセツトルスル事ノ必要ナルコトヲ説キ、先方モ悟ル所アリ、且下改メテ交渉中ナリ		

結局当社ニ於テ支払ヒタル（モスリン紡織）賠償金六千円ノ内、ヒーネスニ半額支払ヲ交渉中ナルモ其内毛ノ色合ノ異ナレル分ハ半額ヲ支払フモ、目方ノ少キモノハ支払ヲ肯ンセサルヘシ、左スレハ千五百円カ武千円ノ外ハ支払ハサルナラム、當方ハ是ニテモ承諾セサレハ不利ナリ、何トナレハ、

三井物産株式会社取締役会議録

苦情アレハ濱州ノアービトレーシヨンニ掛ケルコト、ナリ居ルモ、斯クテハアービトレーシヨンニ掛ケル材料モ準備シアラズ、旁當方ノ主張貫徹スヘキ望ナケレハナリ

代理店繼續之事ハ先ツ見込ナシ

第五十一回 明治四十三年四月二十九日（金曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一（印）

岩原 謙三（印）

山本条太郎（印）

福井菊三郎（自署）

取締役 三井養之助（印）

朝吹 英二（欠席）

小室 三吉（印）

監査役 林 健（印）

一議案

一東洋協会ニ於テ大連ヘ商業学校ヲ設立スルニ付、〔朱書〕五千金一萬円寄附之件〔可決〕

（第百壹号）  
一新大型船（大小各一艘）宛新造ノ件（第百武号）  
〔可決〕

仮決議

三井物産株式会社取締役会議録

〔第三号〕

第五拾弐回 明治四十三年五月三日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一（印）

岩原 謙三（印）

山本条太郎（印）

取締役 三井養之助（印）

〔表紙〕  
〔朱書〕

〔第参考号〕

自明治四十三年五月三日  
至明治四十三年八月  
日」

三井物産  
株式会社 取締役会議録

（原寸 縦 272mm, 橫 195mm）

朝吹 英二〇(印)  
小室 三吉〇(印)  
監査役 林 健〇(印)

内 三池  
差引筑農

内 委托  
百五十万屯

内 委托  
百六十万屯 買切  
百万屯 売約済

是支ニテハ臨時壳ニ不足ナリ、故ニ買入ヲ  
ナリ

百六十万屯 買切  
百万屯 売約済

一議案  
一色虎兒増給之件（第百参考号）  
一商店長職務権限規程制定之件再議（第百号）  
一報告  
〔外朱書〕〔決議〕

決議  
仮決議

残

四十万屯

一岩原常務取締役ヨリ  
東京電燈ノ蓄電池、地中線并発電機ノ八十万円程ノ入札ハ  
G.E.社ノ大敗北ニ帰シ高田并大倉ニ落札セリ ○印

蓄電池

地中線

発電機

高 田 ○三八三、八〇〇○二〇九、〇五〇 一九二、八〇〇  
大 倉 三八八、七三〇 二二六、一七四〇一九五、〇二九  
三 井 三九七、一六八 二三九、二五八 三三五、〇五七  
シーメン 三八三、九一〇 二〇九、一九五 二三三、八〇〇  
ヒーリング三九五、七〇二 二一六、一六四

アルグマイ子ノ安値ナルハ姑ク措キ、ゼ子ラルト米国ニ於テ  
売値ニ付、妥協ヲ為シ居ルウエスチングハウスノ安値ニ至リ  
テハ大ニG.E.ノ反省ヲ促カサ、ルヘカラズ

一山本常務取締役ヨリ

一門司支店ノ報告ニ依レハ

当社取扱炭 四百五十万屯

撫順炭出炭増加、本年ハ百武十万屯ニ上ルナラム、故ニ取  
調ノ為メ吉弘素郎ヲ満州へ出張セシムルコト、セリ  
一サンタフヒー鉄道会社ノ代理人來京中、枕木之事引合中ナ  
ルカ、檜ノ枕木ハ何程ニテモ壳行クヘキモ原材ヲ告クル  
ノ有様ナリ、此上ハ防腐剤ヲ施セル木材ヲ以テニ充用ス  
ルノ外ナシ、且下宇都宮ニテ經營セル星ノ防腐工場ハ當方  
ニテ関係ヲ付ケ、又一方鉄道院ノ北海道工場ヲ借りレノ相  
談中ナリ、而シテ他ノ二ヶ所ノ内地工場ヲ當社ノ関係下ニ  
置クトキハ、防腐材工場ヲ全部握リ得ル事トナリ、米國輸  
出上一大勢力ヲ占ムルコトヲ得ヘシト考フ  
白蟻ノ害ヲ免カル、ハ、リム材ノミ、台灣ニテ丘營建築上、  
此リム材ヲ用ユルニ付考案中ニテ、當社へ引合方申聞アリ  
タリ

# 三井物産株式会社取締役會議録

ニ、日本防腐会社ノ早川鉄治、大ニ驚キ妥協方ヲ當社へ申込ミ來リ、總督府モ斡旋セラル、處アリ、依テ當社へ總督

府ニ對シ星ノ機械ヲ總督府ニ買上ケ之ヲ貸与セラル、カ、又ハ新会社ヲ起シ總督府ニテ年五万円ノ保護金ヲ与ヘラル

、カ、何レカノ方法ヲ講セラレタント申出テ、總督府モ大ニ考慮ニ值ストシテ研究セラレ居レリ、愈新会社設立セラル、トスレハ當社ニ於テ北海道材ヲ賣込ム目的ノ下ニ幾分株式ヲ持ツ必要起ルヘキヤモ難計

台灣ニハ目下輕便鐵道六百五十哩アリ、官線ノ枕木需要年十四、五万本アレハ、合計六、七十万本入用ナリ、輕便鐵道ノ枕木ハ短キモノニテ可ナル故、米國行枕木ヲ取りタル跡ニテ製材シ得ヘク好都合ナリ

## 第五十三回 明治四十三年五月六日（金曜）

出席者

社長	三井八郎次郎（印）
常務取締役	飯田義二（印）
取締役	岩原謙三（印）
取締役	山本条太郎（印）
取締役	三井義之助（印）
監査役	朝吹英二（印）
監査役	小室三吉（印）
監査役	三井得右衛門（印）

林 健（印）  
一議案

一横濱支店長社宅新築之件（第百四号）  
（横濱支店長社宅新築之件（第百四号））  
一製糸資金前貸之件（第百〇五号）  
（製糸資金前貸之件（第百〇五号））

仮決議  
決議

朝吹取締役ヨリ左ノ報告アリ

一木材防腐事業ニシテ有望ナレハ金社單獨經營ニシテハ如何

一大連商業學校寄附金ハ正金銀行寄附高ノ半額ヲ程度ト致度トノコ

一、烏龍茶取扱数量ハ貳万函トセス、前同様ノ数量ヲ取扱一事、但売買ノ組合ハセラ為シ得ヘキ高ハ此限ニ非サル事

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一製鋼所取締役近藤輔宗氏ヨリ同所所要ノ

コーケス壹万屯 鋼鐵貳万屯 其他ニツケル等

ヲ大部分三井ヨリ供給方相談アリ（尤モ一部分ハシヤードンヘモ商売ヲ与ヘサルヘカラズトノコ）、取扱之事如何

右ハ引受之事ニ意見一致、但從來炭礦汽船ニテ取扱ヒ居リタルモノハ同社重役取極ル迄、差控ヘル事妥當ナラム製鋼所ハ既ニ海軍省ヨリ三百六十万ノ注文引受アリ、尚本

年中七百万円ノ注文ヲ引受ケ得ヘキ見込ナリト

第五十四回 明治四十三年五月十日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇（印）  
岩原 謙三〇（印）  
山本条太郎 次  
三井養之助〇（印）

朝吹 英二〇（印）

小室 三吉〇（印）  
監査役 林 健〇（印）

考

| Neuberger Philips Silk Co. (資本米金式十五万弗) ハ此度

モルトン氏ト交渉スルコト可然、左スレハ大抵纏ルヘキ見込ナリト考フ  
但此度サツター氏ノ立会ハ、物産会社ハ如何ニ得意ニ対シ六  
カ敷地位ニ在ルヤラ知悉セラル、機会ヲ得、何レサツター氏  
ヨリモ濠州ヘ文通アル筈ナレハ、当社ニ取り便宜ナルヘシト

一議案

一河島元楠解傭之件（第百〇六号）

宿題

（欄外朱書「可決」）

決議

一武村貞一郎ヘ臨時賞支給之件（第百〇七号）  
一瀬古孝之助「ユーナイテッド、ステーション、シルク、コンディ

（欄外朱書「可決」）  
シヨニング」会社取締役ニ就任認可之件（第百〇八号）

仮決議

一這回、吳納英炭三千屯、佐世保納英炭千屯試験ノ結果、規格  
ニ合格セス排斥セラレタリ（蒸氣力不足ナル為メナリ）  
右ハファウンデールニ重精選炭ナレハ、壱人ニ対シ弁償ヲ請求スルヲ得ス、去リトテヒニ壳口モ鳥渡見出シ得ス、大ニ苦  
心中ナリ、外國軍艦ニテモ供給スルノ外ナシ

一飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ  
フュース一条ハ、最後ニ濠州商務官サツター氏、フュース氏、及小田柿松村兩人同道、モスリン会社ニ端氏ヲ訪ヒ、苦情トソブノ色合併欠斤ニ付、交渉ヲ始メタルニ、端氏暴言ヲ吐キタル為メ、サツター、フュース両氏共、大ニ怒リ、其儘物分レトナリタリ、此上ハ濠州ニ於テ苦情取纏メノ外ナキモ、フュース氏ト交渉シテハ到底纏ルヘキ見込ナキニ依リ、社長

一小野田セメントヲ多年苦心ノ末、佐世保ヘ千九百樽漸ク売約シ、第一回分六百樽ヲ試験セルニ、極メテ当社ニ好意ヲ有スル人ノ試験ナリシニ拘ラズ、全然不合格トナリタリ、更ニ精選ノ分ヲ納付スル筈ナルカ、幸ニ其試験佳良ナレハ可ナレトモ其分不良ナルトキハ當分又々海軍ヘ供給ノ望ハ絶タダサルヘカラサルニ至ルヘシ

鹹水試験ニ於テ浅野ノセメントハ奇麗ニ固マルモ、小野

三井物産株式会社取締役会議録

田ハ表面凸凹ヲ生ス

第五十五回 明治四十三年五月十三日（金曜）

出席者

朝吹 英二〇（印）  
小室 三吉〇（印）  
監査役 林 健〇（印）

一議案

無シ

朝吹取締役ヨリ

一河島元楠一条ニ就テハ、之ヲ告発スルヤ否ヤハ他ニ関係ヲ

及ス程度如何ヲ考量シ処決スル事

一、監督店ハ五年ニ亘リテ斯ル不正行為アリタルコトヲ知ラ

サリシハ監督不行届ト云ハサルヘカラス、此点ニ関スル措

置方之事

一、本人ノ行為ハ状情ノ酌量スヘキモノナシ、此点ニ關スル

議案ノ字句ヲ訂正セサルヘカラズ

右等ノ点、尚常務ニ於テ御審議アリタシ

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

漢治萍ニ対スルコードオープン契約ハ調印ノ運ニ迄立至リタ

ル处、カーロウイツヨリ武百万両ノ借款アリ、今年中ハ他ヨ

リ機械購入ノ契約ヲ為ス能ハサル趣ニテ、同商會書記ヨリ抗

議アリ、為メニ李氏ハ上海ニ赴キカーロウイツヘ交渉シ、同

意ヲ得レハ直チニ当社ト契約スヘキモ、同意ナケレハ明年一

月一日迄調印延期之事トナルヘシ

一、此度鉄道院ヘ本年度渡セメント三万六千九百樽壳約セ

出席者

常務取締役 飯田 義一〇（印）  
岩原 謙三〇（印）  
山本条太郎（自署）

一議案  
一長春出張所社宅新築設計変更之件（百九号）  
一海法会へ寄附金之件（百十号） 決議  
一社船取扱規程制定之件（百十一号） 決議

第五十六回 明治四十三年五月十七日開会（火曜）

出席者  
常務取締役 飯田 義一〇（印）  
岩原 謙三〇（印）  
山本条太郎（自署）

り、尚四十四年度并五年度分六万樽供給ノ予約ヲ為シタリ

一、機械部四十三年上半季

約定高 五百四十八万武千八百五十円

上半季 四十二年 三百武十武万六百七十四円

差引超過

武百武十六万円余

斯ク増加シタルハ、南滿安奉線等ノ大口注文アリタル為メニテ、即チ前記約定高中鐵道掛ノ取扱武百十一万千円ニシテ、昨年上半季ハ五十万円ニ止リタレハ、此分ノミニテ百六十万円余ノ増加ヲ示ス

一山本常務取締役ヨリ

一開平炭坑ヘ出資ノ件ハ、南滿鐵道ニテ約半額ノ株ヲ引受クルコトニ致シ、株式名義ハ三井ノ名前トスルコト面白カルヘク、兎ニ角、南滿并三井ヨリ視察ノ為メ人ヲ出スゝニ致シ度トノ事ニ後藤男爵決意セラレ、桂首相モ同意ナリ

第五十七回 明治四十三年五月二十四日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)  
常務取締役 岩原 謙三〇(印)  
取締役 三井養之助〇(印)  
取締役 朝吹 英二〇(印)  
取締役 小室 三吉〇(印)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)  
常務取締役 岩原 謙三〇(印)  
取締役 三井養之助〇(印)  
取締役 朝吹 英二〇(印)  
取締役 小室 三吉〇(印)

第五十八回 明治四十三年五月二十七日（金曜）

監査役 三井得右衛門〇(印)  
林 健〇(印)

一議案

一台湾米壳越買越許可之件（第百拾武号） 決議

一台南出張所ヘ赤糖先約前貸金之件（第百拾参考号） 決議

一台南出張所ヘ打狗備付用駁船五隻新造認可之件（第百拾四号） 決議

一京城所在不用地所売却之件（第百拾五号） 決議

一報告

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一馬尼刺陸軍石炭入札ハ六万五千屯当社ヘ落札セリ

一長崎渡馬尼刺陸軍御用船燃料炭六万屯口モ愈當社ニ於テ約定調印セリ

一門司并若松ニ於ケル当社貯炭ハ武十三万屯ニ減少セリ

監査役林 健○(印)

監査役林 健○(印)

一議案

無シ

一相談

一台灣赤糖先約前貸ニ闊スル件ニ付、相談アリタリ

一報告

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一生糸ノ昨年新糸以来一ヶ年ノ輸出高

八万千百七十俵

内当社扱 貨万八千販三十五俵 35%

ニ当ル、生糸合名ノ取扱高ハ壹万八千五百八十一俵ニシテ、

当社ノ取扱ハ約壹万俵生糸合名ヲ凌駕ス

一羽二重モ本年上半季ハ販百四十三万三千円ノ取扱ニシジ  
テ、昨年同季ハ販百五十八万三千円也

一議案

無シ

一報告

一飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一阿片騰貴ノ結果、台灣總督府ハ阿片煙膏ノ直上ヲ實行シ、  
是迄百目十四円ノモノヲ二十一円、七円ノモノヲ十三円ト  
セリ、從テ手數料ヲ引下方交渉アリ、台北支店ハ直段引上  
ノ結果ハ需要減少スヘキニ付、手數料引下ハ二、三ヶ月間  
猶予アリ度旨申出テタルモ、遂ニ五分五厘ヲ五分ニ即チ五  
厘下ケトナリタリ

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一大阪來電ニ依レハ、最近左ノ通、電氣機械ノ注文ヲ引受ケ  
タリ

阪堺電氣 発電氣其他

十八万四千五百円

大阪市営電鐵

二千キロワット販十七万四千六百五十販円  
タバイン三台

九州軌道

十四万六千八百八十円  
モーター及電車台

宇治川電氣ハ見積合ハセノ結果、G.E.社分百四十一萬三  
千円ナルニ対シ、シーメンスハ九十七万六千円ニテ約五割  
ノ差アリ、故ニシーメンスニ取ラルヘキ模様ナリ

第五十九回 明治四十三年五月三十一日（火曜）

出席者

常務取締役

飯田 義一○(印)

岩原 謙三○(印)

山本条太郎(自署)

取締役

三井養之助○(印)

朝吹 英一○(印)

小室 三吉○(印)

第六十回 明治四十三年六月三日（金曜）

出席者

第六十一回 明治四十三年六月七日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)  
岩原 謙三〇(印) 山本条太郎(自署)  
取締役 三井養之助〇(印) 朝吹 英二〇(印)  
" " 小室 三吉〇(印) 常務取締役 飯田 義一〇(印)  
監査役林 健〇(印) 岩原 謙三〇(印) 山本条太郎(自署)  
取締役 三井養之助〇(印) 朝吹 英二〇(印)  
" " 小室 三吉〇(印) 常務取締役 飯田 義一〇(印)

一議案

一、遠藤大三郎歐州出張之件（第一百十六号） 決議  
一、廣東出張所長田中忠二郎、東亞興業株式会社ノ廣東ニ於ケ  
(欄外)「決議」  
ル代表者ヲ當分受嘱之件（第一百十七号） 傷決議  
一、河島元楠解雇ノ件（再議）

傷決議

一相談

一、飯田常務取締役ヨリ左ノ相談アリタリ  
一、長春出張所社宅ハ長春道台新築ノモノヲ借受クルカ、又  
ハ当社自カラ新築スルヤノ件  
右ハ土地ノ関係取調ヘノ上、処決スル事

一、桑港大博覧会会社株式引受之件  
米金券千五百弗以内引受ノ事ニ評議スル事

一、山本常務取締役ヨリ

一、門司ノ貯炭ハ昨年十二月貯十七万屯モアリンモノ目下四  
万屯ニ過キス、是丈ニテハ舞ヒ切レサルニ付、臨時五千屯  
位宛安川等ヨリ買入レ居レリ、蓋シ買切炭六月一杯ニテ結  
了ニ付、此際相場ヲ釣上ケサル為メ姑息ノ取扱ヲ致シ居ル  
ニ過キズ

三井物産株式会社取締役会議録

モ、何レ相当ノ買入ヲ要スヘシト考フ

一、ボル子ヲノ一離島ニ瑞西人所有ノ一鉄山アリ、先年製鉄所ヘ貳百五十万円ニテ売込方ヲ申出テタルモ、其儘トナリ居レリ、当社ハ早ク之ニ着目シ新嘉坡支店ヘ取調ヲ命シ置キタルカ、其内ニ右瑞西人ハ大倉組ヲ經テ更ニ製鉄所ヘ交渉ヲ申込メリ、依テ当社ハ杉浦恭介ヲ出張セシメ取調ヘシメタルニ、同鉱石ハヘマタイトニテ鉄分55%ヲ含ミ、金山

凡テ鉄鉱、原価屯五十錢位ニ過キス、中村長官ハ之ヲ閲議ニ付シ買入レラル、ヤ難計、蓋シ政府ハ韓國ノ鉱石ハ之ハ存留シ置キ、ボル子ヲノ分ヲ先ツ使用シ、以テ有事ノロニ便セントノ意アルモノ、如シ

当社ハ、大倉組ハ單ニ外国人ノ申込ヲ受ケタルノミ、然ルニ当社ハ爪哇南洋方面ニ店舗并商売関係アリ、故ニ其取扱ヲ當社ニ托サレ度旨、交渉中ニ属ス

一、ペル一島ノ燐礦石ハ独逸人ノ所有ニ属セルカ、此度独亞銀行支配人ノ紹介ニテ右持主ベア氏来朝、当社ニ相談アリ、当社ニテハ、既ニ七、八ヶ月前ニ此事ヲ聞込、四ヶ月程前太洋島行ノ社船ヲシテ取調ヘシタル事アリ、只其持主不明ナリシカ、此度前文之通り交渉アリタル次ニテ、

先方ハ當社ニ取扱ヲ托シ度意見ナリ、太平洋島ノ燐礦石取扱ニ支障ナケレハ取扱度考ナリ  
同島燐礦石ニ就テハ、北独郵船并銀行五軒等ニテ株主トナリ貳百万円程金ヲ入レ、本年ハ八万屯、明年ハ十五万屯採

掘シ得ヘキ予定ナリト、同島ハ本邦ヲ去ル千五百海里内外ニシテ、之ヲ太洋島ノ三千海里ニ比セハ約半ハニ過キス、

馬尼刺ヨリ三日位ノ航程ナレハ馬尼刺行石炭船ノ戾リ船ヲ利用スルニ好都合ナリ、含有物81%ヲ保証シ、アルミナ并鉄分ハ余リナシ、直段ハ當方ノ見込トシテ四片半位ト談シ見置キタリ、運賃三円乃至三円五十錢ト見テ本邦 C.I.F.

八円見当トナル  
一飯田常務取締役ヨリ

一硫黃ノ本邦產額ハ

三井合名会社 六、七千屯

大日本硫黃 八千屯

押野 壱万五千屯

小口 壱万屯

計 四万屯

需要ハ

米国 武万二、三千屯

濠州獨國 壱万屯

内地 七千屯

計 四万屯

内三井物産取扱壹万五千屯(三井合名会社分)  
(并大日本硫黃分)

右押野ノ分ハ、當社十二、三年間取扱ヒタルモ貸金ノ依頼ニ応セサリシ関係上、遂ニ米質ノ手ニ移リタリ、同坑ハ今日壹万五千屯ノ產額ナレトモ武万屯位ハ出シ得ル山ナレ

ハ、是非当社ニ取リ度考ナルカ、此度面白キ話合トナリタ  
ル事ハ、押野ハ米質ニ八万円借り居リタルカ、其後漸次返  
却、目下四万三千円ナリ、外ニ山県一派ノ松本・中村ヨリ  
貳万五千ト四万五千、計七万五千円ノ借金アリ、総計十一  
万三千円アリ、米質ノ分ハ本年中ニ返却スヘキモ、山県ノ  
方ハ五ヶ年間此金ヲ借ルニ付、利益ノ分配ヲ為ス約束ア  
リ、押野ハ山県ニ対シ五月三十日ニ支払フヘキ利息ノ支払  
ヲ怠リタルヨリ、契約条項ニ依リ一時ニ全額ノ弁済ヲ要ス  
ル事トナリ、大ニ因迫シ居レリ

右ニ就テハ此際貳万五千円ヲ支払ヘハ山県ノ方ハ片付クヘ  
ク、且一番抵當權者米貿易商会ノ借金四万三千円ヲ支払ヒ  
当社ニ一番抵當權ヲ收メ本年ノ米質トノ販売契約結了後、  
其取扱ヲ收ムレハ当社ハ疏黄上、大ニ優越ノ地位ヲ占メ疏

黄商発ヲ左右シ得ヘシ

押野疏黄ハ函館ニテ貳十四円ノ原価ナレハ、今日ノ相場三  
十二、三円ニ比スレハ大分ノ開キアリ、故ニ此貸金ハ安全  
ナリ、且先年來鉱山会社團氏ノ談ニ依レハ、同山ハ鉱量豊  
富ニシテ二三十万円ナレハ何時ニテモ買物ナリトノ事ニ  
テ、本人ハ五十万円以下ニ手離サ、ル有様ナレハ、前記ノ  
貸金ヲ為スモ取扱ヲ當社ノ手ニ収メ度考ナリ

一山本常務取締役ヨリ

一孟買雜貨掛帰朝來話ニ依レハ  
同地ヘ日本ノメリヤス、靴足袋、タオル等、近來著シク輸

入増加シ、メリヤス丈ニテモ三十七、八万円ニ達ス、其内  
当社取扱半額位ニシテ五／七分ノ口錢アリ、反対商ハ独逸  
品ナレトモ日本品ヲ以テ十分競争シ得ルノミナラズ、印度  
ニハメリヤスノ原料タル十六番、二十番ノ糸ハ豊富ナレト  
モ、職工不規用ナル為エ工場好成績ヲ得ス、從テ此商売ハ

非常ニ有望ナレハ、向後益力ヲ致スヘキ筈ナリ  
一、本年ノ米綿作付反別ハ増加セルノミナラス、直段安見込  
ニテ十月積四十円見当ナレハ、綿安ケレハ種モ安キヲ普通  
トスル故、リンシード、レープシードハ如何アルヘキカ知  
ラサレトモ、十分夫等ヲ研究ノ上、目下大豆先物七磅六志  
位ナレハ、約定出来ヘキ様子ナレハ、或ハ先物ヲ売リ出ス  
事モ一策ナランカト考フ

一議案

〔巴奈馬大洋萬国博覽會会社株式應募之件（第百十八号）  
(欄外朱書)「可決」

第六十二回 明治四十三年年六月十日（金曜）

仮決議

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)  
// 岩原 謙三〇(印)

山本条太郎(自署)

取締役 三井養之助 欠席

三井物産株式会社取締役会議録

吉ヨリ注文引受ケタリ（三ノ輪ヨリ王子ヲ経、大塚ニ至

ル）

朝吹 英一〇（印）

小室 三吉〇（印）

監査役 林 健〇（印）  
監査役 三井得右衛門〇（印）

第六十三回 明治四十三年六月十一日（土曜）

出席者

社長

三井八郎次郎〇（印）

常務取締役 飯田義一〇（印）

岩原謙三〇（印）

取締役 三井養之助〇（印）

朝吹 英一〇（印）

小室 三吉〇（印）

監査役 三井得右衛門〇（印）

林 健〇（印）

（第百十九号）決議

一常務取締役山本条太郎名古屋并大阪出張之件  
一報告

岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一本年ノ繭作模様ハ、東海道并四国ハ昨年ヨリ落チ、九州・

上武地方ハ昨年同様位ノ見込（平均四十三掛ノ見込）

一箕面電鉄ハ式百万円ノ社債成立、六月二十五日〆切ナリ、

七月一日ニ当方ノ債権百三十六万七千円也、悉皆返済スヘ

キ由申出アリタリ

一字治川水電ハ未タ公然発表セラレサルモ発電機ハ大倉組

（アルゲマイ子）、サブステーション・エクイメントハン

ーメンス取りタリ、前者ハ五十四万八千円、後者ハ四十九

万三千円ナリ

今直段ノ比較ヲ示セハ、発電機

シーメンス 四八三、〇〇〇

アルゲマイ子 五四八、〇〇〇

三井 七七七、〇〇〇

第六十四回 明治四十三年六月十四日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇（印）

岩原 謙三〇（印）

取締役 三井養之助〇（印）

（南新吾依頼解傭之件（第百式拾号）  
（欄外朱書）但、本人ハ何時ニテモ再入社セシムルコトニ口達スル

事  
決議  
仮決議

一王子電氣ノ軌条十六哩半（此金十万二、三千円）ハ才賀藤

437

朝吹 英二〇(印) 三十九年 四十年 四十一年 四十二年  
小室 三吉〇(印) 印度 一〇〇〇箱 一五二〇 一二五〇 一〇〇〇

監査役 三井得右衛門〇(印) 波斯 九二七 九〇〇 一五〇〇 一四二〇  
林 健〇(印)

取扱金高ハ四十二年度ニ於テ  
三井・サミニュール 印度阿片 百六万五千円  
波斯阿片

百四十八万六千円

一議案  
台南出張所事務所用土地家屋買入ノ件 (第百武十一号)

見合ハセ  
宿題 決議

一飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ  
日本製布ハ曩ニ五十万円ノ内式十五万円ヲ支払ヒタルカ、  
此度泉尾工場ノ抵当解除ヲ申出テタルニ付、更ニ五万円現  
金ニテ支払ヒ伏見工場ヲ二十万円ノ担保ト致置キ、原料ハ  
十万円ヲ限リ供給ノ事ヲ申入レタルニ、此義承諾シ来リタ  
リ

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ  
台灣總督府ヨリノ依頼ニ依リ、印度阿片ヲ印度政府ヨリ直接  
買入ノ件ニ付、孟賣支店ニテ交渉シタルニ、当初ハ入札払下  
ノ外出来サル旨ナリシモ、其後再応交渉ノ末、台灣總督府所  
要ノ分文ハ一ヶ年ノ所要高ヲ予告スレハ前月ノ平均直段ニテ  
供給シ吳ル、事トナリタリ、但總督府ハ三ヶ月間考慮ノ上、  
確答スル筈ナリ

右取扱ニ就テハ式分五厘ノ手数料ヲ得ヘキ筈ナリ、但此取扱

ヲ為ス以上ハ香港ニ於ケルサミユールトノ協定破レ、波斯阿

片ニ於テ大競争ヲ受クヘク、却テ不利ナルヘシトノ香港支店  
ノ意見ナレトモ、事実ハ然ラサルヘク、又サ社ト別ニ協定ノ  
道モアルヘシト考フ、最近印度并波斯阿片ノ總督府買入割合

第六十五回 明治四十三年六月十七日 (金曜)

出席者

社長 三井八郎次郎〇(印)

常務取締役 飯田義一〇(印)

岩原謙三〇(印)

ハ

三井物産株式会社取締役会議録

取締役	山本条太郎(自署)
監査役	朝吹英二(印)
監査役	小室三吉(印)
監査役	林健(印)

一議案	一長春出張所社宅借入ノ件(第百武拾武号)
一報告	一新造船命名之件(第百武拾參号)
一報告	一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一報告	一燐寸ハ、反対商ハ非常ノ打撃ヲ受ケ、在荷四万箱ニ及ヒタル
一報告	モ、幸ニ我社取扱ハ盛況ヲ呈シ、日本燐寸会社ハ以前八千箱ヲ造リタルニ過キサルモ日下一ヶ月壹万四、五千箱ヲアリド

一報告	シノ先約成立シ居レリ
一報告	右ノ如キ有様ニテ、燐寸業者ハ過般集会ヲ催シ、製造中止又シ居レリ
一報告	ハ三、四割ノ製造減少ヲ議決セントセシモ、当社ハ之ニ反対

第六十六回 明治四十三年六月二十一日(火曜)

出席者

社長	三井八郎次郎(印)
常務取締役	飯田義一(印)
〃	岩原謙三(印)
〃	山本条太郎(印)

一議案	一報告
-----	-----

一議案	一報告
-----	-----

一議案	無シ
-----	----

一報告	無シ
-----	----

第六十七回 明治四十三年六月二十四日(金曜)

出席者

常務取締役	飯田義一(印)
取締役	岩原謙三(印)
取締役	山本条太郎(自署)
監査役	三井養之助(印)
監査役	朝吹英二(印)
監査役	小室三吉(印)
監査役	三井得右衛門(印)
林健(印)	

取締役	三井養之助(印)
監査役	朝吹英二(印)
監査役	小室三吉(印)
監査役	三井得右衛門(印)
林健(印)	

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一 新糸（六十斤六十俵）八百七十円ニテ初手合出来セリ、四

十二掛ニ相当ス

一 台湾専売樟脑ハ生産不足ヲ発表セル為メ紐育支店ニ於テハ

得意ニ対シ30%減ヲ申入レタル处、大ニ恐慌ヲ來タシ、更

ニ眼ヲ人造樟脑又ハ支那樟脑ニ向ケンカノ考ヲ有スルモノ

モアリシ模様ナリシカ、其後總督府ニ於テ生産者ニ対シ生

産増加ヲ下命セル結果、歐米所要高七百三十万斤（内米國

武百六十万／武百八十万）ハ生産スヘキ事トナリ需要者モ

安心スル事トナリタリ、但人造樟脑モ巨額ノ資本ヲ様ニ居

ル次第ナレバ、之ヲ看過スル能ハサルノミナラズ最近ノ報

告ニ依レハ、不燃性セルロイト（樟脑ヲ使用セズ）ヲ發明

セル由ニテ、品質ハ佳良、単ニ直段割高ト云フノミナレ

ハ、将来如何ニナルヘキヤ難計、我専賣樟脑ハ未タ枕ヲ高

クシテ眠ルヘカラサル也

第六十八回 明治四十三年六月二十八日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一（印）

岩原 謙三（印）

山本条太郎（印）

三井養之助（印）

朝吹 英二（印）

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

小室 三吉（印）

監査役 三井得右衛門（印）

林 健（印）

一 議案

一月給式百円以上ノ者増給之件（百式十四号）

（欄外朱書）「決議」

一月給式百円未満五十円以上ノ者増給之件（百式十五号）

（欄外朱書）「決議」

一 山田朔郎特別増給之件（百式十六号）

（欄外朱書）「決議」

一 増給ハ約壱割ヲ標準トシ多少斟酌セルモノアリ

一 報告

一 山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一 愛宕山丸ハ上海ヨリ帰航ノ途次、二十四日午前九時濃霧ト

激潮ノ為メ吳淞沖アムハースト岩礁ニ擱坐シ船底ヲ損シタ

ルカ、風浪ノ為メ船体漸次傾斜、上甲板ヨリ海水打込ミ機

閨室ニ浸水、救助ノ見込ナキニ至リタルニ依リ、保険会社

ニ対シ委棄ノ申込ヲ為シタリ、船員ハ独逸軍艦ライプチツ

ヒ并我須磨艦ノ為メ救助セラレタリ、本船船価十萬五千

円 内八万円保険ヲ附シアリ

一 樽太出張中ノ藤原ヨリノ電信ニ依レハ、鉱山部技師ノ踏查

ニ依レハ鉱山モ見込アリ、又材木モ小丸太枕木等ハ十分有

望ナリト

三井物産株式会社取締役会議録

ラレタリ

ブルーケスエンドドキセー 三六五、〇〇〇円

プラット 五三四、〇〇〇

一紀陽織布五千錘ハプラットニテ十万六千三百十六円ニテ注文引受ケタリ、外ニマスグレーブ社ノ分式万武千円也

一大阪市営電鉄配電所ノ電氣機械類ハ G. E. ニテ十四万九千五百九十七円ニテ注文引受ケタリ、外ニ鐵製柱六万千百円

也 (U. S. Steel 社製)

一阪堺電鉄ハ G. E 製ニテ電動機并掣駆器等ニテ式武十二万三千五百十一円ノ注文引受ケタリ

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一米新綿式千俵四十一円五十錢ニテ約定成立セリ、チン子ベリ綿出来直ハ三十八円見当ナリ

第六十九回 明治四十三年七月一日（金曜）

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)

常務取締役 飯田 義一○(印)

常務取締役 岩原 謙三○(印)

常務取締役 山本条太郎（自署）

取締役 三井養之助○(印)

取締役 朝吹 英二〇（印）

取締役 小室 三吉○(印)

監査役 三井得右衛門○(印)

監査役 林 健○(印)

監査役林 健○(印)

一議案

一役宅料規程制定之件（第百武十七号）

一役宅料並役手当金額改正之件（第百武十八号）

一社員火災手当金及弔祭料給与規則改正之件

一特別休暇規則改正ノ件（第百三十号）

一（欄外朱書）「丸壳知之」件（第百三十一号）

一（欄外朱書）「丸壳知之」件（第百三十一号）

一第七十回 明治四十三年七月五日（火曜）

出席者

社長 三井八郎次郎○(印)

常務取締役 飯田 義一○(印)

常務取締役 岩原 謙三○(印)

常務取締役 山本条太郎（自署）

取締役 三井養之助○(印)

取締役 福井菊三郎（自署）

取締役 小室 三吉○(印)

監査役 三井得右衛門○(印)

監査役 林 健○(印)

一議案

一常務取締役山本条太郎大阪出張之件（第百卅二号）

一常務取締役福井菊三郎報酬増額之件（第百卅三号）

決議

一佐世保海軍工廠職工共濟会病院建設費用中へ寄附金之件

(第百參拾四号) 決議

一若松出張所員社宅新築之件 (第百三十五号)

仮決議

(欄外朱書) 「若松出張所長社宅敷地購入并社宅新築之件  
(欄外朱書) ''」

(第百三十六号) 仮決議

一新型船ノ姊妹船大小共各老艘新造之件 (第百三十七号)

仮決議

一岩原常務取締役

ヨリ左ノ報告アリタリ

一六郷川橋梁材料ノ入札ハ突飛ノ安値ニテ飯田へ落札セリ、

直段ノ差 (同シク G. E. 社ノ品ニテ C. I. F. 直段ヲ取リタルモノ)

三井

四二八、七二八円

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一飯田

四一三、四七二円

一内地製造家ハ川崎、石川島、大阪鐵工所等協定、何レモ五

拾弐万円以上ニ入札セリ

飯田ノ安キハ閏税ニテモ胡魔化スカ何カニ非サレバ、到底

斯ル相違ヲ生スヘキ謂ハレナシ、利息、陸上費、電信料等

全部ヲ計算スルモ前書ノ如ク壹万五千円以上ノ差ヲ要セサ  
ル也

一福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一浦汐ヨリ歐州送リノ小麦ハムレヲ生シタリ、為メニ第一回  
分七千磅、第二回分壹万六百磅ノ弁金ヲ請求セラレタリ

第七十一回 明治四十三年七月八日 (金曜)

出席者

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

福井菊三郎(自署)

三井養之助〇(印)

朝吹 英二 欠席

小室 三吉〇(印)

監査役 林 健〇(印)

第七十弐回 明治四十三年七月十二日 (火曜)

出席者

長 三井八郎次郎〇(印)



出席者

社長 三井八郎次郎○(印)

常務取締役 飯田義一〇(印)

岩原謙三〇(印)

山本条太郎○(印)

福井菊三郎(自署)

取締役 三井養之助○(印)

早川千吉郎○(印)

朝吹英二〇(印)

小室三吉〇(印)

監査役 三井得右衛門 欠席

林健〇(印)

決議

一 山本増雄待命之件 (第百四十五号)

報告

一 福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

滿州大豆ノ作柄第一回報告ニ依レハ、未タ確言ハ出来サルモ  
人ヲ内地ニ派遣シ取調ヘタル所ニ依レハ北満ハ北団林子等ニ  
於テ大ニ開拓ヲ為シ、其他値段高価ノ為メ、植付増加等ノ為  
メ、其比例ハ

大豆 40% 昨年 30% / 35%

小麦 40% 昨年 25% / 30%

雜穀 20%

25% / 30%

通常経費百七十億万円 (直接経費ヲ含マス)

北満

二十二万屯

式十五万三千屯

南満

九十五万屯

計百十七万屯

九十九万七千屯

差引八万屯ノ増額

トスレハ 昨年

本年

北満

二十二万屯

式十五万三千屯

南満

九十五万屯

計百十七万屯

九十九万七千屯

本年上季ノ取扱高ハ如左

注文引受高

千四百十萬円

千四千百万円

千四千百万円

九千武百万円

取引結了高

○(田中消印)

後季持越

九千武百万円

右ノ如クニンテ、種子蒔附後降雨順当ナリシ為メ、向後ノ気  
候適順ナレハ 15% / 20% 増収ノ見込ナリ

南満ハ植付ノ際、雨足ラサリシモ、其後六月始メヨリ雨降  
リ、大ニ持直シタレハ、向後適順ニ進行スレハ吉林并長春ノ

東部ヲ除キ発育可ナルノミラズ、本年ハ輪作ノ關係上、豆年  
ニ当リ且直段高キ為メ大豆ノ産額多數ナルヘク、平均5%乃

至10%ノ增收ナルヘシ、今仮リニ

北満 15% 南満 5% 増収

右数字ヲ輸出入等ニ區別スレハ

注文引受高

輸出

五千萬円

輸入

四千四百万円

内地品

二千七百万円

外國品

千九百万円

取引結了高

輸出

五千萬円

輸入

四千九百万円

内地品

千九百万円

外國品

二千萬円

一 岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

昨年七月一日ヨリ本年六月三十日ニ了ル一ヶ年間生糸輸出高

内

総輸出高  
三井  
生糸合名

二一、三八七  
三井  
生糸合名

二一、六三〇  
三井  
生糸合名

六、七八八  
三井  
生糸合名

一四、五一九  
甲九十番  
ウルフ  
一四、五一九  
百七十四番  
ザル  
一〇、三九六  
ジャーデン  
四、四六三

一〇、三九五  
儀  
如左

第七十五回 明治四十三年七月二十二日（金曜）

出席者

常務取締役

飯田 義一〇（印）  
岩原 謙三〇（印）

山本条太郎（自署）  
福井菊三郎〇（印）

早川千吉郎〇（印）  
朝吹 英二〇（印）

三井養之助〇（印）  
小室 三吉〇（印）

監査役

三井得右衛門〇（印）  
林 健〇（印）

監査役  
三井得右衛門〇（印）  
林 健〇（印）

一 議案  
一 平山寅次郎依願解債之件（第百四十六号）

一 新田耕市依願解債之件（第一百四十七号）

決議  
決議

第七十六回 明治四十三年七月二十六日（火曜）

出席者

社長

三井八郎次郎〇（印）  
常務取締役 飯田 義一〇（印）

岩原 謙三〇（印）  
山本条太郎〇（印）

福井菊三郎〇（印）

取締役 三井養之助○(印)

出席者

常務取締役 飯田 義一○(印)

常務取締役

岩原 謙三○(印)

取締役 早川千吉郎○(印)

福井菊三郎○(印)

取締役 朝吹 英二○(印)

三井養之助○(印)

監査役 小室 三吉○(印)

早川千吉郎○(印)

取締役 健○(印)

朝吹 英二○(印)

監査役 林 健○(印)

小室 三吉○(印)

一議案  
一阿武忠祐依願解僕之件 (第百四十八号)

決議

出席者  
出席者

常務取締役 飯田 義一○(印)

(第百五十号) 決議

常務取締役 岩原 謙三○(印)

出納掛、集金掛及用度掛身元保証金規則改正之件

常務取締役 山本条太郎○(印)

(第百五十一号) 決議

常務取締役 福井菊三郎○(印)

一報告  
一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

常務取締役 三井養之助○(印)

一渣打銀行カ貸金ノ方ニ取り居レル香港製粉会社器械(時価

常務取締役 小室 三吉○(印)

武十万円)ハ当社ノ手ヲ経、神戸鈴木商店ニ於テ五万円ニ

監査役 林 健○(印)

テ買取リタリ、但元製粉支配人米田龍平ノ尽力ニ依レルモ

ノナリ

一特別手当支給之件 (第百四十九号)

決議

第七十八回 明治四十三年七月二十九日 (金曜)

一最近ノ注文引文如左

鈴木商店ハ之ヲ引取り、門司ニテ組立テ製粉事業ヲ經營ス  
ル筈ナリ

三井物産株式会社取締役会議録

大阪市営電鉄

電動機六十台 十六万九千四百四十円

制動機六十台 四万三千五百円

佐世保工廠

六十屯クレーン二台 五万八百八十円

横浜電線会社

当社ニテ外国人技師周旋ノ緣故等ヨリ、十三万円

余ノ注文ヲ引受ケタリ

鉄道院

ストーン式発電機并蓄電機

七万九千武百四十円

フランツ

壹万武千七百七十円

千代田瓦斯

パイプ 六十方四千尺

四万五千五百円

明治製糖ノ千屯ノ製糖機械ハ目下小川鉢吉氏ト交渉中

ニテ、明日中ニ決定スル筈ナリ

一福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一当社ノ大豆ノ持荷残ハ、九、十月積ニテ六千屯、七磅十六

志三片ニテ売却是ニテ全部結了セリ

新物ハ反対商既ニ一、二荷ヲ売約（七磅十六、七志）セル

モ、当社ハ急ニ売約ノ必要ヲ認メサルニ依リ、目下折角材

料取集中ナリ、何レ近日取締役会ニ提案スル運トナルヘシ

一米国市場ハ株式下落シ、昨年ノ同期ニ比シ三十ボイントノ低落ナリ、蓋シ其原因ハ小麦武千五百万石ノ不作ト銅不況

第七十九回 明治四十三年八月二日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一（印）

岩原 謙三（印）

山本条太郎（自署）

福井菊三郎（自署）

三井養之助（印）

早川千吉郎（印）

朝吹 英二（印）

小室 三吉（印）

林 健（自署）

監査役

宿題

一議案

一新造船命名之件（第百五十二号）

〔横外朱書〕「可決」  
〔概内・知決〕間輕便馬車鐵道敷設之件（第百五十三号）

決議

一報告

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一明治製糖ノ千屯ノ製糖機械ハ愈當社ニ注文ヲ引受ケタリ、  
代価九十四万八千円也

等ノ為メ輸出減少、正貨流出セルカ為メナリ、此上尚一段  
ノ下落ヲ來ストキハ小恐慌ヲ來タスヤモ亦知ルヘカラズ、  
生糸商売上等ニ於テ多少警戒ノ要アルヘシト考フ

第八十回 明治四十三年八月五日（金曜）

出席者

百四十四万屯  
昨年ノ輸出高

一昨年ニ比シ

常務取締役 飯田 義一〇(印)

岩原 謙三〇(印)

大連 五十四万九千屯

減二十万屯

山本条太郎〇(印)

浦沙 二十三万屯

増六千屯

福井菊三郎(自署)

監査役

卅九万弐千屯

〃七万千屯

取締役

三井養之助〇(印)

早川千吉郎〇(印)

大連

手合セシタリト云フ

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一藤原銀次郎樺太ヨリ帰リタリ、詳細ハ明日同人ヨリ報告ス

ヘキモ、大体ヲ述フレハ、一昨年鉱山会社技師取調ノ結果

ハ有望ナラサリシカ此度藤岡淨吉氏十分ニ調査ノ結果、大

ニ有望ナルコトヲ発見セリ、炭層ハ平均三十尺ノ厚サヲ有

シ水準上ニ在リ、広袤二十里ニ渡リ炭質ハ夕張以上ナルノ

ミナラズ、屯武円位ニテ採掘スルヲ得、距離ハ六十哩、

運賃八厘ニテ四十八錢ナリ、夕張ハ宝蘭迄九十哩ナルニ依

リ、此運賃ノミニテモ安上リナリ

港ハ中川船長ノ説ニ依レハ貳百五十日間航海シ得ベク、小

樽郵船定期船々長ノ説ニ依レハ五百屯位ノ碎氷船ヲ使用ス

レハ一年中不絶航海シ得ヘシ、現ニ昨年ハ一年中定期航海

セリ

一報告

一福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一満州大豆ノ作柄ハ今日迄ノ処、良好ノ見込ニテ、昨年ニ比

シ南北両満州ヲ通シ割五分增收ノ見込ナリ、即チ一昨年

ト同一ノ見込ナリ、此予定数量百三十八万屯

昨年度產豆本年六月迄ノ出荷高計百十七万屯ナリ、一昨年

仮決議

決議

(欄外朱書)「決議」  
一福井菊三郎、藤野龜之助譴責之件 (第百五十六号)

一報告

一福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一満州大豆ノ作柄ハ今日迄ノ処、良好ノ見込ニテ、昨年ニ比

シ南北両満州ヲ通シ割五分增收ノ見込ナリ、即チ一昨年

ト同一ノ見込ナリ、此予定数量百三十八万屯

昨年度產豆本年六月迄ノ出荷高計百十七万屯ナリ、一昨年

ト同一ノ見込ナリ、此予定数量百三十八万屯

# 三井物産株式会社取締役会議録

テ此炭坑全部ヲ取ラス、別ニ会社ヲ設立シテ三井大株主トナリ経営スル方、得策ナランカ

材木ハ大ニ有望ナリ、只同地ニ於テハ百年ヲ經ハ木カ枯ル、故大木ナキモ、林相ハ人造林ノ如ク見事ナルノミナラズ、五、六寸ノ木ニシテ高サ六十尺ニモ及ヒ、丸太材ノ供給ニ於テハ北海道并内地ノ山林ハ遠ク及フ所ニ非ス、且北海道ニ於ケルカ如キ代採上ノ妨ケトナル熊笹ナシ、此方ハ三井ノ名義ニテ払下ヲ得ルコト可然歟

一独逸ノ会社ノ所有ニ属スルアンガーラ島ノ磷礦石重役來訪、一千九百十二年ヨリ向フ十ヶ年間一定ノ直段ヲ定メテ買入ル、ナレハ一手ニ三井ニ托スヘシトノ申込アリ、品質ハ大洋島ノモノト同一ナリ

右ニ対スル我社ノ考ハ

第一案 太洋島トアンガーラ共同セシメ、我社一手ニ本邦ノ貿易ヲ引受クルヲ、是上策也

第二案 太洋島ヲアンガーラ品ヲ向フ五ヶ年間位買約セシメ、本邦ニ於ケル競争ヲ絶タシムル事、是中策也

本件ハ目下倫敦支店へ出電打衝中也

一右会社ハ世界ニ於テ有数ノ金物ヲ取扱フ会社ニテ本邦并浦沢等ノ亞鉛鉱石ヲ精練セルモ此会社ナリ、然ルニ鉛石ヲ態々独逸ヘ持チ行キ精練スルハ不利ナレハ本邦ニテ有力者ト共同シ精練会社ヲ起サンカトノ腹案アリ、三井之ニ共力ス

ルノ意ナキカトノ相談アリ、本件ハ十分研究ニ値スル問題ナリトス

桑港ノ汽船会社并鉄道会社ニ大勢力ヲ有スルシユーワエリノ氏來訪談話中考付キタル事ハ、本邦炭（樺太、撫順、北海道炭等）ヲ米国ニ大ニ売込ム件ナリ、從来桑港ニ於ケル陸上設備并ニ運搬船ノ設備ナカリシ為メ手ヲ広ケ得サリシカ、シユーウエリンハ壹万千屯ノアルゴア号ヲ三年程桑港ニ引続キ繫留シ居レリ、之ヲ安直ニ貸渡ストキハ永久的ニ石炭商売ヲ經營シ得ヘキ事ヲ述ヘタルニ、直段次ニテ貨渡スヘシトノコナリ、又陸揚設備ノ方ハ米国ノ石油トラストニ対抗シテ起レル所ノウエスタンヒューエルコンパニイカ從来ナ、イモ炭ヲ取扱ヒ來リタルニ、トラストノ為メニ圧服サレントシツ、アリ、故ニ同社ノ設備ヲ利用スレハ一挙両得ナルヘク、從来桑港ニ於ケル陸揚ハ一日七百屯位迄ニ過キサリシカ、シユーウエリンハ一日ニ夜業ヲ為シ五千屯ヲ揚ケタル事アリトノコトナレハ、仮リニ壹万千屯ノ石炭ヲ是迄十五、六日掛リ、日曜ヲ除クトキハ約二十日掛リタルモノ、四、五日乃至十日ニテ陸揚ケ得ルトスレハ桑港ニ於ケル本邦炭ノ商売ハ大ニ有望トナルヘシ、目下濠州炭十武弗（武十四円）見当ナルカ、我々ノ引合ヒ居レル田川炭六万屯ハf.o.b六円、運賃<sup>per</sup> 3.60計十三円強ニ過ギス、從テ運炭船ト陸揚設備ノ手順付ケハ大ニ競争ノ余地アリト信ス

第八十一回 明治四十三年八月九日（火曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇（印）

岩原 謙三〇（印）

山本条太郎 欠

福井菊三郎（自署）

取締役 三井養之助〇（印）

早川千吉郎〇（印）

朝吹 英二 欠

小室 三吉〇（印）

監査役 三井得右衛門〇（印）

林 健（自署）

一議案

無シ

一報告

一福井常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一米國ニ於テハ本年ハ例年ニ比シ破産者ノ割合二割程多シ、

一曩ニ報告シタル如ク、本年ハ小麦二千五百万石（昨年ニ比

シ壟割五分減）ノ減収ナルノミナラス、土地ニ金ヲ卸シ居

ル高、例年八億八千万弗位ナルニ対シ本年ハ十一億弗ノセ

キユリチーラ出シ居リ、夫等カ金融引締リノ原因ヲ為シ十

月末ヨリ十一、二月クロツプムーブメントノ時機トナレバ、

大ニ金融ノ逼迫ヲ來サ、ルカラ恐ル、但各銀行家等何レモ

警戒ヲ加ヘ居レルニ依リ、格別ノ事ナキヤモ難計、此敷ケ

月間米國ハ常ニ歐州ヨリ借金勘定トナリ居リ、即チボンド等ヲ売却シ不足ヲ補充シ居ル有様ナリ

今日迄ノ統計ニ依レハ、恐慌ハ大抵九年／十年目ニ起り、

三ト七ノ年ニ生シ居レリ、本年ハ1900ナレハ此点ヨリ云ヘ

ハ差支ナキ年柄ナレトモ要スル十月頃カ注意スヘキ時ナラ

ム、1907ノ恐慌モ十月ヨリ起リタリ

一本邦米ノ作柄ハ神戸ヨリノ米電ニ依レハ関西・九州地方ハ

佳良ナリト、尚一昨日農商務大臣ニ面会之節聞ク所ニ依レ

ハ、越後ヨリ東北ニ掛ケ雨天・曇天多キモ西ノ方ニ行クニ

従ヒ天候佳良ナリトテ、全体ニ於テ楽観セラレ居レリ

第八十二回 明治四十三年八月十二日（金曜）

出席者

常務取締役 飯田 義一〇（印）

岩原 謙三〇（印）

山本条太郎〇（印）

福井菊三郎（自署）

取締役 三井養之助 欠

早川千吉郎〇（印）

小室 三吉〇（印）

監査役 林 健〇（印）

一川村徳太郎罷役満期解傭之件（第百五十七号） 決議

一印度合併州勸業博覽会出品協會費用中へ寄付金之件

（第百五十八号） 決議

（小樽支店長藤原銀次郎へ臨時賞支給之件（第百五十九号）  
（欄外朱書）「可決」

一飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ  
（第百五十九号） 決議

一飯田常務取締役ヨリ左ノ報告アリ

一、西貢ノヘール并スペイデルハ精米所ヘノ前貸金倒レト壳  
越買越ノ失敗トノ為メ破産ニ瀕セリト

一、蘭貢米ハ±〇七志六片ト電信アリタリ

一、本邦米作氣遣ハシキニ付 一昨日倫敦、新嘉坡、香港ヘ

一、出電、市況取調ヘ何時ニテモ買付方出来ル様、準備セヨト

一、出電シ、又遠藤ニハ速ニ帰朝方打電シタルニ遠藤ハ十八日

一、出發帰朝スヘキ旨、返電アリ、又蘭貢米ハ倫敦ニテモ何時

ニテモ買附出来得ヘク、又新嘉坡ニハ蘭貢ニ出張員タリシ

モノ現在セル故、何時ニテモ着手差支ナク、又香港ハ先般

來漢口官憲ヘ西貢米壹万四千屯ヲ順次売込メルノミナラ

ズ、福州官憲ヘモ東京米三千屯売込ミタル等、最早中々米

ノ黒人ナルニ依リ、何時注文スルモ差支ナキ手順相付居レ

一議案 リ

一米国南部ニ於テ綿買入ノ為メ会社設立ノ件（第百六十号）  
（欄外朱書）「可決」

仮決議

一議案

一当社ト絶縁シタルガートナーハ明年度分トシテ小樽木材ト  
橋角式万石、挽材五千石ヲ約定セントシツ、アリ、当社ハ

小樽木材ト朝鮮・満州方面ノ商売ニ於テ提携ノ關係上、右

第八十三回 明治四十三年八月十六日（火曜）

出席者

社長 三井八郎次郎〇(印)

常務取締役 飯田義一〇(印)

岩原謙三〇(印)

山本条太郎〇(印)

福井菊三郎(自署)

早川千吉郎〇(印)

小室三吉〇(印)

監査役 林健(自署)

取締役 三井養之助〇(印)

一水害罹災者ヘ見舞金贈与之件（第百六十一号） 決議

一口ノ津倉庫ヲ三池ニ建替并棧橋建設之件（第百六十二号）

（一権太山林年期払下出願之件（第百六十三号） 仮決議  
（欄外朱書）「可決」

（一倫敦支店ヘ生糸百俵壳越買越認可之件（第百六十四号）  
（欄外朱書）「撤回」

仮決議

ヲ当社ニ売渡サシメ以テカートナーノ競争ヲ避ケンコトニ

尽力中ナリ

檜ノ挽材ハ既ニ十分ノ声価ヲ得、スラボニアニ譲ラス

クオーターソーノ上物ハ四志ニ売レ行キ居レリ、最早確實

ニシテ利益アル商売トナリタリ

一神戸ノデビツトハ綿商売利益ナキ為メ閉店セントシ居ル

由、聞込ミタリ

一孟賈・甲谷他ニテ取調ヘタル所ニ依レハ、六十手以下二十

八手以上ノ日本糸六万俵賣行キ居レリト、香港方面ニテモ

瓦斯糸ハ好況ニテ油頭并廈門モ当社ノ手ニ收メタリ

一香港ノジャーデンノ紡績ハ千万円ヲ百万円ニ減資セルモ尚

十円ノ株四円ニ過キス、而モ尚経済取レザル為メ、ケズウ

イシク氏ヨリ同紡績經營方ニ付、香港支店ヘ相談アリタリ  
ト、同紡績器械ハプラツト也

一岩原常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一、塩水港製糖ノ六百五十屯ノ製糖器械ハハーベー社製ニ決

定、当社其注文ヲ引受ケタリ、尚外ニ高砂製糖工場分五百

屯モ引合中ニ属ス

一、五月一日ヨリ八月十日ニ至ル機械類注文引受高ハ、四百

九十八万三千九百円ニシテ、前季ノ貳百八十八万円ニ比シ  
貳百十萬円余多シ

一山本常務取締役ヨリ左ノ報告アリタリ

一郵船会社横浜渡石炭ハ從来北海道炭鉱之ヲ供給セシカ、此

度当社ニ於テ注文ヲ引受ケタリ、其高貳万屯ナリ